

# 第一百五十四回 参議院経済産業委員会会議録第十六号

平成十四年五月三十日(木曜日)  
午前十時開会

## 委員の異動

五月二十九日

### 辞任

直嶋 正行君

緒方 靖夫君

五月三十日

正行君

### 補欠選任

片山虎之助君

松井 孝治君

荒木 清寛君

出席者は左のとおり。

### 理 事

委員長

保坂 三藏君

事務局側

環境大臣政務官

奥谷 通君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣

柏村 武昭君

下地 幹郎君

松 あきら君

塩入 武三君

河野 博文君

彦君、国土交通大臣官房審議官松野仁君及び環境

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長飯島孝君を

改定させていただきます。

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業副大臣

八田ひろ子君

加藤 修一君

古屋 圭司君

大島 慶久君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

松井 孝治君

平沼 趟夫君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業副大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

八田ひろ子君

古屋 圭司君

大島 慶久君

古屋 圭司君

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

○委員長(保坂三藏君)

経済産業大臣政務官

—

例えばアメリカにおきましてはこれが二五%といふことでござります。実に四分の一しか中東に依ったけれども、石油の中東依存度は、今、先生もおっしゃいました、一九八〇年代の後半には一時

二

るわけでございます

存をしていないことがあります。そして、ヨーロッパにおきましても、ドイツは何と一

た。けれども、石油の中東依存度は、今、先生もおっしゃいました、一九八〇年代の後半には一時七〇%を下回る水準まで低下をいたした経緯がございます。けれども、その後、やはり我が国のい

エネルギーの供給に占める石油の割合は、第一次オイルショックの当時の七七・四%から五一八%まで、一応はかなりの数値目標が達成を

るわけでござります。  
それは、その取組の仕方といたしましては、直  
接的な取組もあれば間接的な支援もあるというう  
とでございますが、もう、もちろん国としてその

%、比較的ヨーロッパにおきましても比率が高いと言われておりますフランスにおきましても三〇%台にとどまっているわけであります。

た。けれども、石油の中東依存度は、今、先生もおっしゃいました、一九八〇年代の後半には一時七〇%を下回る水準まで低下をいたした経緯がござります。けれども、その後、やはり我が国のいわゆる石油の需要というものがどんどん伸びてまいりましたので、原油の調達先の数が一九七〇年当時は十五の国から調達をいたしておりましただけ

エネルギーの供給に占める石油の割合は、第一次オイルショックの当時の七七・四%から五一八%まで、一応はかなりの数値目標が達成をとどめております。そういう意味では、全エネルギーの供給全体として中東依存度の低減に一定の成果を上げてきているんじゃないかな、こういう気持とす。

るわけでございます。  
それは、その取組の仕方といたしましては、直  
接的な取組もあれば間接的な支援もあるというう  
ちでござりますが、もう、もちろん国としてその  
意味で果たし得る役割は外交面ということが中心  
にならうかと思います。しかしながら、金融面での  
支援の重要性もまたあろうかと思ひます。例え

七〇年代の石油危機を経まして、我々は国を拳げて中東依存度を低めていくこうという政策的な方向感覚を持っていろいろな施策を官民ともに講じてきたはずでございます。しかしながら、七〇年代の数字と比較をいたしましても、現在中東依存度は逆に上がっている、そういう悲しい現実がござります。

れども、最近は二十数か国から輸入をする、そういうふうな面では努力の跡があるわけでござりますけれども、残念ながら先生が御指摘のとおり、中東に対する依存度は再び最近は上昇してきている、そういうことでござります。

その原因でござりますけれども、中国だとかイ

も持つてゐるわけですが、それとも、更にいろんな検討を加えながら、先生御指摘のような方向にできるだけ努力をしてまいりたいと思うところでございます。

採掘段階におきますリスクの分担という役割が一つあるとかと思うわけであります、また同様に開発段階におきますリスクの緩和という国との役割もあるのではないかと、そのように考えております。

なせそういうことになったんだろうか。現在まで七〇年代から八〇年代、九〇年代を通じま  
で、石油公團あるいは日本政府のあらゆる機関をも  
通じましていろいろな政策的な配慮もし、また施  
策も講じてきましたはゞでございます。どうしてこの  
ような状況になってしまったのか、その原因を  
我々が知ることがまずこれからの方策を考える

ントネシア、そういう意味で産油国と言われるところも国内の需要が増してきておりますので、なかなか思うようにまいらない。それと、もう先生が御指摘のとおり、世界の石油の埋蔵量の三分の二が中東地域に密集している、こういうこともあります。そして、我が国からできるだけ近いところで調達ができるようという努力はいたしております

東依存率は減らすことができるようになるんだ  
れば、スワップオペレーションとかいろいろな  
カニズムがございます。したがつて、実質的な  
我が国がその地域の石油資源に権益を確保して  
性ということは依然として重要でございます。ま  
た輸送上大変不利なところであつたとしても  
いいろいろなところで確保をしておくことの重  
要性をいろいろなところでお伝えします。

にほかの諸国に負けない支援と開拓が必要だとおもいます。特に、今申し上げました金融面におきましては、支援のこれから在り方につきまして基本的にどのようにお考えになられておられるのか、大変重要な問題でございますので、できれば大臣からお聞かせいただきたいと存じます。○國務大臣(平沼赳氏君) 近藤先生御指摘のよう

当たつて重要だろうと思ひます。  
そこで、この中東依存率の現状に關してどのうな所見をお持ちなのか、あるいはまたこのうな悲しい現実になつてきているこの原因についてどうお考えか、そしてこれからそれに対応していくのような政策の發動が必要と考へておられるのか、この三点につきまして御所見を賜りたいと存じます。

○副大臣(大島磨久君) 近藤先生の方から、なぜ中東に依存しているのか、その状況を踏まえて、どう御質問でござりますので、私からお答えをさせていただきたいと思いますが、先生既によく御承知でございます。

すものの、そういった近い地域での新しい油田の開発が進んでおらない、こういったことが原因の中にもあります。さらには、遠い国からもつとばらつきをもつて輸入すればいいという考え方では成り立ちますが、やはり輸送にコストが掛かりますので、余り遠いところからでは経済面で成り立たない、そういうこともございまして、やはり中東にも頼らざるを得ない、こういうような状況がござります。

いろいろ考えてはいるものの、こういう状況を考えると、こういった自由競争が行われております市場環境でござりますから、政策的に必ずしもそういったことに対応してうまくそれができる

そこで、そのような資源の権益確保についてございますが、従来、石油公団の果たしてきた割というものは大変重要なものがあつたと私は認識をしております。しかし、残念ながら、今回石油公団が廃止されることが閣議決定をされております。果たしてきた役割の重要性はあるにしも、その経営の実態をいろいろ聞いてみますと今回の決定に至つたそのいきさつもやむを得なかなと、そのように一方では感ずるわけでござります。しかしながら、国が果たすべきこの権益特に石油・ガス資源の海外の権益獲得に向けてが果たすべき役割的重要性には何ら変わらない

に、やはり自主的にエネルギー資源である石油を確保するということは非常に大切なことだと思っていました。我が国も一九七三年のオイルショック以降、大変、石油、これを自主的に確保しなければならないということで石油公団を通じて努力をしてきたところでございまして、一定の成績が上がってきたことも事実であります。

そこで、昨年の十二月に閣議決定をされましたが、特殊法人等整理合理化計画、これに従いまして石油公団が廃止をされる、こういうことになつたわけであります。

そのときに、私どもとしては、今、近藤先生が御指摘になられたように、やはり国がバツクアーナー

我が国といたしましても、オイルショックのときの経験を生かしまして、非中東産油国からの輸入の促進、それから非中東地域における自主的の開発、石油公団を始めいろいろ努力は、もうそろそろ一辺倒に頼らないための努力はしてまいりました。

かどうか、こういう難しい問題があるわけでございまして、そういう状況を踏まえながら、我ながらいたしましては石油依存度の低減、できるだけ石油を使わない、今これも先生が御指摘ございましたけれども、そういうことも大切でございま

そのように私は認識をしております。  
御承知のとおり、世界にありますて、世界の  
要国は国として石油資源の権益の確保に大変な  
エネルギーを使つてゐることは御承知のとおりで  
ります。正に国を挙げて、国として取り組んで

ブをして初めて担保できる重要な柱があるたるゝこと。その一つの柱は御指摘の今資金の面、リストマネーの供給、あるいは直接の御質問ではありますせんけれども、いつたん緩急のときに備える備蓄の問題、更には今まで蓄積されたそういう技術、

こういった面は何らかの形で国というものが関与をしていないと国際場裏では通用しない、こういう面がございます。

そこで、私どもいたしましては、石油公団における石油開発のための資金、リスクマネー供給機能というのは、金属鉱業事業団と統合をして設立をされます独立行政法人、これは石油天然ガス・金属鉱物資源機構 この業務の一つとして、もちろん資金というものは国民の税金でございますからそういう支援プロジェクトというものを作成選定をしながら、今後もそういう国に果たすべきそういう役割、そういうものを果たしていくかなればならない。そういうことでは独立行政法人の中で、国際場裏の中で、相手側がそういう形でこれだったら大丈夫だと、そういうことを担保しつつ展開をしていくと、こういうことにさせていただきました。

○近藤剛君 よく分かりました。

一つ関連いたしましてお伺いしたいのでござりますが、先ほど申し上げましたように、探鉱段階におきますリスクの分担あるいは開発段階におきますリスクの緩和措置に関連しての国の関与の在り方でございます。

具体的に申しますと、政策投資銀行とか国の金融機関の果たすべき役割が依然としてそこにあるんだろうと思うわけでございますが、この点につきまして念のため確認をさせていただきたいと存じます。

○政府参考人(河野博文君) 現在もいわゆる探鉱段階におきましては石油公団が出資という形を中心として支援をさせていただいております。これが生産段階にありますと、いわゆる開発段階と呼んでおりますが、ここでは国際協力銀行からの融資あるいは民間企業からの融資などを原資として開発を行いますが、その際、石油公団は債務保証という形でこのリスクの一定分を引き受けているわけでございます。

今後、独立行政法人にこの機能が移行しました後におきましても、こうした開発段階におきます

債務保証という機能は引き続き重要な機能だとうふうに認識をいたしております。

○近藤剛君 ありがとうございました。

先ほど大島副大臣が脱石油といいますか、石油依存度を下げる努力、これが大変重要になつてきているというお話をございました。私も全くそのおりだらうと思うわけであります。

石油依存度は明らかに我が国におきましては過大でございます。先ほど御指摘ございましたように五一・八%でございますか、九九年の数字だと承知をしておりますが、ほかの国に比べましてこれは極めて高い数字になつてゐるということです。ヨーロッパにおきましても比較的低いと言われておりますが、自給率も極めて低いという問題点も一方であります。アメリカにおきましては七四%、要するに四分の三は自給できてるわけでござります。

いずれにいたしましても、日本の自給率の低さ

といふものは大変残念な数字でございますが、ここに新しいエネルギー、新エネルギーの重要性があるわけでございます。そういう意味で、今回のこの新エネルギー法の重要性もあるんだろうと思ひます。

しかしながら、ここで間違えてはいけないことが一つございます。これは、この法律が対象となる比率というものは極めて微々たるものだということでおきます新エネルギーの占める、総需要に占めることでございます。これは冒頭に申し上げたとおりでございますが、しかし、この重要性は私、否定するものではございません。しかし、実際問題として、その占める比率は微々たるものだということを十分我々としては認識をしておく必要性があるんだろうと思います。特に、この点につきましては、國民の理解を得るために十分な努力をしなが

ります。

○国務大臣(平沼赳氏君) お答えをさせていただきます。

御指摘のように、私どもとしては、新エネルギーというものは今後積極的に伸ばしていくかなればならない分野だと思っております。しかし、現実、これはまだまだ全体のエネルギーに占める割合というのが大変低いものでございまして、今のが段階では全体の一%程度でございます。これを非常にインセンティブを与えて伸ばしても、計画的に言つておりますけれども、しかし、そうす

ギー政策上、特に多角化あるいは自給率の向上という意味で、決して決め手になるものではないという現実でございます。

それでは、当面、決め手をどこに我々が求めていくのか、石油依存率を更に低下をさせていく、そしてこの自給率も高めていくと、そのための決意手のエネルギー源をどこに求めるんだろうかということでございます。

ここ十年あるいは二十年を展望いたしますと、やはりそこにおいて果たすべき大きな役割は原子力にあるのではないかなど、そのように思うわけあります。特に、エネルギーの自給率の向上ということを考えますと、ブルサーマルの果たす役割には極めて大きいものがあるのではないかなどあります。また同時に、新しい原発の新設、原発の新しい建設に加えまして、核燃料サイクルの設備の整備もまた必要であろうかと思ひます。特に、今もう緊急に取り掛からなければならぬ問題に、使用済み燃料の中間貯蔵施設の建設であるかと思います。

そういう意味で、地方自治体と共同して、国と

うか

思ひます。

また、お話しになられました、やっぱり資源の乏しい日本としては、いわゆる原子力の発電過程で産出されるブルトニウムを再利用いたしまして、そしていわゆる核燃料サイクル、これを実現することも日本の将来のエネルギー確保にとって非常に重要なことであると思ひます。そういう意味で、これもやっぱり、国の今後のエネルギー政策のこれも柱の一つとして、今申し上げたように、安全性ですとかあるいは透明性ですとかあることは非常に重要なことであると思ひます。そういう意味で、これもやつぱり、国の今後のエネルギー政策のこれも柱の一つとして、今申し上げたようになります。

しかし、今後、エネルギーというのは多様化

なければいけませんし、また二十一世紀は環境を克服するかと、こういう環境問題をいかに

克服するかという命題がございます。ですから、新エネルギーの占めるそういう役割というのも非常に大きなものがございますので、例えば石油に

あってもなかなかこれだけの経済大国のエネルギーを賄う状況にはなっておりません。

先ほど来、石油の占める割合が五二%近く、こ

ういうことでございます。その中で、さらに、これも御指摘がございましたけれども、原子力発電においてはC0<sub>2</sub>の排出量がゼロである、こういう特性も持っております。これは今電力の三割以上を原子力発電で賄つてゐるわけであります。

したがいまして、国の基本といたしましては、

繰り返し申し上げますけれども、いかに安全を担保するか、こういうことによってやはり原子力と

いうもののも国のエネルギー政策の柱に位置付けられて、この推進をやつていかなければならぬと

思つております。そのためには、絶えず安全の確保に努めまして、透明性の確保、これも重要な問題に、広く国民の信頼、御支持を得るために

の努力を積み重ねていかなければならぬと思つております。

また、お話しになられました、やっぱり資源の乏しい日本としては、いわゆる原子力の発電過程で産出されるブルトニウムを再利用いたしまして、そしていわゆる核燃料サイクル、これを実現することも日本の将来のエネルギー確保にとって非常に重要なことであると思ひます。そういう意味で、これもやっぱり、国の今後のエネルギー

政策のこれも柱の一つとして、今申し上げたよ

うことは非常に重要なことであると思ひます。そういう意味で、これもやつぱり、国の今後のエネルギー

政策のこれも柱の一つとして、今申し上げたよ

比べて二酸化炭素の排出量の少ない天然ガス、こういったことの積極利用も図らなければなりませんし、この天然ガスというのは、地政学的に言いますと中東も主要な産出国ですけれども、最近は東アジアにおいても相当有望なそういうガス田が発見されたと、こういうこともあります。そういう中で、新エネルギー、今回お願いしている法案の中での新エネルギーも我々はインセンティブを与えるべきやつていかなければならぬ。そういう形で、私どもとしては、既存の石油そして原子力あるいは天然ガスそして新エネルギーの中に入り入れてやつていかなければいけない。そういう安定供給ということが経済にとって必要ですから、そういうものをしっかりと新エネルギーの中に取り入れてやつておきたいと、このように思つております。

○近藤剛君 ありがとうございました。大変心強くお伺いをいたしました。

原子力に関連いたしましては、もう御承知のとおり、欧米諸国におきましても温暖化対策の視点からもその見直しが進められている、前向きな見直しがなされているということは御承知のとおりであります。正に大臣のおっしゃった方向で我が国も推進を着実に推進をしていっていただきました。など、そのように存じます。

ただ、そこで最近気になることが出てまいりました。これは、ある地方自治体におきまして新しい核燃料に関する増税の動き、あるいは新税を創設をする動きが出てきているということをございます。これは、国のこれから総合的なエネルギー政策推進上、看過できないことであろうかと思いますが、この点につきましてどのようにお考えになつておられますのか、お聞かせいただきたいと存じます。

○國務大臣(平沼赳夫君) 確かに、原子力発電に

関しましては、やはり立地地の住民の皆様方の御協力が必要であると、こういうことで、特別措置法に基づいていろいろなことをさせていただいている。また、幾つかの立地県においてはそういう法全般の中で一定の位置を占めるように我々は考

えなければならぬと、そのように思うわうエネルギー税的なそういう税の話も出ておりまして、今御指摘のように、一つの方針としてある県からそういう話が出ているわけであります。

そういう問題に関して、私どもとしては、やはり既に法律で、特別措置法でいろいろなことを措置させていただいている、御協力をさせていただいている。そして、その立地地域は、立地地域でその電力を消費せずに、ほとんどを東京でございますとかあるいは大阪ですか、そういう大消費地に協力をさせていただいている、こういう前提がありますので、そのお考えは分かりますけれども、私どもとしてはやっぱりエネルギー全体を考えたときにはそういう新しい税、それが過重なものになつて、やっぱりそれが国民の上に跳ね返り、そして国の大規模なエネルギー政策にいろんな影響を与える、こういうことは私どもは危惧をしておりまして、よくそういう地方自治体とも連携を取りながらこの問題について対処していかなければならぬと、このように思つております。

○近藤剛君 よろしくお願ひをいたします。

それで、先ほど大臣が言われました新しいエネルギー源の重要性についてござります。

確かに天然ガスの活用も、これから温暖化対策の意味合いからも重要な役割を果すものになります。ただ、これから遠い将来といいますか、未来を展望いたしますと、やはり原子力の次に来る大きなエネルギー源を模索をする動きというのも我々は無視してはならないと、そのように考えております。具体的に申しますと、從来からその意味で検討をされているのが熱核融合でありま

すし、あるいは水素燃料でもあるし、あるいはメタンハイドレートでもあります。

現在のところ、これらの新しい未来のエネルギー源につきまして、技術的な問題が極めて深刻なものがあるということで、技術開発に、研究、

技術開発の段階ということになつておりますが、

もうそろそろこの技術開発を含めたエネルギー政策全般の中で一定の位置を占めるように我々は考

えていかなければならぬと、そのように思つて

います。たとえこれは積極的に取り上げていかなければならぬと思つています。

それから、メタンハイドレートの今お話をございました。これも最近非常に顕著な御承知のよう

に技術的な進歩がございまして、海底で塊で取り上げてそれをエネルギー化するという、そういう

ことがあつたんですねけれども、もう海底の中でそれをガス化をして引き上げるということを日本も

参画したカナダにおける実験で成功しました。こ

れは、日本の周りにもメタンハイドレートというものは非常に資源として大量に存在しております。

ですから、海底から比較的コストの掛からない、そういう形でそれをエネルギー化すると、こう

いうめどが付きましたので、これもこれから非常に

エネルギー源として多量に存在しております。

昨日、実は総合科学技術会議がございました。

そういう中で、国際協力の下で、現在非常にEU

も熱心でございます。特にフランス、スペイン等

が非常に熱心でございます。また、カナダ、これ

も非常に熱心な国でございまして、日本、ロシ

ア、そういうところでの夢のエネルギーの実

現に向けてとにかく国際的な協力ををしていこう、

そのためには実際に実験プラントを造る候補地を

選定しよう、こういうことで、現在、ヨーロッパ

の中でも二か所、それからカナダが名のりを上げて

おります。そして、日本も二か所が実は立地の名

のりを上げておりますけれども、昨日の総合科

学技術会議で二か所に絞ると、こういうことが決

定され、また閣議でこれが最終決定される見込みであります。当初は腰が引けていたアメリカも、

最近はこの問題に方向変更するというような動きもございまして、いよいよ本格化してきたと思つています。

これに対しては日本は相当進んでいる段階、そ

ういう技術的に進んでおりまして、当初は五十年

は最低かかるであろうというような直近の見通しもございましたけれども、しかし、このところ

これまでございましたけれども、しかし、このところ

これまでございましたけれども、その比率といふものは新エネルギー

源でございまして、現実にそこまで進んできております。

ですから、そういったことを私どもはしっかりと踏まえてやつてしまりますと、今は確かに一%ですけれども、その比率といふものは新エネルギー

は十分高まる可能性があると思っておりまし

て、いずれにしても人類にとって大切な新しい技

術、新しい可能性でござりますから、私どもとし

ても全力をもつてやつていかなければならぬと、このように思います。

○近藤剛君 ありがとうございます。

そういう意味で、今度の新工不利用法の最後に規定されております三年後の見直しでございますが、技術の進歩も非常に速いものがあります、また世界の環境も大きく変化をするわけでございます。そういう意味で三年後の見直しは、これはきちりとやつていただきたいなど存じております。

いずれにいたしましても、新工不利用法につきまして、多少細くなりますが、五点ほど確認をさせていただきたいと存する点がございます。

まず一つが、エネルギー市場の公平性の確保についてでございます。この法律の対象は、当面、発電事業者ということでございます。電気事業者ということでございますが、自家発電の事業者についてもある意味ではこの対象に加える必要性も出てこようかなと、そのように考えておりますが、この点につきまして御確認をさせていただきたい、これが第一点であります。

そして第二点が、対象エネルギーの限定といふ点でございます。対象エネルギーに例えれば産業廃棄物発電が入つておりますが、これにつきましては極めて抑制的に運営をしていかなければならぬと考えておりますが、この点につきましての御確認を賜りたいと思います。

そして第三点といたしまして、現実的な目標の設定の必要性ということでございます。目標設定を誤りますと、例えばRPS証書の市場での高騰という現象も懸念をされるわけでございます。そういう意味で、目標設定につきましては十分なる現実的な配慮が必要だと思うわけであります。

そして四番目に、系統連系への配慮も必要だということでございます。系統コストが過大にならない配慮が、この目標設定あるいは対象エネルギーの限定に当たつて必要だらうと思うわけであります。

そして、最後でございますが、政令、省令、あ

るいは目標設定に至るまでの作業の透明性の確保という点でございます。十分に関係者に情報が公開されることが重要だらうと思います。

そして、また関係者の意見を広く聴取をするということも必要だらうと思います。

この情報公開の問題、そして透明性の確保の問題につきまして五番目に確認をさせていただきたいと存じます。

○政府参考人(河野博文君) まず、自家発を対象にするかどうかでございます。これは総合資源エネルギー調査会の新エネルギー部会でも議論になった点でございます。

しかし、いわゆる自家発自家消費の電力消費者といいますか、そういった方は既にそういった投資をしておられますから発生電源の選択にもう自由度がないということもありますし、また小型の自家発ということになりますと対象数が非常に多くなるということです。制度管理の行政コストが膨大であるというような問題が指摘されたわけですが、この点につきまして御確認をさせていただきたい、これが第一点であります。

そして第二点が、対象エネルギーの限定といふ点でございます。対象エネルギーに例えれば産業廃棄物発電が入つておりますが、これにつきましては極めて抑制的に運営をしていかなければならぬと考えておりますが、この点につきましての御確認を賜りたいと思います。

この法律の第二条第六項では、政令で追加的にこの対象のエネルギーを指定することができるとして第三点といたしまして、現実的な目標の設定の必要性ということでございます。目標設定を誤りますと、例えばRPS証書の市場での高騰という現象も懸念をされるわけでございます。そういう意味で、目標設定につきましては十分なる現実的な配慮が必要だと思うわけであります。

そして四番目に、系統連系への配慮も必要だということでございます。系統コストが過大にならない配慮が、この目標設定あるいは対象エネルギーの限定に当たつて必要だらうと思うわけであります。

そして、最後でございますが、政令、省令、あ

るいは目標設定に至るまでの作業の透明性の確保という点でございます。十分に関係者に情報が公開されることが重要だらうと思います。

この情報公開の問題、そして透明性の確保の問題につきまして五番目に確認をさせていただきたいと存じます。

○政府参考人(河野博文君) まず、自家発を対象にするかどうかでございます。これは総合資源エネルギー調査会の新エネルギー部会でも議論になった点でございます。

しかし、いわゆる自家発自家消費の電力消費者といいますか、そういった方は既にそういった投資をしておられますから発生電源の選択にもう自由度がないということもありますし、また小型の自家発ということになりますと対象数が非常に多くなるということです。制度管理の行政コストが膨大であるというような問題が指摘されたわけですが、この点につきまして御確認をさせていただきたい、これが第一点であります。

そして第二点が、対象エネルギーの限定といふ点でございます。対象エネルギーに例えれば産業廃棄物発電が入つておりますが、これにつきましては極めて抑制的に運営をしていかなければならぬと考えておりますが、この点につきましての御確認を賜りたいと思います。

この法律の第二条第六項では、政令で追加的にこの対象のエネルギーを指定することができるとして第三点といたしまして、現実的な目標の設定の必要性ということでございます。目標設定を誤りますと、例えばRPS証書の市場での高騰という現象も懸念をされるわけでございます。そういう意味で、目標設定につきましては十分なる現実的な配慮が必要だと思うわけであります。

そして四番目に、系統連系への配慮も必要だということでございます。系統コストが過大にならない配慮が、この目標設定あるいは対象エネルギーの限定に当たつて必要だらうと思うわけであります。

そして、最後でございますが、政令、省令、あ

るいは目標設定に至るまでの作業の透明性の確保という点でございます。十分に関係者に情報が公開されることが重要だらうと思います。

この情報公開の問題、そして透明性の確保の問題につきまして五番目に確認をさせていただきたいと存じます。

○政府参考人(河野博文君) まず、自家発を対象にするかどうかでございます。これは総合資源エネルギー調査会の新エネルギー部会でも議論になった点でございます。

しかし、いわゆる自家発自家消費の電力消費者といいますか、そういった方は既にそういった投資をしておられますから発生電源の選択にもう自由度がないということもありますし、また小型の自家発ということになりますと対象数が非常に多くなるということです。制度管理の行政コストが膨大であるというような問題が指摘されたわけですが、この点につきまして御確認をさせていただきたい、これが第一点であります。

そして第二点が、対象エネルギーの限定といふ点でございます。対象エネルギーに例えれば産業廃棄物発電が入つておりますが、これにつきましては極めて抑制的に運営をしていかなければならぬと考えておりますが、この点につきましての御確認を賜りたいと思います。

この法律の第二条第六項では、政令で追加的にこの対象のエネルギーを指定することができるとして第三点といたしまして、現実的な目標の設定の必要性ということでございます。目標設定を誤りますと、例えばRPS証書の市場での高騰という現象も懸念をされるわけでございます。そういう意味で、目標設定につきましては十分なる現実的な配慮が必要だと思うわけであります。

そして四番目に、系統連系への配慮も必要だということでございます。系統コストが過大にならない配慮が、この目標設定あるいは対象エネルギーの限定に当たつて必要だらうと思うわけであります。

そして、最後でございますが、政令、省令、あ

るいは目標設定に至るまでの作業の透明性の確保

とい

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

&lt;p

1

なもののがあったたと思うわけでござります。もちろん、省エネ法があつたからこうなつたという、必ずしもそう単純なものではなかろうかと思いますが、少なくともこの省エネ法の果たしてきた役割が評価されてしかるべきだらうと思うわけでござ

い  
ま  
す。  
今回の改正は、そのような省工法を更に規制

範囲を拡大するというものでございまして、現

在の我が国の置かれた立場あるいはこれから温

暖化対策を考慮いたしますと、極めて妥当性のあること、また、去る三月にござります。

る法案 法改正がなされど思ひます  
そこで、従来のこの省工部法の果たしてきた役

割について経済産業省としてどのように見ておら

れるのか、そしてまた今回の改正によつて具体的

にどのような効果を期待されているのかにつきまして、簡単な結論でござります、確認をさせてい

して、簡単で結構でござります。 確話をさせてい  
ただきたいと存じます。

○政府参考人(河野博文君) 今御指摘いただきま

したように、日本全体でエネルギー消費が増えて

いく中で、特にこの省エネ法の対象になつております産業分野につきましては、エネルギー原単位

の減少によつて消費量は横ばいに收まつております

すし、また $\text{CO}_2$ の排出量もほぼ横ばいで収まつ

ているという状況にあります。このことについて二つ質問がござります。裁判は非常に大事で、

この省エネ法が果たしてきな役割は非常に大きいと思っておりますし、最近の、十三年度の総点検

でもかなりの事業場が適正なエネルギー管理をし

ていただいているというふうに考えております。

今回改正をいたしましたのは、特にエネルギー需要の伸びが多いと想われております民生業務部

門、いわゆるビル関係の需要でございまして、こ

の分野についてもいわゆる製造業に準じたような

管理体制を取つていただくということをごさいま  
「つゞ、二つご分野ごの改善をかなり見入る

すので、こないだ分野での改善をかなり見受け  
ております。

さらに、中規模以下の需要家の皆さんに対しま

しても報告を出していただくようにしていただ

きましたので、このこと自身が点検をしていただなか  
くきつかけになるとも思いますし、また私どもと

卷之三

○近藤剛君 ありがとうございました。  
今回の改正案にそういうことで私も賛成でございますが、しかしこれからのことを考えますと、そろそろ我々はこの規制の在り方そのものについて見直しが将来必要になつてくるのではないかなど、そういう考えも一方ではございます。例えば、この法律が要求しておりますのはエネルギー管理士の設置あるいは報告義務といった形式要件での規制でございます。そもそもこのような形式要件からの規制から我が国は卒業をしていく段階に来ているのではないかなど。  
具体的に申しますと、パフォーマンスといいますか、実効性における規制という意味での規制の見直し、いわゆる規制改革が必要だらうと思ふわけであります。そしてまた同時に、税制等も含めまして、そのような目的に合つたような方向に向けて誘導していく市場原理を生かしたメカニズムも取り入れていく必要もあるのではないかなどと思うわけであります。

通じて、先生もおっしゃいましたような最終的に工エネルギー管理の実効を上げていただきたい、ということです。さあ、この条約の起点となります年は一九九〇年でございますが、この九〇〇年を取ってみましても、日本の温室効果ガスの排出量は、GDP当たり目標が余りにも緩過ぎるという点であります。この条約の実効性を上げるために、何らかの措置を講じなければなりません。そこで、この条約の実効性を上げるために、何らかの措置を講じなければなりません。そこで、この条約の実効性を上げるために、何らかの措置を講じなければなりません。

直して計算をしてみると、ヨーロッパの水準のところはほぼ半分であります。ある意味では、我が国は既に温暖化対策では環境大国の地位にあると言つてもいいわけでございます。そういう意味で、我が国が率先をして意欲的な目標を掲げることは大変重要なことであるし、私もそれには全く異議はないわけであります。

しかしながら、同時にヨーロッパ、日本よりもより意欲的な目標を掲げる必要があるヨーロッパにおきましては、非常に緩やかな、残念ながらものになってしまっているということです。そしてまた加えまして、アメリカはこの条には参加をしないことが決定をされていくわけであります。そしてまた同様に、大きな温暖化ガスの排出国であり、更にそれが拡大をするであろうと思われる中国あるいはインドのようないくには参加をしないことが決定をされていくわけであります。そしてまた同様に、大きな問題点でございます。

したがいまして、これから国際交渉、京都定書の次に来る国際交渉、具体的に申し上げますと、批准作業が完了いたしますと、恐らく来年なろうかと思いますが、第一回の締約国会議が催をされることになつております。そこでは、東労を持たせた条約の締結の交渉が始まるわけござります。そしてまた、二〇〇五年になりまと、次の約束期間、二〇一二年以降の約束期間についての交渉も新たに始まるわけであります。

このような第一回締約国会議、そして次期約定期間の交渉に際しましては、我が国はよほどしかしといた目標を持って、我が国の目標を意欲にしていく、これは大変結構なことであります。が、それと同等の相手国、アメリカあるいはヨーロッパに対する目標の設定もきつちりと我が国リーダーシップを取つて意欲的なものにしていく、そしてアメリカの参加を確保していく、そしてインドあるいは中国等の発展途上国の参加も保していく、そのような外交努力が必要になつくると思います。

政府内部におきましては、経済産業省の果た

べき役割には大変大きなものがあるし、またそのようには私は期待をしたいと存じておりますが、今私が申し上げたような諸点に関しまして、大臣、一言御確認あるいは御決意をお示しいただきたいと存じます。

○國務大臣(平沼赳氏君) 大変重要な御指摘をいたいただいたと思っています。京都議定書というのは、地球温暖化防止に向けた国際的な取組の第一歩といたしまして重要な役割を果たすものだと認識しております。京都議定書に定められた削減目標というのは、今、近藤先生御指摘のように、既に世界最高水準のエネルギー効率を達成している我が国にとっては、率直に申し上げて大変厳しいものだと思つております。その達成のために、もちろん新技術を開発をし、そしてそれを導入して、更には国民の皆様方にも協力をしていただきたいと、このように思つております。

こういう取組をしていくためには、私どもとしては、やっぱりいかに環境と経済を両立させのか、そういう視点が重要だと思っておりまして、我が国の削減目標達成に向けた取組がある意味では、我が国の経済の活性化でございますとか、あるいはそれによって新たな市場だとか雇用を創出する、そういう活力の中で達成をしていく、そういう連闊を生み出していくことが必要な私は観点だと思っています。

それから、御指摘のように、世界の中でのCO<sub>2</sub>の四分の一を排出する経済超大国のアメリカがこれまでに参加していないというのは、言つてみればバラケツに水を注ぐのに大きな穴が空いている。それから、御指摘のように経済成長率が7%から10%で飛躍的に増大をしている人口十三億のお隣の中国でありますとか、またそれに続いている人口十億を擁するようなインド、そついたこれから発展が見込まれる巨大国もここに参画していないということは、非常に私は大きな問題だと思っております。

そういう中で、やはり日本が京都議定書のいわゆる開催国、そういうこともござりますし、やはり日本が二十一世紀の地球を見据えてこの環境問題をいかにコントロールするか、この使命も日本にありますから、日本は日本でしっかりと存じます。

ただいたと思つておきます。京都議定書に定められた削減目標といいますとか、やっぱり发展途上国もここに参画をしていただかなければ駄目だといふ面もあります。それは、日本は率先してそれぞれの国に対しても言うべきことは言い、是非参加を促していくべきだというふうに思つております。

○近藤剛君 民主党の松井孝治でございます。時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。本日は、関係議員の御配慮によりまして、この経済産業委員会でこの新エネ特別措置法という重要な法案の審議に加わらせていただきまして、関係者の皆様にまず感謝を申し上げたいと思いま

す。

今、近藤議員の御質疑も伺わせていただきまして、大臣からだいま経済発展と環境の問題の両立、調和ということについての御答弁もございました。非常に重要な課題だと思つております。その意味では、これは質問ではございませんが、この法律の最初の「目的」を見ますと、やはりエネルギーの安定供給というのがどうもやっぱり前面に出ているなど。「もつて」という言い方でしか環境というものが位置付けられていない。これは新エネルギーの安定供給確保ということが車の両輪とし

て位置付けられてもいいような気がいたしております。

私の与えられた時間は限られておりますので、早速でございますが、質問に入らせていただきたいと思います。

この新エネルギー、この法案でも「新エネルギー等」という言葉が付いています。いかにもお役所的な「等」という言葉でございますが、元々は、もじよろしければ、政府参考人から御答弁いなかつたんですが、そういう工夫が凝らされているだけ、新エネルギーということがあります。それが、新エネルギーということがありますから、新しいものが生まれてきたときに政令で書き込めるように配慮してあるという見方もできるのかもしれません、今回の法律においても一条でこの「新エネルギー等」の定義がなされていましたが、二項の六号には、「前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの」という規定がございました。これは、新エネルギーについての一定の目標値を掲げ、また個別事業者に義務を課すようなものでございます。

新エネルギーの定義が政令で非常に、法律をせつから作りながら、内閣だけの意思でどんどん広がるということがあつてはいけないと思うんですですが、これは政府参考人の方から結構なんですが、二条の第二項の第六号に掲げてある「政令で定めるもの」、これは具体的にどういうもののか、端的に御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) この法案で義務付け対象にしておりますのは、確かに第一条でございました。そこでは、石油を代替するエネルギーであり、エネルギーの安定供給に資するものであること、そしてCO<sub>2</sub>の追加的な排出が少なく環境保全にも寄与するもの、そしてこの法律全体が義務付けという体系を取つていてるわけでありますから、特に政策的に支援が必要であるものというのが私たちの観念でございます。

こうした観点に立ちまして、この本法案の第二条の第二項で例示が挙がつておりますが、確かに政令指定の可能性を残しておりますが、検討しておりますのは先ほど申し上げたようなことでございまして、石炭あるいは原子力についてこの法案の対象として想定したことはございません。

○國務大臣(平沼赳氏君) 今、資源エネルギー府長官からお答えをしたとおりで、石炭、原子力は想定をしておりません。

○松井孝治君 想定をされていないという答弁だつたんですが、この、今、想定をしていない、あるいは検討をしていない、けれどもこの新エネ利用に関する特別措置法に原子力は法令上入り得

○國務大臣(平沼赳氏君) 電氣新聞の記事といふのは、もとより、かぎりません。ムーラはとううる、検討する可能性はあるということでしょうが。これ、大臣から御答弁いただきたいんですか。

のし和歌山の分野で、何もコメントをしておりません  
たことについては何もコメントをしておりません  
ので、恐らく新聞独自の判断で書いたものだと  
思っています。

るな面で、先ほど来の御答弁させていただいたこと  
ともありますけれども、今の段階では石炭ですと  
か、それから原子力というものは我々は考えてお  
りません。しかし、この三年ごとの見直しという  
ことを考えて、いろいろなそういう事態というも  
のが新技術の開発だとかそういう形で起こってく  
る可能性性もあります。

きに、それは想定をしておりませんけれども、私どもとしては、やはり技術というのはいろんな形で日進月歩をしておりますから、そういう中で私もどもとしては、今の段階では全く想定していなさい、しかし、これから十年、二十年、三十年、そういう中でやはり国民の皆様方がいろいろな形で合意が形成され、そういうものが、もちろんその時点できつぱりしつかりした判断をしなきやいけどせんけれども、今の段階では、私どもが御答弁申し上げたように、全くそういうことは想定して

○松井孝治君 今の段階では全く想定していないといふと、こういうお返事であります。  
　　という御答弁は明確にいただいたと思います。  
　　ただ、私、申し上げたいのは、十年、二十年、三十年、技術は日進月歩で進歩する、大臣おつしゃつた、そのとおりだと思います。しかし、そのようなものであれば、十年、二十年、三十年、技術進歩に応じて見直すべきものであれば、それは法律に基づいてきちんと議論をし直せばいいわけでありまして、この政令指定というような形であります。

で、もし仮にも原子力というものをこの法律の枠組みで、我々も、原子力を今直ちになくせとか、それを全廢しろとか、基本的な今の政府の方針を見直せといふのは今の民主党の基本政策ではあります。しかしながら、この法律の枠組みの中で、将来の技術進歩によつては政令指定によつて原子力が位置付けられる、そういうことがやつぱりあつてはいけないのではないかと。それは、議院としての常識、この国会における議論の常識としてあってはいけないんではないかと思うんです。が、大臣、政治家としてどういうふうに思われますでしょうか。

○國務大臣(平沼赳氏君) そういう意味で全く想定していないと、こういうふうに申し上げました。  
○松井孝治君 分かりました。  
それでは、先ほどの政令指定の検討対象になつてゐるということで、廃棄物発電の議論がございました。  
この廃棄物発電でございますが、先ほど来、近

発電について何らかのシーリングといいましょうか、具体的には抑制措置、具体的な抑制措置というものを見付けないといけないのではないかと思うんですが、政府参考人の方から結構でござりますので、御答弁いただけますでしょうか。  
○政府参考人(河野博文君) 循環型社会形成推進基本法の考え方は正に先生御指摘のとおりでござります。

こうした基本原則あるいは廃棄物の現状を踏まえまして、法案第一条に規定する政令によりまして、廃棄物、とりわけ廃プラスチックなどのいわゆる化石燃料系の廃棄物による発電を対象に指定するような場合には、循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとって、本来再使用、再生利用すべき廃棄物の焼却が促進されないように、抑制的な観点から慎重に検討してまいりたいということをこれまでの委員会でも申し上げてきたわけでござりますけれども、具体的には、政令指定する場合には、これは環境省とも当然のことながらよ

○松井孝治君　是非制度上そういう趣旨が生かされるよう、環境省とも十分協議をして運用をし、その関係で、私としてはせめて、この法律の十  
三条に電気事業者による供給電気量の届出というも  
の相談しながら制定をさせていただきます。また、具体的な発電施設の認定に際しましても、環境省と協議をしながら認定を行うということでございりますので、こういった趣旨は制度上十分生かされるものというふうに考えております。

のがございます。どういう届出をするかというの  
は、これ基本的に役所がこの法律の運用をする上  
で、どういうデータを明らかにして届出をしなさ  
いということを決められるんだと思います。その  
中で、せめて電気事業者が、この新エネ電気と新  
エネ電力というもののうち、例えば太陽光はこれ  
だけ供給しましたよ、風力はこれだけですよ、バ  
イオマスはこうですよ、そして廃棄物はこれだけ  
ですよと、その内訳ぐらいは明らかにしていかな  
ければいけないんじゃないかな。

といいますのも、総合エネ調の資料で見まして  
も、これらの政府全体の目標の中でやっぱり廃  
棄物発電でこの新工不発電を賄おうという方々が  
相当多い、ボリューム的には。太陽光での増分に  
次いで多いのがこの廃棄物発電なんですね。それ  
を法律的に何らかのシーリングを掛けるかどうか  
か、あるいは歯止めを掛けるかどうかというのは  
制度の運用を工夫していただくということですから  
ら、それはそれとして、少なくともそういう電気  
事業者が、新エネと言つてもいろんなものがあ  
る。言つてみれば環境影響においてのレベルが違  
うわけですね。それを、どれをどれだけ供給した

○政府参考人(河野博文君) 御指摘のようなことは受け止め、今後の情報公開の在り方、情報提供の在り方、考えていくべきだと思いますが、現時点でこの電気事業者の利用状況のどの程度まで思われますでしょうか。

時点でこの電気事業者の利用状況のどの程度までのこととを公開あるいは情報提供をさせていただくかは検討途上でございまして、今御指摘のあつたような点も含めて検討させていただきたいと思います。

ですから、個別企業の経営上の機密を出せと言つてゐるわけではありませんので、その程度のことはやはり経済産業省の方できちんと制度を整えらるべきだと私は考えております。

次に、新エネルギー等電気利用目標の設定について伺いたいと思います。

この法案において、この目標の設定に当たつては、これ経済産業大臣が告示されるんでしようが、総合エネルギー調査会や環境大臣ほかの関係大臣の意見を聞くということになつています。た

だ、これ意見を聞くと、いうのはくせ者でございまして、意見は聽けるわけですね。聴いたけれども、別にそれは参考にさせていただきましたということで終わる可能性があるわけです。法律上は意見を聽く、聽きつ放しでもいい、何の担保もありません。これはもう皆さん御承知のとおりであります。

エヌの基準利用量を満たさない場合に一定の罰則が最終的には担保されています。しかし、この一定の罰則を適用するためには、いろんなハードルをクリアしなければ罰則というものは適用されません。

理由がないと認めるときに、こういうふうをしているわけです。ここで言う正当なのは、新エネルギー等電気の利用契約産してしまった場合など、当該の電気事に帰さないような想定外の事由が発生に、本来予定していなかつた、予定して量が確保できず、基準利用量が達成でき場合等を想定している、想定してやつてございまして、いろいろ御指摘がござけれども、今後、実際の運用に当たりましましては、具体的なケースというのを担保をしていかなければならぬと思す。

これについては、本来の証書取引制度というよ  
りもやつて、新エネルギー開発事業者  
が、地域の系統電気事業者のみならず地域外の系  
統事業者などにも、市場原理を通じて高く買つて  
立つて、で一定の自由といふものもきちんと確保していかなければ  
いけないとと思うわけです。

そのイン  
ナ趣旨が法文上は余り出できませんで、肩代わり  
という概念になつております。この肩代わりとい  
うことなんですが、本当にこの制度で自由かつ透  
かれて、全部悪い  
推進に協  
新エネル  
そのイン  
な肩代わりとい  
うことなんですが、本当にこの制度で自由かつ透  
かれて、全部悪い  
立つてい  
くれば、そこにはきちんと確保していかなければ  
いけないとと思うわけです。

はり具体  
その際　この法律外の問題かもしれませんか  
ことにし  
、彼らの  
やいかぬ  
託送の障害ということがよく言われます。この託  
送料金の設定について、その料金の引下げや、あ  
るいは上限設定など、これをどういうふうに進め  
ていくか。これは電力改革、今御検討されている  
この改革とも関連するわけですが、御答弁をいた  
だけますでしょうか。

金を選択するがその新エネルギーの発電事業者にとつて重要なこととなるのことは御指摘のとおりでございます。  
立つておも強いても託送制度でござりますけれども、平成十二年の三月の小売の自由化と同時に創設をされました。これまで二年間の間に各社平均で七・三%の値下げが行われ、また今年四月一日からの東京電力の引下げは五・九%というようなことですから、値内なんで

第九部 経済産業委員会会議録第十六号 平成十四年五月三十日

下げるが図られて言わば系統の利用が促進されやすくなりつつあると思います。

しかし、依然として高コスト構造であるという指摘もあるわけでございまして、この点については、現在開催中でございます総合資源エネルギー調査会の電気事業分科会、自由化を議論している

○松井孝治君　是非前向きな御議論をお願いをし  
場でござりますけれども、ここでも、託送料金の  
今後の在り方について議論をしていただいている  
ところでございます。

たいと思います。  
この法案全体を見まして、一つ感想を申し上げ

の根源的部 分が政省令にゆだねられると思いま す。 そうした中で、私は是非、この政省令を作るに 当たってはきちんと関係者の意見を聴いてほし い。それは、電気事業者の意見も必要でしょ うし、新工不発電事業者の意見も必要でしょ う、 あるいはその地域の方々の意見も必要 かもしだれぬ。幅広く私はこれはパブリックコメン トというものを求めて、意見を聴くプロセスをき ちつと作っていただきたいということを是非お願 いをしておきたいと思ひます。 時間がないので自分である程度言いますが、平

○ 松井孝治君 政省令の策定に当たってはパブリックコメントに付すべきものは当然その手続を経るとの心構えを持つて、私どもとしては真剣に、そして慎重に対処をしていかなければならぬ、そのように思つております。

○ 藤原正司君 藤原でござります。

二法案出でております。それぞれ質問させていた

大きな背景でござります。それで、その背景があつて実施をすると、こういうことでございます。

さきに取りまとめられた地球温暖化対策推進大綱にもこのことは位置付けられておりまして、私どもとしては、そういう大きな背景の中でこの二法案、京都議定書との関連を位置付けてしっかりとやつていこうと、このように思っています。

○藤原正司君 直接担保法ではないけれども、極めて重要な法案である、推進をしていくための重要な法案であると、こういうことでござります。

そこで、まず省エネ法の関係について先に質問

ますと、非常に政省令にゆだねられる部分が多い。その政省令にゆだねなければならないいけないような手続的な部分は確かにあると思うですが、この法案でいいますと、さつき私が申し上げましたこの手続的な部分は、どうもこのままではございません。

成十一年、そして十一年に閣議決定が行われております。規制の設定又は改廃に当たってはパブリックコメント手続を経るということが閣議決定で行われています。

だきますが、まず、一括しましてこの二法案の位置付けといいますか、これについてお尋ねをしたいというふうに思つておるわけでござります。地球温暖化の対策につきましては、今国会で京都市議会も書いた赤堺としろという重複の中で、やはり

させていただきたい、こういうふうに思うわけで  
すが、省エネ等といいますのは温暖化対策上極めて  
有効である。これは、温暖化ガスの排出を抑制す  
るという意味もありますけれども、エネルギー  
セキュリティーと二面も含めまして温暖化対策

の新エネルギーの定義を政令にはめたれでいることを始めといたしまして、第四条第一項の電気事業者に課する基準利用量を決める経済産業省令。これはですから、フォーミュラですね。目標から個別の事業者にどういうふうにそれを当てるかというフォーミュラは経済産業省令で決めます。

私は、この閣議決定は結構長い時間もありましたが、  
し技術的なことですから紹介いたしませんが、  
この閣議決定の趣旨にのつとつても、別にこの閣  
議決定の趣旨にのつとらなくてもそうだと思いま  
すが、法律の本来の目的からいっても、この政省  
令を作るに当たっては、全面的にパブリックコメ  
ント、特に関係者、新エネ発電事業者や地域の

者語文書が綴る。されどしぶとしの口へいよ日本としても国際的な責務を果たしていくこと、そういう立場になるわけでございますが、この中で、特にこの二法案、いかにエネルギーを効率的に使っていくかということ、いかに環境に負荷の少ないエネルギーを使っていくかということ、がこの温暖化対策でも極めて重要な柱となるといふ

に極めて重要な方法であるというふうに思つております。

しかし、日本の場合は、ヨーロッパあるいはアメリカに比べましてもGDP当たりのエネルギー消費率というのは極めて低いと。こういう中で、我が国としても思い切った省エネ対策というものを

そして八条第二項、具体的なその勧告とか命令とか、そこにつながる手続で、基準利用量に満たない場合で命令を発出する基準、簡単に言えば百の義務が課されていたときに、七十だつたら命令につなげてもいいよというふうに言うのか、八十だつたらいいと言うのか、その猶予基準という

○國務大臣(平沼赳氏君) お答えをさせていただき  
方々の意見、国民の幅広い方々の意見というものをきちんと聴いていくというのが新しい行政のスタイルだと思いますが、この点につきまして、もう時間も最後になりますので、最後に平沼大臣から御答弁をいただきたいと思います。

うふうに思つておるわけでございますが、この上  
で、この二法案というものが京都議定書締結との  
関連においてどういう位置付けになるのか、担保  
法となるのかならないのかということを含めて、  
まず大臣にお尋ねしたいと思ひます。

打ち出されているわけとして、エネルギー全体としますと五千七百万キロリッターという、これは膨大な量、これは我が国の全家庭の年間の総エネルギー使用量を上回る量を削減していくなければならない、こういう状況になつてゐるわけで、その意味で、この一端を担う、一端というよりも柱と目されるべきところへ去ることの問題につけて見て貰おう。

たします。  
我が国のエネルギー政策は、環境保全や効率化の要請に応じつつ、エネルギーの多元供給を進

を指すこの省エネ法といふ問題については力説するが、事な位置付けになつてくるというふうに思つております。

制綱和白書や規制の設定又は改廢に係る意見提出手続の閣議決定が御指摘のとおりあるわけでござります。パブリックコメント等の所定の手続を経

の要請に対応して、ユネスコの委員会組織を構成する、こういう基本目標を掲げて、その同時達成の実現を目指してきたところでございます。

その上で、まず平成十年に改正されました省エネ法の評価についてでございます。

場合に命令を経済産業大臣が下したものとしないことを決める省令、あるいはその個別の事業者の具体的な数値の目標、目標というか基準値を決めるということだが、全部省令になつているわけです。これは、この政省令にゆだねられるという、非常に法律の言わば事業者に義務を課するような部分

本法案の政省令等の策定に当たりましては、もとより関係大臣のみならず専門家や、そして関係の業界にも十分意見を聴きながら策定することとしておりますけれども、閣議決定等を踏まえ、審査することに相なつております。

この実現性をより高める必要があることも当然で、今回のこの両法案は、我が国のエネルギー供給構造が依然として脆弱であること等の事情に加えまして、京都議定書に基づく我が国削減目標の実現性をより高める必要があることも当然で、このようなエネルギー政策の目標を踏まえまして、今回のこの両法案は、我が国のエネルギー供給構造が依然として脆弱であること等の事情に加えまして、京都議定書に基づく我が国削減目標の実現性をより高める必要があることも当然で、

近藤先生の方からもございましたけれど、この評価というのは極めて難しい部分があるわけでございます。平成10年には、いわゆる機器類に關する部分と、もう一つは工場、事業所に關する二つに分けた改正が行われているわけでござります。

定過程においてはパブリックコメントに付すべきものは当然その手続を経るとの心構えを持つて、

の大きな背景でござります。それで、その背景があつて実施をすると、こういうことでございま

が、この十年に改正した法の評価というのをどうされるか。といいますのも、エネルギー消費の部門別につきましては九九年の実績しか把握がされないわけでございまして、この法によつてどれだけの効果があつたのかということが十分評価できる状況なのかどうか。そしてまた今回の改正になつているわけでして、この辺のことも含めまして聞かせていただきたいといふうに思いました。

○大臣政務官(松あきら君) お答えさせていただきます。

平成十年の省エネ法改正によりまして、第一種エネルギー管理指定工場、いわゆる大規模工場でございます、につきましては、新たに省エネルギーの中長期計画を策定いたしたことになりました。これ以降、年率1%以上の原単位が改善された工場の比率が大幅に増加するなど、その効果が明らかとなつております。

また、平成十年の省エネ法改正におきまして、新たに第二種エネルギー管理指定工場、これは御存じのとおり、病院、オフィスビル、デパート、学校、遊園地などでござりますけれども、この制度を創設しましたところでございますが、このアンケート結果によりますと、約八割の事業者が指定後に新たな対策や施策の強化を行つたとしておりまして、本制度の創設によりまして事業者の省エネルギーの推進に向けた意識が高まつたものと考えております。

○藤原正司君 要は、大づかみの話とかことしか出てこなくて、きつと実態をつかんだ上でどういう効果が出てきているかということがなかなか出てきていません。

そういう中で次々と法律を改正しながら、より対策を強めていくと、前回打った対策が一体どう効果をもたらしているのか、どこに問題があるのか、次にどう進めるのかということにななかつながらつていいないと。それは、効果を定量的に把握するということがほとんどされていないのではないかというわけでございます。

今回、地球温暖化対策推進大綱、いわゆる新大綱の中でも、旧大綱の上に上積みをした上でこれだけと、こういうことになつてはいるわけですが、その根っこから考えて、一体今回の対策がどういふうになつて上積みされて答えになつてはいるのかといふのは、実ははつきりしないわけでござります。

さらに、この新大綱につきましては、二〇〇四年あるいは二〇〇七年に見直される。そうすると、またこの法律も具体的な定量的なつかみ方がされないまま、また次に何か法的な規制が強化されるとか上積みがされるとか、そういうふうにやつたことと結果といふものがうまく回つていいのではないかという気がするわけですが、その点について。

○大臣政務官(松あきら君) 正におつしやるとおりであるというふうに思います。

やはり定量的なつかみと申しましようか、先生のおっしゃるよろ、今後、この観点が非常に大事であるというふうに思つております。その上で、エネルギーコストが生産性に直結する工場に比べまして、これまで業務用のビルなどにおきましてはエネルギー管理の取組が一般的には遅れておりまして、実際に専門業者による省エネルギーに関する包括的なサービスを導入した業務用ビルでは、おむね一割から二割の効率改善が図られているところでございます。

今般の改正におきまして、業務用ビルなどに対して工場に準じたエネルギー管理の仕組みを導入することによりまして、業務用ビル等における省エネルギーが相当進むものと考えております。

その効果につきましては、今まで記録だけでございましたけれども、今後は事業者から毎年報告を受けることになつております。そのデータに基づきまして、エネルギー使用状況等の、そのデータに基づき、各事業所における省エネルギーの進捗状況をフォローアップしていくことによつて検証、分析してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原正司君 正直言つて遅いわけですね。前の改正前のときからきちっと把握して進んでいかなければ、今からかみますでは本当に遅いわけですね。

そこで、エネルギー管理者の問題について、今大されたとかで、いわゆる管理士とか管理員と言われる方の増置ということが必要になつてきたわけですが、エネルギー管理者については、エネルギー、いわゆる両方どちらでは、おむね複数選任義務のある工場三か年計画の中では、平成十三年、十四年度を掛け見直すという事になつてはいるわけござります。この見直すというのは、その頭にありますように、規制改革推進三か年計画の中で見直す。

その見直しの視点というのは、必ず行なければならない単位はどういうものなのか、人数はどうなのか、あるいは一人当たりどういう業務を見るのかと、要是規制改革の観点から見直しをする。こういうことになつてはいるわけですが、この見直しこの見直すという事になつてはいるわけですが、この見直しはどのようにして行われるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) このエネルギー管理制度の必置規制の在り方についてでございますけれども、平成十三年度に第一種エネルギー管理指定工場を対象に私どもアンケート調査をいたしました。あるいは事情徴収などもさせていただいて実態を把握したわけですが、企業の皆さんはどうも職員に対して積極的にこの管理資格の取得を奨励しているという実態がございまして、多くの事業所において、法令で定められた必置義務といいますか、その人数の数倍もたくさんの人が受講して受験されましてたくさんの方が多いのです。

○藤原正司君 多くの方がその資格を取られてるというのは、むしろ資格を取る際の研修だから、そういうことを学ぶということとか、意識改革を図るとか、そういう意味では分かるんです。しかし、そのことと国がこれだけ置きなさいといふことは全く別のことなんですね。ですから、たくさんの人が受講して受験されましてたくさんの方が多いのです。

その次、答弁はもう結構です。今回、新たに第一種指定の業種要件が外されました。結果として大規模ビルが、オフィスビルでありますとか大型病院でありますとか大規模ビルが対象になつたところについてお尋ねをしたいというふうに思つてお尋ねをしたいと思います。

うわけですかとも、このビルというものは、ビルの種類あるいはどこに建つてあるか、例えばホテルのようなビルとオフィスビルとか、いろんなビルによつてもエネルギーの使用が違います。

例えれば、立米当たりあるいは平米当たりの単位

ごとに見た場合でも、必要なエネルギーというのはビルの種類によつても違うでしょう。あるいは、東京のようにならるとヒートアイランド現象が起きるようなどころ、どうでない田舎のようなところではおのずと、例えば冷房用のエネルギーでも変わつてくるでしょう。

そうするとこの法律によりますと、通産大臣が具体的な判断基準を示しながら指導していく、こういうふうにされるわけですが、その判断基準の基となる、こういうビルならば大体標準的にはこの程度のエネルギーを使う、だからおたくは使い過ぎですよとか、よく頑張つていますねとかいふ、その判断基準となるべきものというものをつかんでおかないと、これ、たゞビルがとか何平米あるからということだけでは、これは適正な判断もできない。この新しく対象になられた事業主に対する様々な支援でありますとか、指導というものが根拠のないものになつてしまふ。

そういう面から考えまして、この基本的なデータというのをきつとお持ちの上で指導されるといふという備えになつているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 今御指摘のありましたように、今回、追加指定になります第一種エネルギー管理指定工場、いわゆる業務用ビル、またその内容も御指摘の区々でございますが、新しい分野でございますので、昨年からこういった分野におきますエネルギー使用の実態調査をいたしております。そしてまた、御指摘のような指針といいますか判断基準につきましても、今まで私どもが定めておりましたものは専ら製造業関係でございまして、御指摘のように業務用のビルなどには必ずしも当てはまらないものでございます。したがつて、これまで行つてまいりました調査を基礎として、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会での検討を通じて見直しを行うといふことで、この法律の施行に間に合つよう前に新しい判断基準を定めまいりたいと思つております。

○藤原正司君 きちんとデータに基づく対応がされるということでおもしろいですね。

○政府参考人(河野博文君) 最大限データを活用してやらせていただきます。

○藤原正司君 ちょっと国土交通省の方にお尋ねをしたいというふうに思うのですが、特定建築物における省エネ措置の問題でございます。

ビルなど構築物の省エネといいますのは、まず一番最初造るときの建物及び設備というのが大変大きな要素を占める。でき上がつてしまつてからいろんなことを、運用上のいろんな手だてを講じたとしても、それにはおのずと限界があると、まず最初の部分をどうするかというのは大変大きな要素を占めているというふうに思うわけですけれども、この特定建築物に対します省エネ措置といふものについて建築の許可要件にするという考え方ではないかといふことでございます。諸外国にもそういう例があるというふうに承知をしておりましすし、単に省エネ措置がガイドラインによって、著しく不十分な場合、指示、公表を行つていうことだけで本当に進んでいくのかどうかということが大変懸念をされるわけでございます。

○政府参考人(河野博文君) お答えいたしましたように、建築に当たつて許可要件とすると、省エネという、省エネの設備を造るということを許可要件にするということについてはいかがでしようか。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。

ただいまの御質問は、建築物の省エネルギー措置の義務付けについてといふことでござりますが、我が国は建築物を含む民生部門だけではなく、産業部門あるいは運輸部門におきましても関係者の自主的努力を推進する形で進めております。また、この特定建築物の省エネルギー基準への適合率がまだ三割程度といふふうになつておりますので、たな子さんの問題ですから、あくまでもたな貯を取るときにはどれだけビルに金を掛けたかということがポイントになつてしまつて、使うかガス代を使うかというのは別に、それは

たな子さんの問題ですから、あくまでもたな貯を貯すかというのは、そのたな子さんが幾ら電気代を払うかガス代を使うかというのは別に、それは

たな子さんの問題ですから、あくまでもたな貯を取るときにはどれだけビルに金を掛けたかということがポイントになつてしまつて、使うかガス代を使うかといふこと

が、我が国のエネルギーに関する対策は、これまで建築物を含む民生部門だけではなく、産業部門あるいは運輸部門におきましても関係者の自主的

努力を推進する形で進めております。また、省エネルギー措置が十分には浸透しているとは言えない状況でございます。したがいまして、現在

と、基準に適合していない特定建築物の建築を一

律に禁止してしまうということは、まだ困難な状況でございます。

しかしながら、省エネルギー対策を推進する必要があります。まず、省エネルギー基準への適合率を着実に向上させることが重要であると考えております。

そこで、まずは、今回の省エネ法の改正では、特定建築物につきまして省エネルギー措置の届出を義務付ける、届出をまず義務付けるということをいたします。それに基づいて、必要な指示、公表等を積極的に行つて、これができるようになります。それによりまして建築主に対して省エネルギー措置の実施を強力に指導してまいりたいと考えております。

○藤原正司君 対象となる特定建築物というのはそれほど多くないわけですから、その一番大きい目立つところからきつと対策を打つていく必要があるというふうに思っています。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたしましたように、建築主による自主的な建築物の省エネですが、これに対する国土交通大臣の表彰の実施、あるいは省エネルギー措置を講じている建築物である旨を表示するマーク制度の普及などを図つております。

また、更に建築主による自主的な建築物の省エネルギー措置へのインセンティブが働きますよう、今後、省エネルギー対策技術あるいはランニングコストも含めました省エネルギー措置による効果について分かりやすい形で積極的に情報提供をしてまいりたいと考えております。

○藤原正司君 最初にも申し上げましたように、我が国の場合GDP当たりのエネルギーといふのは極めて低いと。ある意味では空ぞうきんを絞つていかなければ省エネといふのはなかなか達成できないという状況にある。その意味ではヨーロッパやアメリカとは根本的に条件が違うわけですが、これを確実に進めていくとすると、本当に一つ一つにきめ細かな対策を打つていかないといふ対策でもあるという意味で、その辺についても十分意を用いて対応していただきたいと思います。

次に、このエネルギーの使用状況の報告等に基づく指導についてございます。

セントラルを与えていくかということが極めて大事なことではないかというふうに思うわけですが、この点についてのお考へをお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(松野仁君) お答えいたします。

省エネルギー措置は、委員御指摘のとおり、電気代等のランニングを減らす効果がございますが、一方で、初期コストとして建築費の増加をもたらすこととなります。したがいまして、この助成策としては、最初の初期コストへの低利融資制度あるいは設備に関する税制上の優遇措置を行つておるところでございます。

また、建築主等の取組を促しますために、環境あるいは省エネルギーに関して優れた建築物がございますが、これに対する国土交通大臣の表彰の実施、あるいは省エネルギー措置を講じている建築物である旨を表示するマーク制度の普及などを図つております。

また、更に建築主による自主的な建築物の省エネルギー措置へのインセンティブが働きますよう、今後、省エネルギー対策技術あるいはランニングコストも含めました省エネルギー措置による効果について分かりやすい形で積極的に情報提供をしてまいりたいと考えております。

○藤原正司君 最初にも申し上げましたように、我が国の場合GDP当たりのエネルギーといふのは極めて低いと。ある意味では空ぞうきんを絞つていかなければ省エネといふのはなかなか達成できないという状況にある。その意味ではヨーロッパやアメリカとは根本的に条件が違うわけですが、これを確実に進めていくとすると、本当に一つ一つにきめ細かな対策を打つていかないといふ対策でもあるという意味で、その辺についても十分意を用いて対応していただきたいと思います。

次に、このエネルギーの使用状況の報告等に基づく指導についてございます。

現在でも第一種につきましては、ずっと指導から順番にやつて、最後は公表、命令という強い指導が課せられるようになつてゐるわけでござります。ところが、総点検の結果、一五%がこれは指導に値するという状況であつたようでござりますけれども、実際には公表、命令まではなかなか行つてない。現実にそれぞれの当該の工場が省エネに對して不十分であつたとしても指導に止めてしまつて、そのことは一步も進んでいない。この強い強制力を持ちながら指導を進めいくということについて、これからは、何もこの法律を変えるんじやない、今既にあるわけですか。これらの運用問題について一体どういうお考えなのか。

これは、先ほども合理的な判断基準というものを持つておかないと、きちっとした科学的な根拠に基づいた合理的な基準を持つておかないとこれまた強くも言えないわけで、セットの問題なんですが、これも含めて今後どういう対応をされるのか、お尋ねをしたい。

○政府参考人(河野博文君) この運用につきまして、多段階で実施をしているわけでございます。まず、御指摘のように、事業者の方から現行法でも報告をいたしておりますので、その報告に基づきまして原単位の経年的な動向をフォーランプをいたしました。その結果を踏まえて、必要があれば立入検査、あるいは更には合理化計画の作成指示という法的措置を実施していくわけでございますが、現実に、先生も御承知のとおり、十三年度に工場を現地調査を実施をいたしまして、御指摘のよろ、もうちょっと改善の余地のある工場も散見されました。

今後は、こういつた工場につきまして約半年後に現地調査の後の言わば立入検査をやるといふことも検討しておりますので、そういう手順を踏んで、最終的にどうしても合理化計画を指示し、あるいは公表、命令まで至らなければならぬ企業がありますれば、当然厳正に法律を運用してまいりたいと思っております。

○藤原正司君 次に、これはどういうふうに略称で言うらしいんですか、新エネ利用法というのか、RPS法というのか、についてに変わらせていただきたいたいと思います。

○一〇年までの新エネの導入目標というものが出来ているわけですか、極めて野性的といいますか、相当意欲的な数字が出されているというふうに思われるを得ないわけでございます。

例えば、太陽光ですと四百八十二万キロワット。現在、一九九九年レベルで二十万九千ですか

ら二十三倍。風力でいきますと、これは三百万。

現在の八万、九九年が八万三千ですから三十八倍。廃棄物が四百十七万、これは五倍と。大変意欲的な数字が出されているわけでございますが、これらの数字がすべて今回の法律の枠組みでバーするものだとは決して申しません。しかし、かなり大部分のものであるということは間違いないわけでございます。

例えれば風力の三百万、これにつきましても、ある専門家に聞きますと、既に適地は旗が差してあります。この旗の差してあるところ全部見ても一千万が精一杯かなという声もございます。また、NEDOが外部委託して調査をされている記録がございますが、これは最も厳しい条件でいきますと五百キロワット級で約二千八百基。ですから、百四十万、厳しく見れば百四十万ぐらいしかできませんと、こういう見方になつております。また、太陽光でいきますと、これは例えば住宅用、大体三・五キロの太陽光発電付けて、これ百三十万台。電源特会からの補助はもう次からはしないというような話も聞いておりますが、十四万、十万と減ってきて、次はもうゼロだということも聞いているわけですけれども、これらの状況と、そしてこの目標を考えますと相当厳しい数字であるというふうに言わざるを得ないというふうに思つてございまして、何か今回の法律の中で、

新エネの種別ではなく枠でいきますよとか、廃棄物に大変こだわっておられるのもこちら辺りになりますのかなという思いすらしてならないわけでございますが、この目標を推進していく考え方、あるいは決意等について大臣にお尋ねしたいと思います。

○藤原委員から具体的な現状の数字と、部会でレポートが出されております。そして、二〇〇一年までの新エネの導入目標というものが出来ているわけですか、極めて野性的といいます。

○國務大臣(平沼赳氏君) お答えをさせていただきます。

太陽光発電あるいは風力発電などの新エネギーは、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応を図る観点から、その開発、導入を積極的に推進することが重要だと思つております。

先ほど御指摘がございました、昨年六月に取りまとめられました総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会報告書におきましても、二〇〇一年度における新エネルギーの導入目標につきましては、官民の最大限の努力を前提といたしまして、現在の導入量の三倍に相当する原油換算で一千九百十万千瓦リットル、こういう目標を掲げております。

他方、新エネルギーにつきましては、既存のエネルギーに比べてコストが高い。特に、太陽光や風力については、気象条件に左右されるため出力が不安定であると、こういった課題もあることは事実であります。

このため、当省いたしましては、低コスト化、高性能化のための技術開発でござりますと、新エネルギー設備の導入に対する予算補助等を活用した支援を取り組んできております。

に当省の新エネルギー関連予算につきましては、過去五年間で倍増以上に拡大をしておりま

す。二〇〇二年度予算におきましても、前年度と比べまして三百四十四億円増となる一千四百四十九億円を計上して、この施策の強化を図つて

いるわけでございます。

また、この目標達成のための新たな導入促進策といたしまして、特に電力分野における新エネル

ギーの利用の拡大を図るため、今国会に電気事業

者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案を提案して、その審議をお願いをしているところであります。

確かに、藤原委員から具体的な現状の数字と、それでなかなか先行きが困難であるというような御指摘がございました。

ただ、あえて一つ言わせていただきますと、例えは太陽光発電におきましても、現在の屋根に載せるようなそういう平板の、これとても世界では一番普及をしているわけなんですが、

今、新たな技術革新の中で実用化の寸前まで来ている球体の非常に熱効率のいい、それから場所を取らない、そういうものも開発寸前まで来ていては事実であります。

ですから、そういう二〇〇一年までの間にそういったところにも我々はインセンティブを与えて、今、研究開発でもう一步のところまで来て、それを実用化にする、こういうことになれば、飛躍的にそういう意味では太陽光発電の絶対量も大きくなる、そういう可能性も秘めておりますので、我々としては、予算措置も含め、また、これからそういう新技術の開発、そういうたるものも実用化に結び付ける、そういう努力も併せて行って、厳しい目標だと、こういうふうに御指摘がございましたけれども、全力でやつていかなければならぬと思っております。

○委員長(保坂三蔵君) 質疑の途中ではございますが、藤原君の残余の質疑は午後に譲ることとし、午後一時まで休憩といたします。

午後零時三分休憩

午後一時開会

○委員長(保坂三蔵君) ただいまから経済産業委員会を開いたいたします。

委員の異動について御報告を申し上げます。本日、松井孝治君が委員を辞任され、その補欠として直嶋正行君が選任されました。

○委員長(保坂三蔵君) 休憩前に引き続き、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○藤原正司君 午前中に引き続き、よろしくお願ひします。

先ほど新エネルギーの促進というものは大変厳しい環境にあるということを申し上げましたし、大臣の御認識も一緒だったということ思います。新エネルギーの利用を推進していくというのには、これは大変大事なことですし、何者も否定できない問題であろううに思いますが、また逆に新エネルギーの限界ということも理解しておく必要があるのではないかというふうに思うわけで、この点について十分国民の前に示し、理解を求めていく必要があるというふうに思っているところでございます。

例えば、先ほどもお話ししましたように、風力一つ取りましても、立地点がどれだけあるかといふこともさることながら、かつての水力はクリーンエネルギーということでもはやされながら、現在は河川に対する放流という問題が問題にさることもさることながら、かつての水力はクリーンエネルギーといふことでもはやされながら、も出ているわけでございます。風力におきましても、景観の問題でありますとか騒音の問題、あるいはダムをなくする運動というようなものも出ているわけでございます。

そういう点を考えますと、先ほど申しましたように、新エネというのは極めて大事な問題だけれども限界も知つておく必要がある。廃棄物の話も、ダイオキシンの問題が大変大きな社会問題になりますから、処理場の問題、廃棄物を処理することも、立地上、大変困難な状況にある。幾ら燃すところにボイラーとタービンを付けたからいいんですと言つたとしても、その廃棄物を燃や

す、ごみを燃やすということ自体に対する地域住民の反発も強いわけでございまして、そういう新エネルギーの持ついい点と弱さと限界というものについて十分国民の理解、納得を求めていく努力をしていかないと、なぜ新エネが進まないんだ、こんな小さいものが進まないんだということだけでは、何らかの論議がされるというのは大変不幸なことに思いますが、その点について大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(平沼赳氏君) 新エネルギーの今後の普及に関して、やはりいい面ばかりではなくいろいろな問題点がある、こういう御指摘は私はそ

のとおりだと思っております。

そういう中で、例えば風力の問題は、今おっしゃつたように大変気候に左右される、あるいは太陽光発電も真夏の晴天の日は非常に発電効率がないわけですから、冬で雪のときというようなことはほとんど発電が期待できない、そういう一つの差がありますし、また風力、今御指摘のように、例えは騒音の問題なんもあるわけでもあります。しかし、これは冒頭言われましたように、この新エネルギーを伸ばしていくということは絶対に必要なことでございます。

そういう意味でも、国民各界各層の方々にそういった認識をしつかりしていただきたい、その上で協力をしていただける、そういう状況を作ることが私は一番望ましいことだと思っておりまして、経済産業省といたしましても、国民の皆様方に対する広報ですか、それから新エネルギーの実現がござります。

そういう意味では、現行新エネ法は、こういった発電分野以外に熱利用も含めたかなり広範な新エネルギーを振興の対象にしているわけでございまますが、今回は電気エネルギーが対象であります。そして、すべて風力が万々で百点満点というわけにもいかない部分をはらんでいるというふうに思つてございます。

そういう点を考えますと、先ほど申しましたよ

「等」というのは付いていないわけでございまし

て、しかも「目的」の中には「環境の保全」とい

うものが入っていないと。今回、このRPS法案につきましては、条文そのものはほとんど新エネ

法と同じなんですが、もつて云々という部分だけまだちょっと取つて付けたような形になつて

ます。そこで、この「等」が付くことによって新エネ

ルギーの定義、対象がどういうふうに変わつて、この「目的」に環境保全を加えたことによって内容的にどう変わつたのか。結局、もつて環境保全云々というのは、結果として環境保全にもなりますよという程度の意味なのか、この法律、結局環境保全というのはおまけの部分なのか、あくまで二つの柱としてとらえておられるのか、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 今、先生御指摘になつたように、現在も、いわゆる現行の新エネ法がござります。今回の電力事業者への義務付けの法典におきます定義では、このいわゆる現行新エネ法の新エネルギーの発電に加えまして、水力あるいは地熱発電、よく言われます再生可能エネルギーといいますか、そういったものを「新エネルギー等」の「等」に含みまして定義付けたわけ

でございます。

そういう意味では、現行新エネ法は、こうい

ておりますこの電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、やはり電気事業者の方に義務付けをしてまで買つていただこうといふことでございますので、基本的にはやはり経済性の点においても、一般的に言えばそのままでは普及しづらいといふ要素があるものが頭に置かれています。

○藤原正司君 今の部分はしつかり聞いた上で、次に進んでいきたいというふうに思います。

それで、いわゆる「新エネルギー等」という表

現なんですけれども、先ほど言いましたように、新エネ法には新エネルギーがあり、このRPS法には「新エネルギー等」とあり、何といいます

か、新エネルギー的な言葉の中にその対象となるエネルギーが様々なものがある。しかも、我が国は新エネルギーをどのぐらい導入しているのか、

これは新エネルギーとまだ違うと。

○藤原正司君 今御提案申し上げてお

ります。そしてその中に、従来の新エネルギー法では想定しておりませんでした水力、地熱といった発電特有であつて、かつそういう意味では再生可能

努力をさせていただきたい、このように思つま

す。

○藤原正司君 是非努力をしていただきたいとい

うふうに思います。

次に、法案の名称にござります「新エネルギー等」というこの「等」についてお尋ねをしたいわ

けですけれども、平成九年、一九九七年に制定されましわゆる新エネ法におきましては、この

供給安定というエネルギーセキュリティには有

効なものであるけれども、経済性の面における制約から普及が十分でない、だからこの部分を後ろから押して推進していくこうという、こういう意

味のあると思うんですね。

今回の法律は、定義のところにはもうすぐさま

エネルギー種別が書いてあるだけで、どういう性

格のものであるかというの是一切書いてない。す

べらしいものが進まないんだということだけ

であります。

そこで、この「等」が付くことによって新エネ

ルギーの定義、対象がどういうふうに変わつて、この「目的」に環境保全を加えたことによって内

容的にどう変わつたのか。結局、もつて環境保全云々というのは、結果として環境保全にもなりますよという程度の意味なのか、この法律、結局環

境保全金というのはおまけの部分なのか、あくまで二つの柱としてとらえておられるのか、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 今、先生御指摘になつたように、現在も、いわゆる現行の新エネ法がござります。今回の電力事業者への義務付けの法典におきます定義では、このいわゆる現行新エネ法の新エネルギーの発電に加えまして、水力あるいは地熱発電、よく言われます再生可能エネルギーといいますか、そういったものを「新エネルギー等」の「等」に含みまして定義付けたわけ

でございます。

そういう意味では、現行新エネ法は、こうい

ておりますこの電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、やはり電気事業者の方に義務付けをしてまで買つていただこうといふことでございますので、基本的にはやはり経済性の点においても、一般的に言えばそのままでは普及しづらいといふ要素があるものが頭に置かれています。

○藤原正司君 今御提案申し上げてお

ります。そしてその中に、従来の新エネルギー法では想定しておりませんでした水力、地熱といった発

電特有であつて、かつそういう意味では再生可能

性の高いものを取り入れたということでございま

す。

○藤原正司君 ちょっとあらかじめ申し上げてお

かなかつた部分なんすけれども、この新エネ法におきましては、定義の中にこういうもんだとい

う文言で表示をしてあるわけあります。結局、

E.U.は五・三%。ところが、欧米の中には水力だとか地熱が入つていてるわけですね。水力、地熱が入つてくると、日本の場合四・九%になつてく

る。

このように、言葉の使い方、そしてその中の対象となるエネルギーの違いによって、国民から見ますと、我が国は新エネルギー導入に極めて消極的で、という印象を受けざるを得ないんではないかと。それなりのレベルがあるから推進しなくてもいいという意味ではなくて、現在の受け止めとして、我が国は一・一しかないのかと、それに比べてヨーロッパ、アメリカは5%を超えているではないかという評価になってしまふおそれがあるわけでありまして、この辺り、例えば再生可能エネルギーという言葉でもう一度整理し直して、それで大体欧米と、面といいますか、対象となるエネルギーを合わせような形の中で、何といいますか、公正な国際比較ができるよう、そういうとらえ方に変える必要があるんではないかと、こういうふうに思うんですが、この点についてどうぞ。

○國務大臣(平沼赳氏君) 私は御指摘のとおりだと思つております。従来、経済産業省でも、そういう水力、地熱を加えたデータはあるわけですが、この点についてどうぞ。

○藤原正司君 是非お願ひしたいと思います。これとの関連において、実はこの単位の使い方も千差万別といいますか、例えば新エネルギー対策の単位を排出削減見込み量で言つた場合、炭酸ガス・トン、導入見込み量とか導入目標量の場合のキロリットル、いろいろあるんですねけれども、例えば見込み量がキロリットル、排出削減見込み量が炭酸ガス・トン、発電関連がキロワット、熱関連がキロカロリー、それからさらに新大綱の中太陽光の場合には四百八十二万キロワット、括弧

で家庭用百万台と書いてあるわけですね。そうす

ると、片一方キロワットで、こつち台数なんですね。それで、そういうのを並べて書いてあると、本当に勘違いしてしまって、何か家庭用は大体五分の一ぐらいかななど。よくよく見れば、こつちは台数で、片方キロワット。

この辺単位が、何といいますか、もう乱れ、いろんな数字が出来て、一体何を一つの統一的な単位として比較判断するのかということ、私らはもう頭が悪いものでなかなか付いていけないと。

この辺についても、せめてこここの分野の部分ぐら

い整理してもらえないかと、いうふうに思つんで

○政府参考人(河野博文君) 確かに御指摘のとおりですが、様々な単位を使った資料を出させていた

ただいておりまして、申し訳ないと思います。

○政府参考人(河野博文君) 確かに御指摘のとおりですが、様々な単位を使った資料を出させていた

います。

○藤原正司君 例えば、キロワットで表示する場合も、風力、幾らキロワットと、廃棄物がいろいろキロワットと。でも、実際、風力の場合は稼働率が二割強ぐらい。そうすると、実際に発電する能力は五分の一として見なければならない。あるいは、廃棄物の場合で、これは大体八割近く稼働率があると。そうすると、実際発電する量に換算すると大きく変わってくる。それが、あると

ときは、キロワットだけで表示するのもいいんですけれども、何かそのキロワットだけの数字を比較

ども、そういう権利といいますか義務といいますけれども、その部分についてこれだけの金が掛かっ

ますと、新エネというのは高いんだと。しかし、高いものを、高くても金を払ってでも推進しなけ

ればならぬのだということ、そのため我々は料金を通じて払っているんだと、これは内部努力で表へ出ないにしても、そういうことが十分理解さ

れにくくないですか。さればいいんではないかと。だから、こういうことについての合意形成

ということをやつていかない駄目ではないかと。

これを別に、このための、これは証書というの

か、ちょっとまだ正式な名称がないようですけれども、何かそのキロワットだけの数字を比較

か、そういう権利といいますか義務といいますけれども、何かその部分についてこれだけの金が掛かっ

ます。

これは、恐らく、結果としては表に出る数字で

はなく、内部吸収して努力をするということに

なるわけでありますけれども、しかし国民から見

は御指摘のような努力が必要だと思いますので、

費用が必要だということが分かりましたので、こ

の点も報告書に記載したわけでございます。

これからも、国民の皆様方の理解を得るために

この法案のこととも含め、新エネルギーのコスト負担について理解をいただくように、また正しい理解が広まりますように努力を重ねてまいりたいと 思います。

○藤原正司君 次に、自家発電について、午前中、近藤先生の方からも御質問がございました。この自家発電というのはずっと大変伸びておりまして、我が国の電気エネルギー総使用量に対しても一〇〇%以上超えていくわけでございます。今回、この義務対象に自家発が外れている。これはどの段階で費用を負担するのかといういろんな検討がなされて、最終的には小売をする段階のところが義務対象になるということに落ち着いたようですが、そういう技術的な問題は別にあって、これからますますこの自家発電というの

が増えてくると。  
しかも、自家発電の、どういう形で自家発電が  
されているかということになりますと、化石燃料  
を、いわゆる炭酸ガスを排出する燃料をもつて自家  
発電がされていると。片側で、先ほど言いまし  
たように、自家発電率がどんどん増えていく。そ  
うすると、売電によって電気を買っている人だけ  
がこの新エネルギーの推進のための費用負担をす  
ると。で、自家発電の人はその対象外ということ  
で、これは不公平ではないか。

さらに、今後ますます新エネルギーを増やしていくに欠かせばならないというふうになって、仮にコスト負担が相当増えてくるということになつた場合、コスト負担を避けるために自家発に振り替わっていくということすら考えられると。

こういう中で、この自家発を義務対象者にしていいないということについて、あるいは今後の問題についてどのようにお考えか、お聞かせを願いたい。

○政府参考人(河野博文君) 御指摘のように、この法案での義務対象者は小売事業を営む電気事業者の方でございます。この点は、総合資源エネルギー調査会の新エネルギー部会でも、また新市場拡大措置検討小委員会での議論でも、どういう方

卷之三

いかというふうに思うわけでございますけれども、先ほども言いましたように、なかなか予定どおりに開発が進むかどうかかも分からぬ。これはちょっと話が前後しますけれども、私は

は、この利用目標の設定が、これは義務対象者から見ても推進する立場から見ても納得いたくためには、どういうプロセスをたどつてこの利用目

標が設定されたのかというこのプロセスが透明性を持つ。そして、科学的な検証の下に透明性を持つと。そこで、それをすべての皆さんに理解をしていくだけということがまず一番大事なことだというふうに思いますが、それに基づいて義務量が設定をされてくるということでありますけれ

ども。ただ、これは予測外の様々な事象が発生をいたしましたし、まだ、二〇一〇年までと言いました場合、日本の新エネの導入状況というのはまだ軌道に乗つたという、結局母数が非常に小さいわけでから、そういう状況にもない中では、相当その価格が乱高下するおそれがあると。そういう場合、余り高い手段になつてしまいますが、これは国民負担が大変増えてくるわけですから、ある意

意味ではその上限設定ということも必要ではないかといふうに思うわけですが、この点について御説明をいただきたい。

○副大臣(大島慶久君) 義務量についてのお尋ねでございますけれども、各電気事業者のいわゆる義務量につきましては、我が国全体の利用目標を

前提として設定されることとなるものでございまして、利用目標が設定されれば、決められた算定式に基づきそれぞれの電気事業者が自己の基準利用量を算出いたしまして、これを当該年度の六月

一 日 ま で に 届 け 出 る、 こ う い う 状 況 に な つ て お り  
ま す。

具体的に申し上げますと、電気事業者の前年度の電気供給量を基礎といたしまして、法案第三条

で定める各年度」との新エネルギー等電気利用目標量を踏まえた一定比率等を乗じるという計算式を想定をいたしておりますけれども、その詳細に

を対象にするべきかという議論はございました。その議論も御紹介させていただければ、やはり自家発電、自家消費の方は、既にそれだけの投資をしておられて、発電、発生電源を自由にもつ選択できないという状況にあると。また、今後予想されますものも比較的小規模、非常に多数にならう可能性もあるということで、行政コストの点からもいかがなものかということでございました。一方、他方、小売事業者の方の場合には、系統を介して、発電源、消費者双方に連系をしているわけですが、ざいますので、そういう意味では選択の余地のある方々へ販売をしているということをございました。

また、欧米主要国の事例も調べてみましたが、やはり小売事業者を対象とするというのが大宗でございましたので、小売事業者を対象ということにさせていただいております。

もちろん、こうした諸前提が将来において変化するようなことがあれば、この法案自身、三年後見直し規定もございますから、そういうたとへは検討対象になろうかと思います。

（鹿野正吉君）最初の会場がないとか、やべー。  
余り理屈として理解できない部分もありますけれども、結果として、この地球環境に優しい、あるいは日本の国、我が国のエネルギーの安定供給というのを考えて、新エネルギーを推進しなければならない、これは国民全体として進めることのほうが形になつてはいるわけですねけれども、

これが一部例外的に取り扱われて、しかもその例外が部分がどんどん広がっていくというのは決して好ましいことではないというふうに思いますし、是非、今後検討していくべきだといふに思

次に、利用目標の設定の考え方でございます。

これは新工部会の中でも、電気工ネルギーも  
一〇一〇年に一%程度というようなことがござ

ますし、恐らく二〇一〇年の目標がそこら辺りに置かれるることは間違いないというふうに思いま  
し、これからその二〇一〇年に向けてどのように



○参考人(河野博文君) 先ほゞ申上づま  
でござります。

（正解参考）その処理をする自治体の方のコスト、たとえば「(税)」にかかる費用は、これは税であれ、あるいは廃棄物の処理のために特に集められる場合であれ、あろうかと思います。けれども、やはり追加的に発電をする場合には追加投資も必要になります。そして、それらを含め

た廃棄物処理のあるは発電の費用が、総体的に  
は、全体として見ますと、やはり私どもの統計で  
はかなりコストも低くないという状況にあります  
ので、ここでは対象として検討させていただいて  
いるということをございます。

○藤原正吉君 それはまた後からじっくり見せていただきましょう。トータルとしてのコストではコストで考えますと、これは本来、発電しなくても

ごみ処理ということで住民が負担しなければならない部分まで入ってしまいますので、そういうデータがあるとするならば、是非後から見せていただきたいというふうに思います。

で、かなりコストの差がエネルギー種別によつて出てまいります。現在、電源特会の中で、設備など相当コスト的に不利な状況にあるものについて補助をしたりしている部分もありますけれども、

少なくとも、それでもなおコスト的に開きがある中で、今回は横一線になつてレースをしなければならないということになつてきます。当然コストの安い方に流れてくる。私が義務対象者であつたとしても、それは目をつむつても安い方を買つ

○政府参考人(河野博文君) ここで廃棄物発電をやって、将来対象にするかどうかということでござりますが、政令指定の対象としては考へてあるということを申し上げました。

は極めて小さいと申し上げなければなりません。そうした現在でも焼却されているようなものについて電力化していただくということを念頭に置きながら制度化をしていきたいというふうに考えて、いるわけでございまして、いわゆる循環社会推進法あるいは環境基本法の考え方でありますマテリアリサイクルを優先し、サーマルリサイクルはむしろそういうものについて考えれば劣後するという問題意識を十分踏まえた上で、政令指定に際しましては抑制的かつ慎重に検討するという考え方を申し上げているところでございます。

○藤原正司君 一番最初にも申し上げましたように、一般的には新エネルギーによつて発電された電気はその地域に系統を持つ電力会社が買うということになるわけですが、例外的には、この新エネルギーによつて発電した電気をPPSとして事業するというケースが出てまいります。

例えば、今まで衆議院でもいろいろ言われましたサニックスなどですね。苫小牧で七万四千キロの廃プラ発電がなされると、これは、ここがPPSというふうに参入した場合、恐らく義務量は最大見積もつても一%ぐらい。そうすると、九九%が証書といいますか、クレジットがこれ売買できるわけでございます。今でも十分コスト的に対応できるから、今の法律ができる以前から発電所を建設して、間もなく竣工すると、ここに、先ほど言いましたように、クレジットの権利が発生して、これが流通すると、まるで高いところに土を更に盛るような話になつていくわけですけれども、少なくともPPSをやる方については、この枠組みから除外すべきではないのかと、うふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(河野博文君) 先ほど申しましたように、法案第二条に規定いたします政令によります場合には、こうした循環型社会形成推進基本法の基本原則を十分尊重いたしまして、本来、再

使用あるいは再生利用すべき廃棄物の焼却が促進されないように、抑制的な観点から慎重に検討してまいりたいと考えてございますので、この政令指定都市に際しまして検討させていただきたいと思います。

○藤原正司君 結局、何度も繰り返すようですが、新工法の場合はコスト的要素というものが

きちつと定義の中に入っている。今回はそういう文言的な性格的な定義が入らずに銘柄だけを並べて定義になっている。こぼれ、つづきなどは

うRPSの制度を作るというのはコスト的に不利だから作るんだというふうに言っておられる。

しかし、今申し上げましたように、七万四千の廃プラの場合は、この制度を前提にしなくても十分にリサイクルできるところを建設していくる

矢太刀も持てきる。ということで更詫をされていました。  
ということですね。ですから、コストを横に置いて  
て物を考えるのであれば、例えば今回対象になつた

ている水力なんかでも、中小水力を対象に、大きいのと小さいのと何が違うのか。コストが違ううまいこと、なぜか、よく、この問題は、いろいろと、

いうのであれば、ニストの問題は入りませんといふことになると、全然横に行ってしまいます。午前中の松井委員も、理論的な、法的な理論の

問題として原子力が対象になるかならないかといふことを尋ねましたように、結局、新エネ法は、

コストの制約からなかなか進展しないものにつづいて後押しismしようというのが新エネ法。今回のRPS法については表向きにはコストは触れていて

ない。しかし、制度を作る以上コストだと言わわる。しかし、片側ではコストで十分太刀打ちでき

るものについても廃アーティストなど対象だと言われる。ここは一体、全体的にどういう整合が取れているのかというのがちょっとよく分からないんです。

もう一度説明していただきたい。  
○政府参考人(河野博文君) いわゆる新工ネルギ

1、あるいはこの法律で申しますRPSといいますか、新エネルギー等電気でございますけれども、個々の、第二条で指定されておりますもの、

あるいは将来指定されますもの、それぞれの新エネルギー電気としての種類ごとに見てみますと、

基本的には、やはりコスト的に見てもこういった制度的な枠組みなしで普及していくことが難しいということを念頭に置きながら、環境上の制約は、新エネ促進法も、新エネ電気の利用のための現在御審議いただいております法律も、基本的な方向性としては一致をしているというふうに思つております。

ただ、廃プラスチックの発電につきましては、特に産業廃棄物としての廃プラスチック発電については、これまでのところほとんど実績もない状況でございます。そういう状況もありますので、今後更に検討を要するということで、政令段階において検討させていただきたいというふうに思つておるわけでございます。

○藤原正司君 何度も聞いても分かりませんから、もうこの辺にしておきます。

次に、系統増強の費用の問題です。これも質問が出たわけですねけれども、御承知のように、廃棄物発電は別にしますと、風力にしましても太陽光にしましても、立地最適地というのはアンバランスといいますか、偏在している。しかも、例えば風力を例に取りますと、風力の適地と言われるようなどころはそれほど需要がない。需要のない地域に多い。例えば北海道を例に取りますと、例の苦小牧のファームがありますようなところとか、その反対側のオホーツク海側にしましても、ほとんど大きな需要がない。そういう地域にいわゆる偏在をしているわけでございます。

もとと平たく言えば、こういう新エネというものを何もしなければ、機器用、細い電線で電気が送っていてハッピー・エンドになつていただけで、ここへ大規模な風力のファームができたりしますと、それに伴つて必要なつなぎ込みのための送電線路を拡充しなければならない、こんな問題が出てくるわけでございます。

あるいは、北海道ばかり例に出して悪いんですけれども、北海道電力というのは、最もピークで

五百万キロワットぐらいの系統規模でございま  
す。ところが、最も今度はボトムは大体ゴルダ  
ンウイークのころでございまして、このころには  
二百五十万ぐらい、約半分まで下がってしまう。  
この内訳は、泊原子力が百万、それからちょうど  
五月は雪解け放水、これは捨てるわけにいきません  
んから、これが百万。そうすると残り五十万しか  
ないわけですね。ここに風力が集中的にできます  
と、ここに調整をどうするかという問題が出るわ  
けです。

幾ら数を造つたとしましても、秒単位の調整は可能かも分かりませんが、時間とか日にち単位、天気図に出てくる単位では風は安定しないわけで、これをどうバックアップするかという調整電源が必要になつてくる。このための備えをどうするか、あるいはその端末部における電圧変動を抑制するための設備をどうするか。こういう様々な費用が発生をしてくるわけで、それをたまたまあなたがこうこうは風がござんして、るから不運な

たのところは専かなくさん吵していながら不適切  
というわけにこれいかないわけでして、いかにこ  
れを公平に負担しながら進めていくかというのには  
極めて大事なことではないかと思うんですが、こ  
の点についてのいわゆる系統関連費用ですね、安  
定化のための、この辺について、本来きっちと国  
が面倒を見て、そしてそれを除いた部分で平等に  
争っていくというのが普通の発想だと思うんです  
が、この点についてのお考え。

風力発電等の拡大に伴いまして、系統連系対策はどうするのか、系統ということでござりますけれども、新エネ部会の下で基本的な考え方が示されておりまして、その報告書によりますと、風力発電の大規模な導入を行うためには、既存系統の増強あるいは周波数変動抑制等の系統の安定化が必要ということが記されておりまして、これは一〇一年度の仮定の条件の下でございますが、二〇一〇年までで十年間に風力発電量を三百万キロワットに

したと仮定いたしますと、系統連系対策費用が約二千二百億円から五千五百億円、これは相当幅がありますけれども、やはりいろいろな仮定がござりますので、こういう試算をいたしております。その報告書の内容を踏まえまして、具体的な系統状況の把握とそれに基づく必要な系統連系対策の内容及び費用規模を検討するとともに、その負担の在り方につきましては、まずやはり公平性というものを勘案をする。この上で検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○藤原正司君 先ほど肩代わりのときのクレジットの話を申し上げましたけれども、そういう系統車両のこうりの費用などの手ごてが十手ざしになりますので、この間は原則として風力発電の連系書も記されておりますので、その内容を踏まえまして私どもは対応してまいりたいというふうに考えております。

あるコストについて、現在、電源特会の方、電源多様化勘定ですか、の中で、例えば風力の場合、自治体が設置する場合は設置費用の半分でありますか、私的な場合は三分の一あるいは太陽光についてはこの前まで十四万、今が十万ですか、補助をされてきて、そのことによって新エネの推進の後押しをされてきたわけでございます。

こういう背景と、片側で今度はRPSという中で新エネを育てていこうとされている。しかし、お聞きすると、相当コストの開きがありますし、そう簡単にもうこのRPSの枠組みの中で新エネは育てるんだからこっち側の補助は要りませんというほど育つてはいないといいますか、そんな状況にあるというふうに思つんですが、この新エネエネルギーに対します現在の各種補助あるいは今後の仕組みをどういうふうにお考えなのか、この補助の考え方ですね。

○政府参考人(河野博文君) 御指摘ありましたように、新エネルギーの導入促進のためには各種の補助金を用意いたしておりまして、平成十四年度予算でも全体で五百七十一億円を計上させていただいております。

二〇一〇年度の新エネルギーの導入目標を実現するためにはやはりこの法案で更なる導入を行うことには当然考えているわけでございますけれども、これは従来の支援措置に加えてこういったことが必要だというふうに考えたからでございます。

ただ、この補助制度についても一部終期が設定されているものもござりますので、今後、そいつたものについてどうするか検討していくなければなりませんけれども、大きな枠組みとして申し上げれば、やはり現行の導入補助スキームを大枠とした支援を行いながら、更に電力を実際に利用する電力会社の皆さんに対してはこの法案で導入の拡大を義務付けるといったような形で、国民全体の負担を抑えながら需給両面から総合的に新エネルギーの導入拡大を図つていきたいというふうに考えております。

あるコストについて、現在、電源特会の方、電源多様化勘定ですか、の中でも、例えば風力の場合、自治体が設置する場合は設置費用の半分ですか、私的な場合は三分の一あるいは太陽光についてはこの前まで十四万、今が十万ですか、補助をされてきて、そのことによつて新エネの推進の後押しをされてきたわけでございます。

こういう背景と、片側で今度はRPSという中で新エネを育てていこうとされている。しかし、お聞きすると、相当コストの開きがありますし、そう簡単にもうこのRPSの枠組みの中で新エネは育てるんだからこっち側の補助は要りませんといふほど育ててはいなといりますか、そんな状況にあるというふうに思うんですが、この新エネルギーに対します現在の各種補助あるいは今後の仕組みをどういうふうにお考えなのか、この補助の考え方ですね。

○政府参考人(河野博文君) 御指摘ありましたように、新エネルギーの導入促進のためには各種の補助金を用意いたしておりまして、平成十四年度予算でも全体で五百七十一億円を計上させていた

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でござ  
どうもありがとうございました。

私は、九七年十一月のいわゆるCOP3が開催されました京都が地元でござりますけれども、その京都議定書が締結されました際に、衆参の両院の代表団が京都に派遣をされたわけですが、それとも、その代表団の一名として参加をさせていただきました。

また、それに先立ちます平成九年、九七年十月三日の代表質問で、日本共産党を代表いたしました橋本総理でございましただけでも、二〇一〇年までにCO<sub>2</sub>を、きちっとして、対策を取れば二〇%削減は可能なんだという我が党の立場を表明させていただきまして、日本の効果ガスの削減数値目標と達成期日を決めて、法的な拘束力を持った議定書の策定に全力を尽くす

○藤原正司君 これまで省エネ、新エネ、二つについて質問させていただきました。

べきだという質問をさせていただきました。そのとき総理は、橋本総理は、議長国たる日本がこの問題について前に踏み出さないで国際的に進むはずはないという決意を答弁をされたわけでござります。

足掛け五年目でようやく批准ということになつてまいりました。批准はむしろ当然で、遅過ぎるという感じを持つております。

この条約が発効いたしますためには必要条件がございまして、五十五か国以上の参加だと、先進国の排出量が五五%要件を満たすというふうな要件がござりますね。

そこで、大臣にお伺いしたいんですけども、日本はやはり議長国として、アメリカが離脱をしているわけですから、アメリカにもしっかりと物を言つていくと、そしてこの条約が一日も早く発効されるように努力をされるということが一つ。そして、そのためにも、国際的なイニシアチブを取るために、国内のやはり温暖化防止対策の実効ある対策を取ることが何よりも大事なことではないかと思います。

大臣はそのような方向で頑張っていかれるという御決意を含めて、まず第一問なんですが、この法律がこの京都議定書の炭酸ガス六%削減を約束するための地球温暖化防止の国内対策の担保法、担保法といふに位置付けていいのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(平沼赳夫君) お答えをさせていただきます。

本法案は、現下のエネルギー情勢等の経済的、社会的環境を踏まえまして、我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保、これに資するためやることと、それから環境の保全に寄与するための措置として新エネルギー等の利用の促進することを基本的目的にしております。したがつて、本法案は、今おっしゃったその京都議定書を担保する国内の実施法ではございませんけれども、新エネルギー等は二酸化炭素の追加的な排出量が少なくて地球温暖化対策にも資するという

特性も有しているために、本年二月十三日の地球温暖化対策推進本部決定においてもその対策の一項として明確に位置付けられている、こういうことをございます。

ただ、御指摘のございました、日本はCOP3の議長国でありまして、そして我々としては国会でも手続が済みました。その上で、やはりこの批准に向かって最大限努力をしていかなければならぬと思つております。

そういう中で、この本法律案は、繰り返しになりますけれども、いわゆる担保する国内の実施法ではございませんけれども、それを推進する、そのためには非常に私は有効な法律であると、このように思つております。

○西山登紀子君 担保法ではないけれども非常にそれに資する重要な法律だというふうにおっしゃるわけですけれども、大臣は地球温暖化防止対策本部の副本部長でございますね。これ、CO<sub>2</sub>の削減というの、元々やはり経済活動から因してくるものが非常に大きいと。アメリカが離脱したのも、経済活動に邪魔だからだというようなことで離脱をしたということなので、このエネルギーの問題というのは温暖化を防止する上で非常にかぎを握つていると言つてもいいと思います。

ところが、このエネルギーの新しい、新エネ法ということで出されてきているものが、地球温暖化を防止するための担保法とまでは言い切れないが関連があるというふうなことをおっしゃって、非常にあいまいだと思います。ですから、京都議定書問題にかかわってきた関係者の中から、この法案は地球温暖化防止の法案ではないんじやないかと、こういう懸念が広がっているわけです。

大臣は、資すると、この地球温暖化の防止にも賛するというふうにおっしゃるのであれば、その趣旨を生かすのであれば、この法案の目的に地球温暖化防止など環境保全にというふうにきちっと明記された方が国民にははつきり分かるのではないかと

いでしようか。

○國務大臣(平沼赳夫君) この本法律案は、今申し上げましたように、エネルギーの事業者たる電気事業者に新エネルギー等による電気の利用を義務付けることによりまして新エネルギー等の利用の促進を図る。これは、現下のエネルギー情勢等の社会的、そして経済的な環境を踏まえまして、今申し上げましたように、我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保して環境の保全に寄与するための措置として新エネルギー等の利用の促進を図ることを目的としております。

そういう意味で、本法律案は地球温暖化防止に資するものでござりますけれども、それ以外にNO<sub>x</sub>対策などの大気環境の保全にも資するものであるために、第一条の目的規定においてはこれらを包みする概念として環境の保全が明示されているところであります。

また、本法律案第三条では、経済産業大臣が新エネルギー等電気の利用目標を定める際には、地球温暖化対策担当大臣たる環境大臣の意見も聴くこととしておりまして、私どもとしては地球温暖化防止の観点からも密接に連携を図り、そしてこの地球温暖化防止、そのための努力を最大限にしないかなければならないと、このように思つていま

す。

○西山登紀子君 これほど申し上げても入れないと言ふんですね。目的規定の中に、温暖化防止対策等環境保全というふうにすればよく分かるんですけども、そう申し上げても入れないと、このことになります。

○西山登紀子君 確認をさせていただきました。それでは、水力の範囲についてお伺いをいたします。

水力でも大規模なものは、例えば川辺川のダムなどに見られますように、非常に環境破壊を引き起こすということで大きな問題になつてゐるわけですね。基準の引き方次第では森林破壊という大きな事態を招くことになるけれども、この点はどういうお考えでしようか。このCO<sub>2</sub>の吸収源として森林の重要性というのを政府もお認めになつておられるところですので、心配ですからお聞きします。どうですか。

○政府参考人(河野博文君) この法律案で対象となります水力発電の規模は政令で定めることになります。しかし、実態をごらんいただくとおなります。今後、開発の余地のほとんどないと言つておられます。したがつて、この法律案の対象とおり、大規模なものはもう既に十分普及をいたしております。今後、開発の余地のほとんどないと言つておられます。したがつて、この法律案の対象としない一方で、今後の潜在的な開発の余地を残したものの中規模の水力のみを対象にするというのが私た中小規模の水力のみを対象にするというのが私どもの考え方でございます。

政令でどのよう規模の中規模水力を定めるかということについては、一千ないし数千キロワット程度以下のものというものを想定しているわ

次に質問を移しますけれども、この新エネルギーの定義について先ほど来る質問がされております。法案の二条の定義ですが、「新エネルギー等」というふうになつています。そして、風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスというのが明記されているわけですから、石炭と原子力は入れない。先ほど原子力についてのいろんなやり取りがございましたけれども、石炭は入れない、原子力も入れないと、このことを確認をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

政府部内で検討を続けさせていただきたいと思います。

令に丸投げ、白紙委任をしていい、ここが私は一番のこの法律の問題だと思うわけですね。

政令できちつと含めていくんだと、こういうふうに言われたわけですよね。もちろん私たちには、この法案の中にこの新エネの中に廃棄物発電を明記

の生存基盤にかかる最も重要な環境問題の一つだということで地球温暖化問題というのを位置付けているわけですから、やはり私はここは厳密に

— 1 —

○西山登紀子君 先日、新聞で、屋久島での水力発電の努力を始められたというようなことがござりますけれども、是非森林の保全ということをきちっと担保できるようなものにしなければいけ

ういうふうなことを大臣も御答弁になつていまして、たけれども、それではお伺いしますけれども、この政令を決める際に、この新エネルギーに廃棄物発電、廃プラ発電は含めない場合の可能性といふ

するなんということは私は論外だというふうに思っています。もちろん、きつと除くべきだと思っているんですけれども。

確かにこの大綱、温暖化防止のこの対策大綱に

議論をし、そしてこの法律の中ではやっぱりエネルギー政策をきちっと転換させるということで、然エネルギーということに限定をしていくと。とりわけ、この廃棄物発電や特に廃プラ発電とい

廃棄物発電の問題なんですが、これが一番の問題です。改めてお聞かしますけれども、法律の第二条の第二項の六号ですね、ここで「石油を熱源とする熱以外のエネルギー」であって、政令で定め

○國務大臣(平沼赳太君) 今、資源エネルギー庁長官から御答弁をしましたように、今の我々の針では、現実にずっとリサイクルをしてきて最後に残ったその廃棄物、廃プラスチックはこれはやはり

新エネとして盛り込まれておりますし、推進していく導入目標もきちっと入っています。ところが、この法案にはその明記は、いろんな意見もあつたのですけれども、明記は避けて、そして政令で

うふうに考えます。  
そこで、次に移りますけれども、廃棄物発電を促進するという大臣の御答弁でござりますし、政府はそれで「抑制」と呼ぶ者あり) ああ、抑制

るもの」となつていますけれども、これは、除くものはいわゆる石油一次製品、いわゆる廃プラとうのは除かれるんでしょうか、それとも含まれるんでしょうか。

に燃やしているわけであります。したがつて、そういう最後に残つたものは現実に燃やしておりますから、その分が結局発電とう形に回れば、全体的には  $\text{CO}_2$  の排出量といふのは燃やす場合でも発電する場合でも同じでござ

ゆだね、そして実際は、その政令の中にはこの法律では石油二次製品は除くというふうにはなつてないわけですから、廃棄物発電、廃プラ発電は政令の中で検討して入れてもいいというふうにしておいて、そして政令では決めてどんどん実際は

的にですか。とはいへ、それ本当に抑制的かどうかで  
すよ。三月の地球温暖化防止大綱では既に目標まで決めているわけですが、廃棄物発電量は九十万キロワットですね、それを二〇一〇年には四百十七万キロワット、約五倍に増やすとい

第一條第一項第六号の規定そのものでは、いわゆる廃プラは除外されていないのでございます。したがいまして、政令において廃プラも含めた廃棄物による発電を対象とすることはあり得ることでございまして、今後の検討課題でございます。

いりますから、そういう意味では、このいわゆるプラスチック等化石燃料系の廃棄物による発電を対象に指定する場合には、やはり抑制的に、環境を考慮して、私どもとしてはそこはしっかりとやなければならないと思っておりまして、循環型社会

実行するということなんですよ、實際は。これだけはやつぱりやり方としては國民の非常な批判をそそります、言葉はちょっとときついですが、私はやつぱりこそくなやり方じやないかというふうに思うんですね。

目標になつています。  
その中の内訳をお聞きしたいと思います。  
現在の廃棄物発電の内訳、つまり一般廃棄物発電  
と産業廃棄物発電の施設容量別の割合は幾らで  
しょうか。二〇一〇年の四百十七万キロワットに

その際の検討の視点については、累次申し上げておるところです。午前中からいろいろ議論がありましたが、西山登紀子君の問題が一番の問題だと思うんですね。

会形成推進基本法の基本原則にのつとりまして、本来再使用、再生利用すべき廃棄物の焼却が促進されないように、そういう観点をしつかり踏まえてやつていかなければならぬと、このように申

それで、海外の状況なんかを見てみますと、廃棄物発電を対象としていない国は、調査室の資料を見させていただきましたが、ドイツ、デンマーク、オランダ、アメリカのテキサス州、こういう

するときの内訳は幾らになるんでしょうか。  
○政府参考人(河野博文君) 一九九九年度の実績  
をまず御紹介をさせていただきます。

ども、この法律というのは政令で定めるものといふに幾つかありますね、水力も政令で定めると、こういうふうになつてはいるんですが。その政令で定める際に、この法律というものは枠をはめたんだけれども、その枠から廃プラはちゃんと除外しているんですよ。そこが一番の問題なんですか。

○西山登紀子君 結局、結論的には廃棄物発電も新エネに含めない可能性、そういうものはないし、いうことですか。

○國務大臣平沼赳天君 今御答弁したとおり、しっかりとその基本法の精神にのつとり、そして地球温暖化防止の観点にのつとて私どもは抑制する

ところは廃棄物発電そのものを再生可能工エネギー電力導入促進制度における対象とはしておられません。そして、廃棄物発電を対象としている国でも、オーストラリアなんかは自治体の固体ごみ燃焼で非化石燃料起源のものに限ると、イギリスも非化石燃料起源のものに限ると、こういうふうにきちつとしているわけですね。

これは「石油を熱源とする熱以外のエネルギー」であつて、政令で定めるもの」となつていまして、石油は除いているんですけども、石油で作られた二次製品であるプラスチックだとかそういうものは除かれていません。何かその除かれていなかつて、政令で後決めなさいねというふうに、政

的にやつていく。そういう意味では、現状、私は、現に行われているそういう必要最小限、ましてCO<sub>2</sub>を無駄にこれ以上出さない、そういう前提の中では私どもはこの廃プラスチックも含めていくつもりでおります。

ですから、私は、やはりこういう厳密な法律を作ることにはやつぱり厳密な議論が必要でありまして、とりわけ地球温暖化防止というのには人類として、そこ生存に関する最も重要な課題だということで、政府のお決めになつた地球温暖化対策推進大綱の定義の中でも、これ非常に格調高く、人類

第九部 経済産業委員会会議録第十六号 平成十四年五月三十日 【参議院】

○政府参考人(河野博文君) 一般廃棄物系が八十  
四・五万キロワット、産業廃棄物が五・六万キロ  
ワットでございます。

○西山登紀子君 五・六万キロワットですか。調  
査室の資料をいただきましたが、これは産業廃棄  
物は十三・六万キロワットになつてているんです  
が、数字の違いはどうですか。

○政府参考人(河野博文君) 私どもの統計では、  
バイオマス発電というのが別に、例えば木くずの  
ようなものを、製材所から出ます、これもある種  
の廃棄物と言えないこともないんですが、バイオ  
マス発電という位置付けにしておりまして、これ  
が八万キロワットございます。恐らく、先生が  
おっしゃいました十三・六万キロワットは、産業  
廃棄物発電と私ども申し上げましたものと、バイ  
オマス発電を足したものではなかろうかと思いま  
す。

○西山登紀子君 どうもありがとうございました。  
それで、続けてお伺いしますが、この廃棄物發  
電を全体で現在の五倍に引き上げていくというこ  
となんですけれども、今内訳を言つていただきま  
したけれども、一般廃棄物發電とそれから産業廃  
棄物發電におきましては、その内訳において増え  
る率がかなり違うんですよ。それで、一般廃棄物  
の場合には増え方が一・五倍だと、ところが産業廃  
棄物、バイオマスも含めれば、約十五倍  
以上ということで、増え方が急増するというこ  
と。バイオマスがあるとはおっしゃいましたけれ  
ども、一般、主には産業廃棄物の場合は廃プラで  
すよね、その廃プラの發電が急増すると、こうい  
う内訳上のこの問題が私は非常に重大ではないか  
というふうに思うわけです。

この廃棄物發電を新エネルギーに入れて増やす  
ということは、結局は、一生懸命再利用しようね  
と、分別して再利用しようねと、燃やさないよう  
にしようねと言つていた分も実は燃やすようにな  
る。更に言えば、産業廃棄物は埋立て処分場が非  
常に逼迫しています。こうなると、埋立て処分場

が逼迫しているその対策として、じや、それに替  
わる対策として産業廃棄物をどんどん焼却してい  
いんですよと、言わば焼却を奨励することになる  
んではないかと。この点が私はこの法律の中の大  
きな問題の一つだと思います。産業廃棄物、廃棄  
物は四百八十九万トン、一般廃棄物は五百八十万  
トントン、こういうことになるわけですね。

○國務大臣(平沼赳夫君) 決して奨励をするとい  
うことではございません。今、廃プラスチックの  
総排出量というのは約五百七十五万トンございま  
す。これは当然増える傾向にございます。そのう  
ち、今、約四四%の二百五十二万トンが焼却され  
ております。焼却量のうち發電利用されているの  
がわずか五・五%でございます。

したがいまして、現実に分別をして、そして選  
別をして、どうしてもそういう形で、今おつ  
しやつたように処分場も狭隘になつてゐるという  
ような関係で、どうしても最終処理という形で五  
百七十五万トンが出て、そしてその中で二百五十  
二万トンが現実に焼却されておりますけれども、  
繰り返しになりますが、五・五%しか發電利用さ  
れていないと。そういうことで、先ほどの御答弁  
でも申し上げましたように、現実にそういう量が  
燃やされているということを考えれば、これをも  
ちろん減らしていくという努力は最大限しなきや  
いけませんけれども、しかし現実の選択として、  
その中でやはりどうせこうやって燃やすというこ  
とであれば、それを同じ量を燃やすんだしたら、  
発電や廃棄物プラスチック發電の焼却を奨励して  
きたんでしょうか、また、これから奨励するので  
しょうか、その点はつきりお答えください。

○政府参考人(飯島孝君) 一昨年成立いたしまし  
た循環型社会形成推進基本法の中で基本原則が示  
されておりまして、廃棄物の発生抑制、リデュー  
ス、これが第一、次にリユース、再使用、三番目に  
に再生利用、これはマテリアルリサイクルのこと  
でございます。こういったものを優先して進める  
こととしておりまして、廃棄物發電を含む熱回収  
につきましては、その次の順位に位置付けられて  
いるところでございます。

○西山登紀子君 私は、今の答弁は大変不満で  
す。

○西山登紀子君 どうのうのは、今まで利用されてきた  
ものに限るというような条件を付けると今おつ  
しやつたんですけれども、これはプラスチックな  
どは特にダイオキシンなんかの問題もありまし  
て、CO<sub>2</sub>もいろいろ出すというようなことも  
あって、できるだけ埋立てをしましよう、それか  
らできるだけリサイクルして別の製品に変えま  
しょうというふうに思うわけです。環境省は、  
環境庁が環境省に格上げになつたわけですから、  
私はもつとしっかりとやつてもらわなければこれ  
は困るというふうに思うわけですね。

今、政府が進めようとしているのは、五倍  
に廃棄物發電を、一般廃棄物も産業廃棄物も含め  
て五倍に増やしていくこうというふうなこと、さら  
には、その中で産業廃棄物を更に十五倍にもう飛  
ぶる手法と考えられます。しかし、今御質問ござ  
いましたように、これからこの法律の政令で廃棄物  
が過大に進み、これまでリユース、リサイクルに  
回つたものが發電に回るということがござい  
ますと、循環基本法の基本原則である發生抑制、  
再使用、再生利用の推進が阻害されますので、そ  
のようなことがあつてはならないと環境省では考  
えています。

このため、廃棄物發電につきましては、これま  
で焼却されていた廃棄物の利用に限るなど、一定  
の条件を付けまして実施される必要があると考  
えておりまして、この法案に基づく施策が循環型社  
会形成の基本原則に反することのないよう適切に  
実施されるよう、環境省としても協力していきた  
いと思っております。

このため、廃棄物發電につきましては、これま  
で焼却されていた廃棄物の利用に限るなど、一定  
の条件を付けまして実施される必要があると考  
えておりまして、この法案に基づく施策が循環型社  
会形成の基本原則に反することのないよう適切に  
実施されるよう、環境省としても協力していきた  
いと思っております。

○西山登紀子君 私は、今の答弁は大変不満で  
す。

○西山登紀子君 どうのうのは、今まで利用されてきた  
ものに限るというような条件を付けると今おつ  
しやつたんですけれども、これはプラスチックな  
どは特にダイオキシンなんかの問題もありまし  
て、CO<sub>2</sub>もいろいろ出すというようなことも  
あって、できるだけ埋立てをしましよう、それか  
らできるだけリサイクルして別の製品に変えま  
しょうというふうに思うわけです。環境省は、  
環境庁が環境省に格上げになつたわけですから、  
私はもつとしっかりとやつてもらわなければこれ  
は困るというふうに思うわけですね。

今、政府が進めようとしているのは、五倍  
に廃棄物發電を、一般廃棄物も産業廃棄物も含め  
て五倍に増やしていくこうというふうなこと、さら  
には、その中で産業廃棄物を更に十五倍にもう飛  
ぶる手法と考えられます。しかし、今御質問ござ  
いましたように、これからこの法律の政令で廃棄物  
が過大に進み、これまでリユース、リサイクルに  
回つたものが發電に回るということがござい  
ますと、循環基本法の基本原則である發生抑制、  
再使用、再生利用の推進が阻害されますので、そ  
のようなことがあつてはならないと環境省では考  
えています。

このため、廃棄物發電につきましては、これま  
で焼却されていた廃棄物の利用に限るなど、一定  
の条件を付けまして実施される必要があると考  
えておりまして、この法案に基づく施策が循環型社  
会形成の基本原則に反することのないよう適切に  
実施されるよう、環境省としても協力していきた  
いと思っております。

躍的に増やそうと、こういう中身なんですか  
らね、私はもうときちつとするべきだと思いま  
す。

更に詳しく聞きますと、私が今言っているような懸念は既に広がっているんです。衆議院で我が党の塩川議員が指摘しましたように、群馬県の伊勢崎市のように、ペットボトルの分別収集はやめて一般の廃棄物発電の火力を補うという、こういう事例が出ているんですね。非常にあけすけにべつにアートボトルは優良燃料になつていてるというような市の発言も報道の中にされているわけですね。

の、清水谷宿舎の正しいごみの分け方・出し方という、これですよ。（資料を示す）これはもう皆さんもそのとおりやつていらっしゃると思うんですね。この中で、これは燃えないごみ、不燃ごみというふうに内訳されておりますのは、シャンプー、リンスなどのプラスチック製容器、それから食品用のラップ、それからやつぱりペットボトル、こういうものは燃えないと分かれをちゃんとしてくれ、した上で出さなきゃ駄目ですよということで、東京二十三区はきちっと分別、ごみの収集をやつているわけです。努力をしています。都民も、私たちも含めてそれに努力をしているわけですね。

ところがです。既に焼却炉の火力が足らないからプラスチックを集めてきて焼却に回しているというような、こういう内部告発などもありまして、これは大変なことだなというふうに思つていて、これがですけれども、廃棄物発電がこの法案によつて奨励をされていく、奨励されていけば、不燃物として回収されていたペットボトルなどが今一度は可燃物というふうに回収されてもこれは悪くはないというふうに考えるんぢやないでしようか。そういうふうになつていくおそれはないんでしょうか。

人々、ごみの減量化というのは、発生を抑制する、それから再利用する、それから再生利用する、

る、それからやむを得ず焼却し、そして埋立て量も減少していくというのが先ほどの抑制的と言われた循環型社会のサイクルでございます。しかし、今度の法律というのは廃棄物発電をうんと促進していくいくということになるわけですから、リサイクルとか埋立てに回っていたプラスチックも今度は燃焼に回そうじゃないか、当然そういうふうになつていくんじゃないかと思います。子供たちも含めて、国民生活によく定着し掛かつたプラスチックなどの分別、ごみのリサイクル、これが私は後退しかねない、こういう事態が全国に広がることになるんじやないかと思いますが、環境省、どうお考えですか。どうやつて歯止めを付けますか。

○政府参考人(飯島孝君) これまでの御議論の中で恐らくあつたと思いますけれども、廃棄物発電につきましては、これまで発電に利用されていた化石燃料を代替するという点ではCO<sub>2</sub>削減につながるということがござります。そういう意味で、やむを得ず燃やさざるを得ないものにつきまして発電をするということは有効な方法ではないかということを申し上げたわけでございます。

なお、今、委員御指摘、種々ございましたが、先ほど来申し上げておりますように、循環型社会形成推進基本法の基本原則あるいは容器包装リサイクル法の基本的な考え方、これに反することがあつてはならないと環境省は考えておりますので、政令で廃棄物発電が指定され、そしてこの新しい法律で廃棄物発電が行われる段階におきましては、例えばこの法律の第九条だったと思いますが、設備の認定に当たつてあらかじめ環境大臣に協議していただく、そういう手段を通じまして、今申し上げましたように循環型基本法の基本原則などに反しないよう実施していくべきと考えているところでございます。

○西山登紀子君 非常に私は甘いと思うんですよ。やっぱり燃やして、どんどん燃やして電気取っていくんだというふうなことになりますと、今私は、京都の伏見区で大岩街道というところで

小さな焼却炉でほんほん廃棄物が燃やされ、ついで、ダイオキシンの濃度も非常に高いです、非常に環境的に公害で住民が苦しめられているんですけれども、大きなところでもほんほん燃やしていないんだということになれば、当然小さなところでもどんどん燃やそうじゃないかということで、結局分別が進まないために燃やされる、廃プラがどんどん燃やされていくという状況になるんじゃないかという懸念を私、本当に強く持つております。

環境省にお伺いしますけれども、九七年に焼却に燃やされていた廃プラというのは三百二十万トンだったんだけれども、それが九年には百四十万トンに減少していますよね。やっぱり燃やさないでおこうというふうに一定の施策が取られたと思うんですけども、今度このような形で燃やして、廃プラを燃やして発電しようという、焼却に回すんだよということになれば、そういう方向で経済法則というのは当然働いていく。

そうなりますと、このいただいた資料でも、今三百七十五トンが埋め立てられているんですが、この埋め立てられている、三割が埋め立てられておりますけれども、こういう埋立てに回っている部分が今度は焼却していく、あるいは自治体で滯留しておりますペットボトル、回収しても行くところがないということで滯留しているこのペットボトルがこういう廃プラ発電に回されていくということは明白ではないでしょうか。

環境省はどうなさいますか。

○政府参考人（飯島孝君） 今回、廃棄物発電を政令で指定する方向だというお話を始めていますが、国といたしましては廃棄物の減量化目標というのを別途定めています。これは、廃棄物処理法の基本方針にもうたわれているわけでございますが、廃棄物の焼却量が減少するという共通の目標を政府として持っているわけですが、いまして、その前提の下に、先ほど来お話を実は、実は発電効率や普及率を大幅に向上させながら、焼却炉でほんほん廃棄物が燃やされ、廃棄物処理法の基本方針にもうたわれているわけでございましたが、廃棄物の焼却量が減少するという共通の目標を政府として持っているわけですが、いまして、その前提の下に、先ほど来お話を実は、実は発電効率や普及率を大幅に向上させながら、焼却炉でほんほん廃棄物が燃やされ、

そこまでござります。  
ですから、委員御指摘のように、大きいところをやつていれば小さいところもやると、そう簡単には私も考えておりません。技術開発も進めながら高効率で廃棄物発電を行う、しかもその発電の素材になる廃棄物についてはやむを得ず焼却回っているものに限るといった考え方で進めていきたいと考えているわけでございますが、もう一つの御質問、三百万トン強の埋立地処分されている廃プラスチックをどうしたらいいか、それが焼却回るのではないかという御懸念でございますが、基本的には循環基本法の優先順位に従いまして、現在埋立て処分されている廃プラスチックについてもまずリデュース、発生抑制、そしてリユース、再使用、リサイクル、これが行われることが適切だと考えております。

その上で、どうしても焼却せざるを得ない廃棄物につきましては、廃棄物発電等の熱回収を行なうということを考えられるわけでございまして、確かに温暖化問題も大事でござりますけれども、廃棄物・リサイクル問題、最終処分場の容量が逼迫しているという問題もそれとまた別の意味で大変重要な問題だと考えておりまして、廃棄物・リサイクル行政を担当する者といたしましては、今申上げましたように、リデュース、リユース、リサイクルを行なった上で、どうしても焼却せざるを得ないものは、単に埋立てをするよりも廃棄物発電等、熱回収をした方がいいという観点もあるということを申したいと思います。

○西山登紀子君 環境省の答弁として私は重大だと思いますね。

問題は、例えばペットボトルの容器包装リサイクル法ができましたけれども、これはいただいたい資料で見ますと、ペットボトルというのは生産量が実に三倍に跳ね上がっているんですよ、平成五年から平成十二年のこのグラフを見ても、生産量が増えている。ところが、回収率といえば、平成



中身になっているわけですね。そうすると、やはりコストの問題でいえば風力や太陽光などの自然エネルギーというのは太刀打ちできません。ところが、新しいエネルギーの導入目標というのは、二〇一〇年には太陽光発電は現在の二十三倍になると、風力発電は三十八倍にする。これは非常に私は積極的な目標だと評価はできますけれども、果たしてそういうふうにこのRPS制度の中でもういうことが実行に移されていくんだろうかという心配があります。

電源種別の電力量を義務化するという、それが想定されていない中で、どうやってこういう風力や太陽光の目標を実現させていくんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣(古屋圭司君) 委員御指摘のように、もし仮に新エネルギー等の種類ごとに利用目標を定めまして、その買い取る義務量を決めた場合にはこういった問題も生じると思うんです。すなわち、新しいエネルギーの、新エネルギーの競争が促進をされるべきなわけですけれども、むしろそういう競争が制限をされる危険性もあると。そうななりますと、やはりのぎを削って技術革新をしながらコスト削減をしていくことが起きないで、むしろ逆にディスインセンティブが働く可能性があると。そうしますと、社会全体としての新エネルギーの導入の負担が過大となる可能性があるのではないかと、こういう懸念もあるわけあります。海外の類似の制度でも、エネルギーの種類ごとに買い取る量を決めた事例はないといふふうに承つております。

また、今、委員御指摘のように、新エネルギーはコストが高いということでござりますけれども、これはいろいろ種類がございまして、また幅もござります。例えば風力でも九円から十四円とか、廃棄物の九円から十二円、キロワットアワーでございますが、まあ五円という話もありますけれども、大体私どもの持つている客観的なデータから、この程度。あるいはバイオマスでも七円から二十一円ということでかなりの幅がありまし

て、これはやはり特定の電源のみが競争力があるからコストの問題でいえば風力や太陽光などの自然エネルギーといふことは立地条件、環境によつても異なるわけでございまして、必ずもそういう委員の御指摘の問題が生じるというふうには思つておりません。

また、私ども経済産業省はこの新エネルギーを推進をするということには大変熱心に取り組まして、ついでございまして、ちなみに本年度は予算で千四百五十億円でございまして、過去五年間でもう倍以上になつてきております。

○西山登紀子君 市場原理に任せたら弱者が駆逐されると、これはもう当然のことなんですね。そこで、風力発電推進市町村全国協議会というところがこういう要望書というのを出していらっしゃるんですよ。その要望書は「風力発電事業の推進について」ということなんですが、一は、やっぱり自然エネルギー導入に向けた国としての基本的制度の早期制定ということで、自然エネルギーという言葉もちゃんと使われておりますし、それから二番目のは、風力発電などへの新設、増設を問わず、予算を大幅に増額してほしいということ、それから最後に、六番目のところですけれども、電力会社による買取りを義務化すること、その買取り価格は発電事業者の採算可能な価格となるようにすることといふふうに承知のままして、この点に關しましては、固定価格買取り制度やRPS制度などの制度を対象に、我が国にふさわしい制度の在り方について、これまで総合資源工

会をきちつとまとめて出していらっしゃいます。衆議院の参考人の、飯田参考人の陳述の中では、ドイツやデンマークのように固定価格制度では立地条件、環境によつても異なるわけでございまして、必ずもそういう委員の御指摘の問題が生じるというふうには思つておりません。

また、私ども経済産業省はこの新エネルギーを推進をするということには大変熱心に取り組まして、ついでございまして、ちなみに本年度は予算で千四百五十億円でございまして、過去五年間でもう倍以上になつてきております。

○西山登紀子君 市場原理に任せたら弱者が駆逐されると、これはもう当然のことなんですね。そこで、風力発電推進市町村全国協議会、今おっしゃいました、や風力発電その他の新エネルギーを導入しようとする全国の各地方公共団体などからの要望がござります。

近年の新エネルギーの導入動向等を踏まえまして、地方公共団体等を対象とする地域新エネルギー導入促進対策費補助金の平成十四年度に係る予算については、前年比で一三%増をいたしました、百一億円の予算額を確保しているところでございまして、こここのところは今後ともしっかりとやつていかなければいけないと思っています。

それから、風力発電からの電気の電力会社による買取り義務化、優遇買取り価格の設定の点につきましては、固定価格買取り制度をしております。

この点に關しましては、固定価格買取り制度やRPS制度などの制度を対象に、我が国にふさわしい制度の在り方について、これまで総合資源工

ネルギー調査会新エネルギー部会及びその下の小委員会において審議を重ねてまいりました。

固定価格買取り制度につきましては、今ドイツの例もお話しになられましたけれども、ドイツ等で導入をされまして、確かに量的には大きい成果を上げております。しかし、その反面、電気事業者に対し、発電事業者の発電した新エネルギー等による電気の量を、政府が認定する電源別の固定価格で買い取る義務を課す制度であるために、発電事業者のコスト削減インセンティブが働きにくく、また一度価格が設定されると引下げがなかなか困難であるという問題があることも事実です。例えばドイツにおいては、発電コストが急速に低下しているにもかかわらず、買取り価格はむしろ引き上げられていると、こういうような実情があります。

他方、いわゆるRPS制度は、一定量の新エネルギー等の導入を義務付けるために目標の達成が確実であり、また電気事業者の電源選択の自由度が高く、発電事業者のコスト削減努力の誘因となるなど市場機能が發揮されまして、効率的に新エネルギーの導入を進めることができると我々考えております。

これらのこと総合的に勘案をいたしまして、我が国においては固定価格買取り制度よりもむしろいわゆるRPS制度の方がふさわしいとの新エネルギー部会等の報告を踏まえまして、本法案を国会に提出させていただいたところでございます。

しかし、新エネルギーの導入に当たりましては、これからも力一杯その制度の充実に努めてまいりたいと思っております。

○広野ただし君 自由党・無所属の会の広野ただ

関係、小康状態を保つてゐるといふ状況かなとは思つておりますが、以前に比べて日本のエネルギー構造といいますか、それが強くなつてゐるのかどうなのか。

確かに、備蓄、石油備蓄あるいはLPG備蓄といふことで、そのところはある程度進んできたいさといふときに對してどうなつておるのか、以前と比べてどう考へておられるのか、平沼大臣にお伺ひします。

○國務大臣(平沼赳夫君) 残念ながら、我が国はエネルギー資源に乏しい国でございます。その供給構造といふのは国際的に見ましても極めて脆弱なものであると思つております。したがつて、我が国のこれまでのエネルギー政策において、この脆弱な供給構造を克服いたしましてエネルギーセキュリティをいかに確保するか、これが重要な柱の一つである、このように認識をしているところでござります。

このような認識の下に、供給面において石油依存度の低下を図るために、原子力そして天然ガスを始めとする石油代替エネルギーを導入促進をしてまいりました。その結果、一次エネルギーの供給に占める石油の比率といふのは、石油危機時、一九七三年のあのオイルショックのときの七七%から現時点では五二%まで低下をしてきています。こういう意味では、相当効果が私どもはあつたと思つています。

また、石油供給の安定性確保を図るための取組といたしまして、IEA等の国際連携の強化をいたしておりますし、また備蓄も強化に努めてまいりました。さらに、自主開発原油、これも非常に大切であるといふことで、この確保にも努めてまいってきたことでござります。

このよくな様々な取組の結果、我が国のエネルギー供給構造は、二回の石油危機時に比べれば一定の改善を見たものと私どもは考へております。しかし、エネルギーを取り巻く国際情勢といふのは、依然不安定要因をたくさん抱えております

し、また我が国のエネルギー供給構造は欧米諸国に比べましてはまだ引き続き脆弱なものであると、このように思つております。

このため、今般御審議をいただいております電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案による新エネルギー導入のための環境整備を中心としたしまして、エネルギー供給源の多様化等各種施策を適切に推進してまいることによりまして、今後とも引き続きエネルギーの安定供給の一層の確保を目指していかなければならぬと、このように思つております。

○広野ただし君 今言われたとおりで、まだまだエネルギー構造、脆弱だと思います。そのときに、どういうメルクマールといいますか、どういうものを一つの基準にしていくのか。

やはりエネルギー輸入依存度というもの、これがやはり相変わらず八〇%ぐらい輸入に頼つているということです。しかも、石油依存度も今、大臣おつしやいましたとおり非常に高い。そしてまた、中東依存度も非常に高いということでありますから、アメリカあるいはヨーロッパの諸国に比べてやはり日本のいざといいうときにはもう本当にまたパニックになるおそれなしとしないというわけでありまして、そういうところでエネルギーのベストミックスといいますか、そういうものが長期的にそういう方向付けを持ちながらやつていくという政策がやはり大事なんではないかと、こう思つております。

また、石油供給の安定性確保を図るための取組といたしまして、IEA等の国際連携の強化をいたしておりますし、また備蓄も強化に努めてまいりました。さらに、自主開発原油、これも非常に大切であるといふことで、この確保にも努めてまいってきたことでござります。

このよくな様々な取組の結果、我が国のエネルギー供給構造は、二回の石油危機時に比べれば一定の改善を見たものと私どもは考へております。しかし、エネルギーを取り巻く国際情勢といふのは、依然不安定要因をたくさん抱えております

の中でエネルギー政策を展開しなければならないんではないか。

もちろん、もう一つ、今までのただ単なる安定供給以上に資源を有効に活用をしていくという問題に大きくウエートを置いた政策をやつていかなきやいけないと、こう思つておりますが、その点、いかがでございましょうか。

○副大臣(大島慶久君) 広野先生にお答えをさせていただきます。

我が国のエネルギー政策はもう先生御案内のとおりでござりますけれども、環境保全や効率化の要請に対応しつつエネルギーの安定供給を実現していく、これを基本目標といたしているところでございます。

この目標を達成するために、まず石油の備蓄、自主開発の推進等によりまして、一次エネルギー供給の約五割を占める石油供給の安定化を図つてまいります。次に、省エネルギー対策の推進によりまして、エネルギー需要の伸びを抑制をいたしたい、こう思つております。さらに、御指摘のように、ある一つのエネルギー源に過大に依存しないよう、天然ガス、原子力あるいは自然エネルギーなど二酸化炭素の排出量の少ないエネルギー源を中心として、石油に代わる多様なエネルギーの開発、導入を推進してまいりたいと思います。

以上のような取組を通じ、バランスの取れた望ましいエネルギーの需給構造を構築することがもう極めて重要であると考えております。今、先生がいろいろとお述べになりましたことを十分参考にさせていただきながらエネルギー確保に努めてまいりたい、かように思います。

したがいまして、市場機能を極力活用していくとの考え方、電力の自由化の流れとも整合するものであるというふうに考えております。

○広野ただし君 私も、政治家になる前、通産省のサンシャイン本部というところにおりまして、新エネルギー、自然エネルギーの開発に携わってまいりましたが、これがいよいよ導入をされてくるといふことがござります。ですから、クリーンなエネルギーがいよいよ導入をされてくるといふこと非常に感慨深いものがあるわけであります。ただ、新エネルギーといふのはやはりまだまだ競争力もありませんで、言わばまだ小学校から中学校というような、本当に社会人として徹底的に鍛えられたエネルギーというところでもないところ

いうことだらうと思います。

その電力の自由化論議と、もう一つ、このRPSといいますか、新エネで義務付けるだけでありますけれども、こういうことは相矛盾しないでしようか。ここでのところは少ない量であれば問題がないと、こういふことでございましょうか。

○副大臣(古屋圭司君) エネルギー政策の基本目標の重要な柱に、今、大島副大臣からも答弁させていただきましたけれども、安定供給と環境保全というものがございまして、そういった視点から見ますと、この新エネルギーの促進というのはそういう理念にも合致しますし、また一方、社会全般的公益的課題にも対応するものであります。私は、十分そういう視点でとらえるべきだと思つております。

〔委員長退席、理事松田石夫君着席〕

また、この法案は、公的課題を効率的に満たすと。もう一方の、もう一つのエネルギー政策の課題である効率的と。この効率的に満たすために、市場機能を極力活用した利用促進制度というものを創設をしておるわけでございます。その内容は、電源選択の自由が電気事業者に任せられる、新エネルギー価格の決定も市場にゆだねられるというところからもこのことが言えると思います。

なわけです。ですから、価格においても高い点もありますが、非常に意欲的な目標、チャレンジングな目標を立てておられます。しかし、なかなかこの一%をクリアするというのは本当にエネルギーの大ささから見ると大変なことなんあります。が、ここのことろ、もしまくいかなかつた場合、これは例えばCO<sub>2</sub>対策ですか温暖化対策においてもいろんな問題が出てくるわけでありますけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(平沼赳氏君) 確かに、この新エネルギーの導入の必要性というのは、今、広野先生が御指摘いただいたとおりだと思ってます。そういう意味で、この一%というのは、この経済大国日本のエネルギーの全体需要量からいって一%でも非常に大きな位置を占める、そういう意味では大変なことだと思っています。したがいまして、そういう厳しい状況でござりますけれども、我々としてはこれから最大限努力をしてその目標を達成していくかなければならぬと思つています。

今お尋ねは、もし達成できない場合には、例えば環境に対してどういう影響が出るかと、こういうことでございましたけれども、やはり新しいエネルギーというののはほとんどがCO<sub>2</sub>の排出量が非常に少ないと、こういう形ですから、一%であつてもそれが達成できない場合には非常に大きな影響がありますし、COP3京都議定書のそういう目標達成、そういうものにも大きな影響が私は出てくるんではないか。

したがいまして、この一%というものは大変目標としては高いハードルですけれども、私は、今エネルギー担当大臣として、そこはもっとと増やすというようなそういう勢いで取り組んでいかなければならぬ、こういうことで督励をしているところでございます。

○広野ただし君 この間、同僚の議員の皆さんと、コジエネといいますかマイクロガスター・ビンという、非常にコンパクトになつていて十万回転以上するような、そういう施設を見せてもらいました。それが実際、コンビニですとかあるいはレストランですとかそういうところにどんどん入ってきておつて、現在三百万キロワットとか四百万キロワットぐらいまでなつてきているということなんですね。ですから、新エネには入っていないですけれども、本当にある意味で魅力的なものが開発されてきている。

そのときに、発電もするものですから、何といふですか、主任電気技術者といふんですか、何をそういう必置規制のある制度があるわけなんですかけれども、こういうコンビニの人にそういう主任電気技術者がいるわけでもありませんし、レストランにいるわけでもないわけですね。そういう点やはり少し、非常に安全性の問題も確かにあとは思うんですねけれども、大いにそこのチャレンジングな目標に向かつてやつていくときに大事な規制緩和だと思いますので、その点、大いにひとつ緩和をしていただきたいと、こう思つておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（佐々木宜彦君） 今、先生御指摘のとおり、安全規制において科学的、技術的な根拠に基づいた合理的な規制をするということは我々も心掛けております。

〔理事 松田岩夫君退席、委員長着席〕

今、御指摘ございましたけれども、コジエネを含みます発電設備の利用に当たりまして、やはり公共の安全を確保するということは、これは大前提でございます。現在、電気事業法に基づいて、一定の発電設備については、規模や種類に応じて工事計画の届出あるいは主任技術者の選任義務等の所要の措置を講じております。

一方、太陽光発電設備あるいは風力発電設備、小水力の発電設備あるいは内燃力の発電設備など、これらについて安全性に係る技術的な評価検討を行いまして、規模の小さな発電設備の主任技

術者の選任を免除する等の見直しを逐次実施してきましたところでございます。

マイクロガススタービンにつきましては、これは小型かつ堅牢でメンテナンスが非常に簡易であることなどを踏まえまして、既に三百キロワット以下であること等の要件を満たすものについてはボイラ、タービンの主任技術者の選任を不要とする規制の見直しを昨年四月に行いました。

ただ、電気主任技術者の問題につきましては、今、マイクロガススタービンあるいは燃料電池などの小規模なものにつきましては、一般住宅あるいはレストラン等で用いられることが多いということですざいますけれども、やはり安全確保に留意することが不可欠でございまして、設備の構造、技術面の安全について十分評価、技術的な検査を行いまして、電気主任技術者の必置規制の在り方を含めまして、合理的な規制とすることが肝要であり、今検討もさせていただいておるところでございます。

○広野ただし君 是非エネルギーの有効利用ですか、本当に新しい技術開発ができて、また新しい産業がそこにまた芽生えるというようなことがありますので、是非、大臣、前向きに御検討いただきたいと、こう思います。

そしてまた、先ほども話題になつておりますが、今度のR.P.S法で新エネの買取り義務が掛かるのにどこまで掛かるんだという問題がございました。私の地元なんかも、自家発電をやつている金属鉱業あるいは化学あるいはバルブ業者がござります。そういうところは、もう空洞化を防ぐために、自分たちの生き残りのために一生懸命になつてそういうことをやつておるわけであります。

そして、今話もありましたような、またコジエネ的な小さな発電関係も出てくると。こういうことになりますと、そういうところにまで買取り義務を掛けるというようなことになりますと、いろんな意味で、これはまた、何といいますか、公正な競争を今度は阻害するんじゃなかろうか

というようなことにも私は思いますので、是非その点は、先ほど長官の方は自家発電業者には掛けないんだということをおおしやつておられましたけれども、大臣も是非そこのところ御検討いただきますて、小売事業をやつてある電気事業者ということではいいんじやないかと、こう思いますけれども、いかがでございましょうか。

○國務大臣(平沼赳氏君) 先ほどの御質疑の中で資源エネルギー庁長官からその件については答弁をさせていただきて、広野委員もお聞き取りいただいたと思いますけれども、私どもとしてはやはり小売のそこに限定して、例えば工場の中で自己完結でやる、そういうたところは基本的には含まない、こういうことで私どもは対処していくたいと思っています。

○広野ただし君 ところで、省エネ法でありますけれども、省エネといふのはやはり非常に大切な隠れた資源であり、宝だと思います。実際、省エネによって、ここもう二十年以上、省エネ法が発足してなりますが、さつき非常に難しい、何といいますか、エネルギーの量のことを原油換算の話がありましたが、原油換算で五千萬とか六千萬キロリッターですね、総エネルギー量の要するに一割とか一割五分といったくらいのところまで省エネによつてそこをクリアしてきた、またこれからもそういう感じでやつていくというのが省エネのすごいところだと思うわけです。

省エネで炭酸ガスの抑制を図る、あるいは新エネで炭酸ガスの抑制を図る、また原子力等エネルギー転換で炭酸ガスの抑制を図るということです、またこれも難しい数字が出てきちゃつて訳が分からぬんですけど、七千万トンだとかというようなことをやつて、ようやく二〇一〇年、プラス・マイナス・ゼロのところだと。しかもまだ、それがもしできなかつたら、九〇年に比べて六%減に持つていくということになりますからこれはもう大変なことになるわけですが、省エネあるいは新エネ等で達成できなかつたときにはどのようにしてそのところをカバーしようとするのか、こり

点、いかがでございましょうか。

○政府参考人(河野博文君) 確かに、おっしゃいますように省エネの目標、合わせて、石油換算で恐縮ですが、五千七百万キロリットル、これも種々アセスをさせていただきました。長期工ネルギー需給見通しを作りましたのは一九九八年が第一次でございます。この二年間の見直し期は第二回目でございます。この二年間の見直し期間を、ほぼ二年間掛かりました間に、これまで五千六百万キロリットルを目標とした省エネ対策を組んできたつもりでございましたけれども、これを実際に評価してみると、どうも五千万キロリットルぐらいに届くのがようやつであると。

そこで、今回新たに七百万キロリットル相当の対策を講ずるということで、今回省エネ法の改正も提案させていただいておりますのはその一環でございますが、こういうふうにそれなりの精査をして、そしてまた国民の皆さんとの協力をいろいろ得なければいけないのですけれども、例えば朝のいわゆる朝シャンをやめるとどれくらいのエネルギー節約になるというようなものもありましたが、こういったものは今回の試算には入れないよう見積もつたわけでございます。

そういう意味で、だからといって、これが絶対に達成できるという保証があるというふうにまで申し上げられませんけれども、それなりに具体的な政策の裏打ちを持つた数値として五千七百万キロリットル、おっしゃるように十数%相当の省エネを二〇一〇年まで達成するということでございまますので、最大限これを実現するというのが私どもの考え方でございます。

○広野ただし君 それで、非常に皆さん□ごもつておられるんだと思うんですが、私は、原子力は出さない、こういうことでありますから、省エネあるいは新エネで、これはまた数字ですから繰り返しませんけれども、原子力あるいは燃料転換等

によつてもこの七千数百万トンの炭酸ガスの一部を担うということになつてゐるわけでありますので、そこの点。

環境省からも政務官がおいででございますが、今度の、先ほどから平沼大臣は、RPSそしてまた省エネは地球温暖化の国内法を担保するものではない、それに十分に資するものではあるけれどもも担保するものではないとおっしゃつておられるわけがありますが、そういう点、新エネ、省エネだけでもうまいかなかつた点、そういう場合どうなるのかという点、環境省はどうお考えか、お答えいただきたいと思います。

○大臣政務官(奥谷通君) 環境省といたしましては、本年の三月に地球温暖化対策推進大綱というものをお出ししまして、段階的に地球の温暖化防止の対策を、ステップ・バイ・ステップで立てておるところでございまして、いわゆる今話題になつております太陽光発電や風力発電等の新エネルギーの積極的な導入というのは大賛成でございます。しかし、老朽化した石炭火力発電所の天然ガス火力発電への転換とか、あるいはまた、先ほどお話を出ましたですが、原子力発電等の増設等を掲げておるところでございます。

○広野ただし君 環境省としても原子力の位置付けはそれなりに、それなりにという言葉は悪いのかもしれません、温暖化対策には資すると、このように考えておられるると、こう解釈していくですか。

○大臣政務官(奥谷通君) 環境保全面から考えましたエネルギーという面では、やはり二酸化炭素とか窒素酸化物というのができるだけ低い方がいいという、このような環境保全の面から考えます。

な意味があると、そういう面があるんじゃないかなという評価をしていると思うのですが、その点、日本では、我が国ではどのようにお考えなんでしょうか。

○國務大臣(平沼赳夫君) 二十一世紀というのは、いかにこの掛け替えのない地球を守つて環境を保全するか、これが我々の一番大きな命題ではないかと思つています。

そういう意味でも、COP3、京都で会議が行われ、京都議定書、こういうものができ、その目標を達成するための温暖化対策に当たつてはいろいろ対策が講じられております。

そういう中で、私どもというのはやつぱり基本的に過度な負担は回避をして、そしてその負担もものをお出ししまして、段階的に地球の温暖化防止の対策を、ステップ・バイ・ステップで立てておるところでございまして、いわゆる今話題になつております太陽光発電や風力発電等の新エネルギーの積極的な導入というのは大賛成でございます。しかし、老朽化した石炭火力発電所の天然ガス火力発電への転換とか、あるいはまた、先ほどお話を出ましたですが、原子力発電等の増設等を掲げておるところでございます。

○広野ただし君 環境省としても原子力の位置付けはそれなりに、それなりにという言葉は悪いのかもしれません、温暖化対策には資すると、このように考えておられるると、こう解釈していくのですか。

○大臣政務官(奥谷通君) いたしましては、やはり技術革新、そしてこれまで経済界というのでは、先ほど委員もちょっと御指摘になられましたけれども、省エネに関しては非常に努力をして、大変世界の中でも圧倒的な実績を持っております。そういう意味では、経済界の更にこれから創意工夫、こういったことが最大限生がせるような自主的取組を対策の中心に据えて、私どもはそれにインセンティブを与えることもしていかなければなりません。

温室効果ガス削減への取組が、やはりそれをやることによって経済大国の我が国の経済を活性化する、そういうことにつながるように、日本は産業技術力がありますし、そういった面の潜在力もありますから、そういうものを發揮させるた  
めに、やはり民間企業が効果的に、そして効率的に技術開発、イノベーションが起こせるようなな

な意味があると、そういう面があるんじゃないかなという評価をしていると思うのですが、その点、日本では、我が国ではどのようにお考えなんでしょうか。

○國務大臣(平沼赳夫君) 同様の質問でございますが、谷政務官、温暖化対策等が経済成長の抑制的な意味合いがあるのかどうか。その点、ちょっと伺いたいと思います。

○広野ただし君 同様の質問でございますが、谷政務官、温暖化対策等が経済成長の抑制的な意味合いがあるのかどうか。その点、ちょっと伺いたいと思います。

○大臣政務官(奥谷通君) 今まで経済優先という時代から、地球の環境とか温暖化とかを考え、経済と環境の両立というような、一つの思想といふか考え方ができてきたわけでございまして、これに対して何も措置を取らないでおると環境優先の時代が来てしまふだろうと。そうなれば、我々の生活は大変厳しいものになつていくに違ひないと思うわけであります。

そんな観点で、我々がこれから従来型の経済社会から環境を配慮したグリーン経済の社会へ移行していくときに、先ほど大臣が言われました、我々の生活を取り巻く民生部門であるとかあるいは運輸部門、特に自動車関係なんかでも、新技術、新ビジネスがどんどんと出ておりまして、また、今まで進んでまいりましていわゆる負の遺産というものの対策というものに対しましても、こ

れを何とかしないといけないという、土壤汚染防  
止法というのもできましたけれども、そういうう  
うな産業もできておりまして、そういうのをプラ  
ス、マイナスすると、まだまだ経済的には、この  
対策をやりましても経済的には成長するのではな  
いかと、そのように考えております。

○広野ただし君 現在、経済界も本当に生き残り  
のために大変な苦労をしております。環境どころ  
ではないという企業もあるんではないかと思いま  
すが、しかし、やはり懐深く私たちの子孫のこと  
も考えながら環境問題にも対処していくべきやい  
けない。

にはそういう非常時といふことの詳細は規定されおりません。しかし、我々としては、常にそういうことを念頭に置きながら対応は考えていかなければ私はならないと思つています。

したがいまして、三年ごとに見直すという規定はござりますけれども、しかし、例えば大地震が起きたとかそういうときには、やはりそういうときの備えといふものは今からいろいろ考えておく、そして適切に対処するような体制は私は取つていかなければならぬ。そういう重要な御指摘でございますので、そういうことも含めて私どもは検討をしていきたいと、こういうふうに思いま

先ほど広野委員の方から、今回のR.P.S法である  
いは省エネ法、これについては担保法ではないとい  
う大臣の話を紹介しておりました。私は、「口答  
の説明としては、これは準担保法になるんだ」とい  
うような説明をいただいております。そういうつた  
意味では、全く関係のない法律ではないことは三  
うまでもない話だと思います。

それで、地球温暖化対策の推進に関する法律、  
今日はその審議でございますけれども、その総則  
の第一条の目的には、「地球全体の環境に深刻な  
影響」と、そういう言葉が入っております。ある

況にあるんではないかなと思います。  
そういうった意味では、人類の在り方を変えていかなければいけないと、そういうふうに強く思つてゐるわけでありまして、そこで今回、京都議定書並びに関連の国内法ということで、それはやはり私は大きなジャンプ台になる一つであると思つています。

私は、京都議定書の第三条に規定されておりま  
す、いわゆる京都議定書目標達成計画の実効性、  
これは新大綱のことを含めてなかなか厳しいなどと  
いう懸念を持つております。ですから、準担保法  
という表現があつた中で考えたとしても、言うま

ですから、新工法の導入に当たつても、面接が  
しかし、それはもう理念だけではなくて、やはりそれを解決するために、根本的にやはり解決を図るのはＩＴ技術ですか、先ほど大臣言われましたのは、省エネのためににはＩＴ技術をもつともっと大々的に入れることによって、何もわざわざ向こうに行く必要もなく、運輸関係の点が非常に省エネされるとか、いろんな点があらうかと思ひます。

○広野ただし君 それでは終わります。

○委員長(保坂三蔵君) 委員の異動について御報告を申し上げます。

本日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として加藤修一君が選任されました。

ていると、そのように思います。  
先ほど広野委員の方から、今回のR.P.S法あるいは省エネ法、これについては担保法ではないとの説明としては、これは準担保法になるんだとうような説明をいただいております。そういう意味では、全く関係のない法律ではないことはうまでもない話だと思います。

それで、地球温暖化対策の推進に関する法律、今日はその審議でございますけれども、その総則の第一条の目的には、「地球全体の環境に深刻な影響」と、そういう言葉が入っております。あるいは「人類共通の課題」と、こういう言葉も人へていますし、最後には、「人類の福祉に貢献」など、こういう從来の国内法にはない言葉があちこちに入ってきてているというのが今回の法律の中の目的における極めて私は特徴的なことではないかと思うことがあります。この目的をやはり私は成敗するためには、先ほども申し上げましたように、パラダイムの変換をどうやってしていくかということが極めて重要であると。(から)、それは

況にあるんではないかなと思います。  
そういういた意味では、人類の在り方を変えていかなければいけないと、そういうふうに強く思つてゐるわけでありまして、そこで今回、京都議定書並びに関連の国内法ということで、それはやはり私は大きなジャンプ台になる一つであろうと思います。

私は、京都議定書の第三条に規定されておりまます、いわゆる京都議定書目標達成計画の実効性、これは新大綱のことと含めてなかなか厳しいなどいう懸念を持つております。ですから、準担保法という表現があつた中で考えたとしても、言うまでもなく極めて厳しいなというふうに思つておりますし、そういう意味では、もちろん六%の責務をきっちりと達成しなければいけないわけでありますし、ただ懸念が、私、どこから生じているかといいますと、これは毎回こういう質問をしてきているところもございますが、平成二年の十月に策定されました地球温暖化防止行動計画、また平成十年六月に策定しました地球温暖化対策推進大綱、日大綱でありますけれど、この三者を合

高いとかあるいは不安定性というところは、最終的には新しい技術の開発あるいはシステムの開発によってそれをクリアしていく、そういう道しか抜本的にはないのではないかと思いますので、是非そのバックアップ方もよろしくお願いをしたいと存じます。

先ほど大臣の答弁の中に、掛け替えのない地球を守るという、これは環境保全。そういうふたことを含めて極めて重要な点であるという趣旨の発言がありまして、全くこれは私も同感でありまして、恐らくこれを否定する方はいらっしゃらないと思います。

況にあるんではないかなと思います。  
そういう意味では、人類の在り方を変えていかなければいけないと、そういうふうに強く思つてゐるわけであります。そこで今回、京都議定書並びに関連の国内法ということで、それはやはり私は大きなジャンプ台になる一つであろうと思っています。  
私は、京都議定書の第三条に規定されておりまます、いわゆる京都議定書目標達成計画の実効性、これは新大綱のことを含めてなかなか厳しいなどいう懸念を持っております。ですから、準担保法という表現があつた中で考えたとしても、言うまでもなく極めて厳しいなというふうに思つております。そして、そういう意味では、もちろん六%の責務をきっちりと達成しなければいけないわけでありますし、ただ懸念が、私、どこから生じているかといいますと、これは毎回こういう質問をしてきているところもございますが、平成二年の十月に策定されました地球温暖化防止行動計画、また平成十年六月に策定しました地球温暖化対策推進大綱、旧大綱でありますけれども、この実績を検討してまいりますと、一言で言つてしましますと、なかなか実績が追いついてこなかつたと、実績は極めて評価に値するものが、言つてしまえばなかなか評価ができるらしいと、そういうことが言えるんでないかなと思います。  
ただ、今回の議定書あるいはそれに関連する法

で、R.P.S.S法において、エネルギー危機が参りましたときに、もうそれどころではないという事態に立ち至ったときは、目標基準と申しますか、そういうものはどうなるんでしょうか。クリアすること以上に、もつとエネルギーに対して国民生活を守るために対応することの方がより先決ではないかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳氏君) 法案を作成する場合、政策を作る場合には、やはり非常時というものを想定して私は基本的に考えていかなきやならぬと想っています。そういう意味で、今回の法案の中

境、エネルギーの進むべき道、その選択の幅といふのはそんなに広くはないのではないかと思います。やはり私は、大きな柱の一つとしては、従来から私、言つておりますように、再生可能なエネルギー、太陽の力あるいは太陽の仕組みをいかに十全に活用していくかという、そういうパラダイムを社会の中にいかに定着させるかということが極めて私は重要であると思います。

そういった意味では、パラダイムシフトを行っていくかということが大事ではないかと。それを戦略的、長期的にやっていくことが望まれ

況にあるんではないかなと思います。そういった意味では、人類の在り方を変えていかなければいけないと、そういうふうに強く思つてゐるわけでありまして、そこで今回、京都議定書並びに関連の国内法ということで、それはやはり私は大きなジャンプ台になる一つであると思つています。

私は、京都議定書の第三条に規定されております、いわゆる京都議定書目標達成計画の実効性、これは新大綱のことを含めてなかなか厳しいなどという懸念を持つております。ですから、準担保法という表現があつた中で考えたとしても、言うまでもなく極めて厳しいなというふうに思つております。そして、そういう意味では、もちろん六%の責務をきっちりと達成しなければいけないわけでありますし、ただ懸念が、私、どこから生じているかといいますと、これは毎回こういう質問をしてきているところもございますが、平成二年の十月に策定されました地球温暖化防止行動計画、また平成十年六月に策定しました地球温暖化対策推進大綱、旧大綱でありますけれども、この実績を検討してまいりますと、一言で言つてしましますと、なかなか実績が追いついてこなかつたと、実績は極めて評価に値するものが、言つてしまえばなかなか評価ができるづらいと、そういうことが言えるんでないかなと思います。

ただ、今回の議定書あるいはそれに関連する法律については、やはり京都議定書の縛りといいますか、そことつながつてゐる話でありますから、そう簡単にやんわりとやつていくわけにはいかない。やはり国際的な、法的な意味での拘束力といいますか、約束事でございますから、それはやつていかなければいけないということになるわけでありますし、また一方で、政府税調も環境税に関しても議論をしていくというような話も聞いておりますので、大きな期待はしているわけなんですが。

ただ、私は、地球温暖化現象というのは言うまでもなく環境とエネルギーの問題でありますし、

このエネルギーの資源については、化石資源もありますし、あるいは先ほど話に出てまいりましたように核燃料。そういうふたものがある。仮に様々な政策が効果的に推進されて、あるいは革命的なCO<sub>2</sub>削減の技術が開発されたとしても、気候がそれで安定が保たれると、そういう状態になつたとしても、私は枯渇資源の問題というのは依然として残るんではないかなと、そう思いました。

でありますから、私は、その辺の検討をしてまいりますと、言うまでもない話ですけれども、環境年表で調べてまいりますと、石油が約四十年、天然ガスが六十年、ウラニウムについては、軽水炉で直接処分をするという限りにおいてはほぼ四十年前後である。石炭は百六十年を超える程度である。今回新しく出された環境白書の中では、いわゆる鉄や亜鉛等、そういうた資源についても枯渇をするという画面が載つていていたわけなんですね。それで、私は、こういう枯渇資源、有限な資源ということに対応した形でこれから的人類のるべき姿を考えていかなければいけないという観点では、何を考えなければいけないかという話に当然なつてくると、そう思います。

そういった意味では、やはり枯渇資源につまでも依存するわけにはいかないと。やはり私は、つなぎのエネルギーとかつなぎの資源だという言

い方をしなければいけないというふうに考えておりまして、そういうふた意味では、本命が出てくるまでこの今言つたようなつなぎの資源、つなぎのエ

ネルギーであるというふうに言わなければいけないわけでありまして、そういうふた意味では、つな

ぎでありますから、やはり過渡的なエネルギーであると。代表的なのが石油ということになります。

けれども、本命の役割を担うつなぎのエネルギー、バトンタッチをされる側の新しい資源並びにエネルギーの道を歩むことが求められている

と。そのためには、先ほど来から申し上げておりますように、枯渇する資源エネルギーに依存する社会経済のパラダイムから新しいパラダイムへの

転換をしなければいけない、こういう帰結になるわけなんですかけれども。

私は、そこで、この新しいパラダイムは何であるかということで考えてまいりますと、言うま

もなく、皆さんおっしゃっているようにサステイナブルであると、持続的開発発展であるとい

ことは言うまでもない話なんですけれども、た

だ、そういった中でもう一つ考えなければならないのは、やはり私は、再生可能という、そういう

評価尺度をどう作り上げていくか、具体的に展

開するかということが望まれているんでないかな

と、そう思います。

そういった観点から、再生可能な資源あるいは再生可能なエネルギー、それについては私は、太陽の力とか太陽の仕組み、これをどういう形で、先ほど申し上げましたように、十全に引つ張り出すかと、そのことがやはり私は重要である。もちろん、太陽や地球が続く限りにおいては、そしてまた適正管理をする限りにおいては、補給が切れることなく続くわけでありますから、ある意味で無限であるというふうに言つて差し支えないと

思います。自然のルールに従う自然循環に組み込まれている、あるいは組み込ませることも可能で

あるというふうに考えられますから、非常に低い

環境負荷であるということにもなりますし、CO<sub>2</sub>

に関しても、少なくともバイオマスについては

カーボンニュートラルであると。

そこで、この資源及びエネルギー等の分野で、

太陽の力、光の仕組みを最大限に發揮した戦略を

推し進めていくことが大事であります。CO<sub>2</sub>の削

減をそれによって進めることによりまして大きな

パラダイムシフトを選択するということに結論と

してなるんではなかろうかと、そう思います。こ

れがいわゆる太陽戦略というふうに言つていいと

思いますけれども、こういった中身をどうするか

というのは、これから的话だと思いますけれども、

こういう日本のパラダイムをどう作り上げていく

の意味では、私は大

きなおおっしゃるとおり方向だと、こういうふうに

パラダイムというふうにして研究を進めていった

らどうなのかというふうに考えているわけなんですか。

それで、この辺のことについて、再生可能資源

の物質、そういうものをどういうふうに具体的

に作り上げていくか、そういうシステム、政策を

長期的にかつ戦略的にどう作り上げていくかとい

うふうに考えていただきたいと思いますけれども、

もう、そういった中身がその中に含まれているとい

うふうに考えていたときだと思いますけれども、

長期間にかけて、その後それがどうなつているかと、こ

ういうことでございます。

これは、二月四日、総理大臣は施政方針演説の

中で、加藤先生のおっしゃられるいわゆるその方

向の一つとして、燃料電池というものは水素をエネ

ルギーとして利用する時代の扉を開くかぎだと、

こういうことを総理は施政方針の中で言われまし

た。そして、自動車の動力や家庭用の電源として

次世代型の都市づくり、これを是非具体的に国民

の皆さんか見える形で作っていくべきではないか

ということにつきまして極めて積極的な答弁をい

ただいているわけなんですけれども、この辺につ

が大事であるということ第一点。

それで、以前に、一月の三十日でしたけれど

も、予算委員会の席上で大臣に、太陽・水素型の

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことで、その後それがどうなつているかと、こ

ういうことでございます。

それから、一月、予算委員会で委員から御質問

がございました。あのときには、私だけではなく

て官房長官にも国土交通大臣にも、あるいは総理

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことでございました。

これは、二月四日、総理大臣は施政方針演説の

中で、加藤先生のおっしゃられるいわゆるその方

向の一つとして、燃料電池というものは水素をエネ

ルギーとして利用する時代の扉を開くかぎだと、

こういうことを総理は施政方針の中で言われまし

た。そして、自動車の動力や家庭用の電源として

次世代型の都市づくり、これを是非具体的に国民

の皆さんか見える形で作っていくべきではないか

ということにつきまして極めて積極的な答弁をい

ただいているわけなんですけれども、この辺につ

が大事であるということ第一点。

それで、以前に、一月の三十日でしたけれど

も、予算委員会の席上で大臣に、太陽・水素型の

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことで、その後それがどうなつているかと、こ

ういうことでございました。

それから、一月、予算委員会で委員から御質問

がございました。あのときには、私だけではなく

て官房長官にも国土交通大臣にも、あるいは総理

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことでございました。

これは、二月四日、総理大臣は施政方針演説の

中で、加藤先生のおっしゃられるいわゆるその方

向の一つとして、燃料電池というものは水素をエネ

ルギーとして利用する時代の扉を開くかぎだと、

こういうことを総理は施政方針の中で言われまし

た。そして、自動車の動力や家庭用の電源として

次世代型の都市づくり、これを是非具体的に国民

の皆さんか見える形で作っていくべきではないか

ということにつきまして極めて積極的な答弁をい

ただいているわけなんですけれども、この辺につ

が大事であるということ第一点。

それで、以前に、一月の三十日でしたけれど

も、予算委員会の席上で大臣に、太陽・水素型の

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことで、その後それがどうなつているかと、こ

ういうことでございました。

それから、一月、予算委員会で委員から御質問

がございました。あのときには、私だけではなく

て官房長官にも国土交通大臣にも、あるいは総理

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことでございました。

これは、二月四日、総理大臣は施政方針演説の

中で、加藤先生のおっしゃられるいわゆるその方

向の一つとして、燃料電池というものは水素をエネ

ルギーとして利用する時代の扉を開くかぎだと、

こういうことを総理は施政方針の中で言われまし

た。そして、自動車の動力や家庭用の電源として

次世代型の都市づくり、これを是非具体的に国民

の皆さんか見える形で作っていくべきではないか

ということにつきまして極めて積極的な答弁をい

ただいているわけなんですけれども、この辺につ

が大事であるということ第一点。

それで、以前に、一月の三十日でしたけれど

も、予算委員会の席上で大臣に、太陽・水素型の

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことで、その後それがどうなつているかと、こ

ういうことでございました。

それから、一月、予算委員会で委員から御質問

がございました。あのときには、私だけではなく

て官房長官にも国土交通大臣にも、あるいは総理

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことでございました。

これは、二月四日、総理大臣は施政方針演説の

中で、加藤先生のおっしゃられるいわゆるその方

向の一つとして、燃料電池というものは水素をエネ

ルギーとして利用する時代の扉を開くかぎだと、

こういうことを総理は施政方針の中で言われまし

た。そして、自動車の動力や家庭用の電源として

次世代型の都市づくり、これを是非具体的に国民

の皆さんか見える形で作っていくべきではないか

ということにつきまして極めて積極的な答弁をい

ただいているわけなんですけれども、この辺につ

が大事であるということ第一点。

それで、以前に、一月の三十日でしたけれど

も、予算委員会の席上で大臣に、太陽・水素型の

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことで、その後それがどうなつているかと、こ

ういうことでございました。

それから、一月、予算委員会で委員から御質問

がございました。あのときには、私だけではなく

て官房長官にも国土交通大臣にも、あるいは総理

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことでございました。

これは、二月四日、総理大臣は施政方針演説の

中で、加藤先生のおっしゃられるいわゆるその方

向の一つとして、燃料電池というものは水素をエネ

ルギーとして利用する時代の扉を開くかぎだと、

こういうことを総理は施政方針の中で言われまし

た。そして、自動車の動力や家庭用の電源として

次世代型の都市づくり、これを是非具体的に国民

の皆さんか見える形で作っていくべきではないか

ということにつきまして極めて積極的な答弁をい

ただいているわけなんですけれども、この辺につ

が大事であるということ第一点。

それで、以前に、一月の三十日でしたけれど

も、予算委員会の席上で大臣に、太陽・水素型の

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことで、その後それがどうなつているかと、こ

ういうことでございました。

それから、一月、予算委員会で委員から御質問

がございました。あのときには、私だけではなく

て官房長官にも国土交通大臣にも、あるいは総理

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことでございました。

これは、二月四日、総理大臣は施政方針演説の

中で、加藤先生のおっしゃられるいわゆるその方

向の一つとして、燃料電池というものは水素をエネ

ルギーとして利用する時代の扉を開くかぎだと、

こういうことを総理は施政方針の中で言われまし

た。そして、自動車の動力や家庭用の電源として

次世代型の都市づくり、これを是非具体的に国民

の皆さんか見える形で作っていくべきではないか

ということにつきまして極めて積極的な答弁をい

ただいているわけなんですけれども、この辺につ

が大事であるということ第一点。

それで、以前に、一月の三十日でしたけれど

も、予算委員会の席上で大臣に、太陽・水素型の

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことで、その後それがどうなつているかと、こ

ういうことでございました。

それから、一月、予算委員会で委員から御質問

がございました。あのときには、私だけではなく

て官房長官にも国土交通大臣にも、あるいは総理

大臣にも御質問に加藤先生なされました、そうい

うことでございました。

これは、二月四日、総理大臣は施政方針演説の

中で、加藤先生のおっしゃられるいわゆるその方

向の一つとして、燃料電池というものは水素をエネ

ルギーとして利用する時代の扉を開くかぎだと、

こういうことを総理は施政方針の中で言われまし

た。そして、自動車の動力や家庭用の電源として

次世代型の都市づくり、これを是非具体的に国民

の皆さんか見える形で作っていくべきではないか

ということにつきまして極めて積極的な答弁をい

ただいているわけなんですけれども、この辺につ

が大事であるということ第一点。

それで、この辺のことについて、再生可能資源

の物質、そういうものをどういうふうに具体的

に作り上げていくか、そういうシステム、政策を

持続的開発発展であるという、そういう意味では生物起源の物質あるいは植物起源

の物質、そういうものをどういうふうに具体的

に作り上げていくか、そういうシステム、政策を

持続的開発発展であるとい

うふうに考えていただきたいと思

うふうに考えていただきたいと思

うふうに考えていただきたいと思

うふうに考えていただきたいと思

うふうに考えていただきたいと思

うふうに考えていただきたいと思

うふうに考えていただきたいと思

うふうに考えていただきたいと思

出席しておりますけれども、この三省の副大臣による燃料電池プロジェクトチーム、これはもう活動いたしておりまして、今週月曜日には、一層の政策強化を図るべき、このような報告書も公表をしたところでございます。

いと思つております。  
○加藤修一君 丁寧な  
います。

また、三月十九日に決定された地球温暖化対策推進大綱においては、二〇一〇年度における新工エネルギー、一千九百十万千瓦キロリットルの導入を政府全体の目標として位置付けまして、その中で

は、住宅用の太陽光の設置件数として百万台を想定しております。また、政府による率先導入ということとしておりまます。今年中に中央官庁への太陽光発電装置の導入を約これまでの五倍拡大する方針も確実に実施であります。さらに、電力分野における新エネルギーの利用もそれに鋭意取り組んでいるわけであります。

では、私としては省エネエネルギーとかそういうた  
点も含めて、雪氷エネルギーの署名を、これ新潟  
県で三十万を超える署名をいただいて平沼大臣に  
も申入れをさせていただきました。また、自然工

後とも各省と有機的に連携をしつつ、より具体化を図つてまいりたいと思っております。

また、もう一つ、これは加藤先生も御承知だと思いますが、もちろん安全性を担保しなければなりませんけれども、実は、太陽の仕組みをそのまま地球上で実現をしようという熱核融合、これ

いわゆる世界の共同の作業もようやく緒に就きました。しかし、これは更に三十年ぐらいかかる話じゃないかと思つておりますけれども、そういうことを含めて、この問題は、再度繰り返しますけれども、いかに安全を担保するか、そのことは大事ですけれども、やはり太陽のそういういわゆる核融合の仕組みを地球上で何とかうまく実現をして、そして永久エネルギーを確保しようかと、こういう壮大なプログラムも進んでいます。こういうことも御認識をいただきたいと、こういうことで我々としては全力を挙げて取り組んでいかなければならぬ

価は是非させていただきたいと思ひます。

それで、これまた実は、我が党の神崎代表が代

%の自然エネルギーの導入、こういう趣旨の代表質問でございました。

表質問の中で、我が党の政策についてクリーンエネルギー政策、これは非常に大胆な取組でございますが、二〇二五年までに第一次エネルギーの一〇%を何とか達成しようと。それはクリーンエネルギー、簡単に分かりやすく言つてしまいますがと自然エネルギーによつてそれだけのシェアを獲得しようということありますけれども、当時の平沼大臣の答弁は、大変大きな目標でございまして、様々な困難な面もござりますけれども、政府いたしましても、それぐらいをやるという心意おこしゃるとおり私はそのときに今言われたような答弁をさせていただいたわけであります。それは、これだけ経済超大国の日本にとって二〇%というのは非常に加藤先生も御承知のように大きな目標であります。ですから、よほどの心意氣で取り組まないととてもその達成というのはなかなか現実の問題難しい、しかし、いろいろな観点を考えるとやはり大きな目標として取り組む必要がある、そういう思いを込めて言わさせていただきました。

いんすでけれども、この心意氣と言ふ場合、潔い  
心でという話で、未練がないという気持ちで言う  
場合に使うらしいんですけれども、未練がないと  
いうのは何かに対して未練がないとかそういうこ  
のインターハルがありますけれども、大変この三  
%というものはそれと比べては非常に低いわけですが  
ざいます。

とは一切ここでは議論しないといったしまして、この二〇〇%に向けて心意気でこれから取り組んでいきたいという、この辺のことを実は今回のRPS法との中でどのように整合がいくのかなど。もちろんこれ、RPS法については、先ほど答弁がございましたように、三年後、見直し等を含めて考的にお進めをいただいて、御提言いただいています燃料電池、太陽光発電、バイオマスなどの戦略的技術開発の推進を大車輪でやつていかなければならぬ。それから二つ目は、導入円滑化のための実証試験、これも当然やつて、それに拍車を掛けるということが必要であります。それから三番

えていく手はずになつてゐるわけでありますから、それは状況に応じて手直しをしなければいけないということも生じる可能性があります。私たちが今言つてゐる話は二〇一二五年の話でありますから、それと余り一緒にして質問されたくまないなという気持ちがあるかもしれません、その辺のことについて御見解をいただければと思います。

四番目は、国民の御理解がいたたくことが必要ですから、国民の一般に対する普及啓発を始めとして、そして、今般御審議をいただいております本法案など、官民による最大限の取組を前提として今やっているところでございます。

私としては、まず第一ステップとして、新エネルギーの一〇一〇年度目標三%程度については、これをなるべく前倒しで実現できるように今言つ

第九部 経済産業委員会会議録第十六号 平成十四年五月三十日

た取組を積極的に進めてまいりまして、更に高い水準に引き上げる、そういう目標で取り組んでいかなければならぬと思つています。そのためにも、まず上記の諸施策を着実に実行していくこと、そのことが将来的には、御指摘の長期的な、二〇二五年二〇%と、こういう目標にもつながっていくと思いますし、今でも大変いろんな面での新しいエネルギーに関しては技術開発が進んでおりまして、太陽光発電の発電体におきましても、これはもう一步のところまで来ている。球体の非常に効率のいいそういう発電体も実用化寸前のところまで来ております。さらには、これももう一歩のところまで来ております。さらに、これらもまた、これまで来ております。さらには、これももう一歩のところまで来ております。さらには、これももう一歩のところまで来ております。

ですから、二〇二五年ということを考えまいりますと、私どもはそういう努力を傾注していくべきであります。ある時点から非常に弾みが付いた形でその研究開発段階にあるものが実用化段階に入つて、そして加速が付いて、神崎代表の言われたそういう大きな目標、それを達成することも決して不可能ではない。そのために努力をしていかなければならぬと思つておりますとお触れになりました。その法律の中でも当然、その範疇に入れさせていただいて、それも推進をしていく。

こういうことも各地で実証されてきておりますから、今回の法律の中でも当然、それの範疇に入れさせていただいて、それも推進をしていく。

ざいましたけれども、燃料電池について、通産省、資源エネルギー庁の取組については、年間、私の記憶するところでは二百億から三百程度だと思うんですね。程度だと言ったのは、「一けた違うんでないか」というような感覚で私はおりまして、そんな膨大なことを言わないでほしいということかもしれませんが、やはり一千億円の大台を超えるくらいの、正にそういう意気込みで是非やつていただきたいなと思います。平成十五年度予算につきましては、そういったことも是非積極的に取り組んでいただきたいと、このよう思います。それで、私は今、実は群馬県に移住してまいり

るというのはなかなか難しいかもしませんが、ただ、今は稼働率が六〇%だと、売りたいんだけども買ってくれないと。どこの電力会社かは私は分かりませんが、売る場合もなかなか、極めて安いとかあるいは託送の規制があってなかなかできないとか、いろいろな課題があるというふうに伺っているわけなんですね。私が確認した範囲では、このエコ発電、森林バイオマスをやつているところは何とか売電をしたいというふうに言っているわけなんですかけれども、なかなかそれがうまく進んでいかないという話になつていてるわけなんです。

それと、京都の、これは言つて構わないと思ひますけれども、八木町に行つたときも、これは地元の電力会社と契約していて売電しているわけでありますけれども、これはふん尿を使っての、メタンガス発酵を使っての発電でありますけれども、これもキロワット時当たり四円程度です。ですから、これ電力会社の回避原価に相当するものしか、購入の価格としてはそういうふうになつてゐるうえですから、極めてこれは売る方

よ、岡山より始める、平沼より始まつたと、それが全国に波及していくという、そういう先鞭をお願いしたいと思いますけれども、是非お聞き解を是非いただきたいと思います。

○國務大臣(平沼赳氏君) 御指摘の私の地元で勝山町というのが真庭郡という北部に位置しております、非常に美作材の産地でございます。したがいまして、間伐材等がたくさん出るところでございまして、M社を始め木材関係の方々が非常にこの木質バイオマスに関して関心をお持ちだとうことはよく承知しております。木材組合の組合長さんも私のところに来られまして、これを岡山県だけではなくて全国規模で展開をすべきだと、こういう御提言があり、資源エネルギー庁にも私は紹介をした、そういう記憶がござります。したがつて、今、木質バイオマス発電というのは、相当、パルプ工場等の中でエネルギー源としては相當大きな比重を占めている実績があることになりますし、またそういう間伐材を利用して森林を守るという観点からも、これを伸ばしていくということは私は意味あることだと思っております。そして、隗より始めよと、こういうことでございまして、ちよつと地元の電力会社等、その対応が今御指摘をいただいたんで、私も問題意識を持つてここに、この辺はちよつと取り組みさせていただきます。ある意味ではかなえの軽重を問われるごとにもなりかねませんので、よく実情を聞きながる、そういう中で、せつかくそういう創意工夫があるんでしたらそこを生かすような努力もさせていただかないと、このように思つております。

○加藤修一君 こういう言い方もなんですかね、特別それが成功の方に向かつたからといつて、地域誘導とか、そういうったことに私はなら

○加藤修一君 これまた丁寧な御答弁ありがとうございます。  
燃料電池に関しましては三省で取り組んでいることについても聞いております。具体的に地域展開について、北海道でやるという話もその中にござります。

こういうことも各地で実証されてきておりますから、今回の法律の中でも当然その範疇に入れさせていただいて、それも推進をしていく。  
そういうことを含めて私どもは抜本的にやつていかなきやならない、それが心意気の一端でございます。

そこで、大臣に質問なわけですねけれども、私は森林のバイオマスの関係であちこち調査している段階でぶつかったケースがございます。これは極めて重要なと思っている話でございますが、これは岡山県であります。岡山県、大臣の出身のところでございますけれども、岡山県の勝山町といたところですね。これは大臣の正に担当しているエリアだと思いますけれども。ここで森林バイオマスを利用して発電している事例でありますけれども、M社がエコ発電所を造っているわけなんですね。実際、補助金はゼロということもあります。これは民間の企業ですから直接補助金を受け

係、これは誤解かもしれません、農水関係のものについては余りうまく進んでいないような感じがするんですよ。これはやはり私は、経済産業省と連携して、そういう点についていろいろな規制があるならばそれを緩和させるとか、問題点を克服していくようなことを積極的にやっていくべきじゃないかなと思います。

それで、大臣にお願いしたいのは、足下にある、こういった極めて優良な条件を持つていて本質バイオマスの関係の発電所がきちんと売電もできるような形で、自ら、こんな言い方もなんですがれども、範を垂れるという形で、隗より始めじやないかなと思います。

ともなりかねませんので、よく実情を聞きなが  
ら、そういう中で、せつかくそういう創意工夫が  
あるんでしたらそこを生かすような努力もさせて  
いただきたいと、このように思つております。  
○加藤修一君 こういう言い方もなんですかけれど  
も、特別それが成功の方に向つたからといつ  
て、地域誘導だとか、そういうことに私はなら  
ないと思います。まず大臣が自らそういう形で節  
を示したという意味で、これは褒められてしかる  
べきであつて、逆にそういうマイナスの評価には  
つながらないと私は思いますので、是非積極的な  
検討をお願いしたいと思います。

た取組を積極的に進めてまいりまして、更に高い水準に引き上げる、そういう目標で取り組んでいかなければならぬと思っております。そのためにも、まず上記の諸施策を着実に実行していくこと、そこそこが手始めには、御指導の長期的な、ざいましたけれども、燃料電池について、通産省、資源エネルギー庁の取組については、年間、私の記憶するところでは二三百億から三四百程度だと思ふんですね。程度だと言つたのは、一ヶた違うんでないかというような感覚でござらります。

るというのはなかなか難しいかもしれません、ただ、今は稼働率が六〇%だと、売りたいんだけども買ってくれないと。どこの電力会社かは私は分かりませんが、売る場合もなかなか、極めて安いとかあるのは毛遣い見附があつてなかなかでよ、岡山より始める、平沼より始まると、それが全国に波及していくという、そういう先鞭を是非、生意気な言い方でありますけれども、是非お願いしたいと思いますけれども、この辺について御見解を是非、おきたいと思います。

それで、緊急間伐五か年計画で五年間に百五十万ヘクタールに及ぶ間伐をやっていくわけがありますから、相当の間伐が出るということが想定されるわけでありまして、今申し上げたようなそういう機会をどんどん作っていくことがもう適切であると思います。

それで、次の質問でありますけれども、地球温暖化の対策の関係で、国の責務あるいは事業者の責務、国民の責務等々がございます。あるいは自治体の責務もあるわけでありますけれども、エネルギーに対してなかなかこれ分りづらいというところがあるんじゃないかなと思います。

例えば、三十万キロワットといつても、それはどういう具体的な数字であるかということがなかなかイメージ付かないところがありますし、先ほど百万戸のソーラーの戸数ですか、あれ非常に分かりやすいんですね、百万戸に付けるという意味では。なるほどなどという話になるんすけれども。

ただ、その地域の例えはエネルギーの自給率、こういったものがどのぐらいのパーセンテージになつているか、そのうちどれだけ自然エネルギーが占めているかとか、これはなかなか計測、統計上の問題もあるやに聞いておりますけれども、極めて難しい部分もあるかもしれません。

しかし、エネルギーに対しての啓発あるいは意識を変えていくということを考えていきますと、この辺についての地域におけるエネルギー自給率、例えそれが二〇〇%になるところもあると思うんですね。群馬は水源県でありますから、東京にどんどん電気を送っている県でございます。そういう意味では、送っているものを、例え自分たちで使用するというふうに仮定した場合には自給率は二百数十%になると思うですね。ただ、それは売っているという話になつてしまますけれども。

そういうふうに仮定した場合の自給率が幾らだとか、実態的な自給率が幾らだと、そういったことが

ある意味でイメージに計測できるような、そういうソフトをやはり開発して、例えば三十万都市以上は計算上可能かもしませんが、よく分かりません。そういうことの調査も含めて、そういうルギーを作つて供給するような形も、非常に私は意識を変えていく上では、もちろんそれは数字の羅列では分かりませんから、図表等を作るような形でコンピューター上で明確に示すことができるので、あるいはそれを環境教育に使うとか、そういった在り方も考えていくべきではないかなと、そのように思いますけれども、この辺について御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 先生正におっしゃいましたように、実はなかなか技術的に難しいことがございますので、技術的な側面について若干述べさせていただきたいと思います。

エネルギー自給率を、電力につきましては、今も電力の例をお出しになりましたけれども、都道府県別に発電電力量、販売電力量が算出されておりますから、そういう意味での需給バランスを試算することは可能でございます。

他方、エネルギー全体の需給バランスというこになりますと、例えは需給実績の計算に際して使用しております様々な統計の中には、石油関係の統計のように都道府県ごとにデータを収集してはいないというものもありまして、そういうことでありますから、そういう意味での需給バランスを試算することは可能でございます。

と、都道府県ごとのエネルギーの消費量を正確に把握することはできないというような技術的な問題が生じます。また、運輸部門について申し上げますと、エネルギー消費など、エネルギーが販売された地域と、移動体でございますので消費される地域が必ずしも一致しない場合があるというよ

うことで、これもいわゆる正確性を期すと数値の把握がどうかなというようなことでございまして、そういう技術的な面では難しい面があると

いうことはまず御理解をいただきたいと思います。

それでは次に、省エネルギーの観点で、こういうシステムについてはどういうふうになつてているか、どういうお考えかということについて聞きたくわけですけれども、地中熱のヒートポンプシステム、この件でありますけれども、未利用エネルギーですね、欧米ではかなり進んでいる話であります、地中の約百メータ、二百メータでは、恐らく一、三十度、三十度まで行かないかも知れませんが、そういう地温があるということでも、もちろんこれは水をくみ上げてやるとかそういう方式じゃなくて、パイプを通して、冷媒を通して、そこで熱交換をしてやるという方式で、極めて欧米では普及していて、コストパフォーマンスもいいというふうに伺っております。日本は掘削の技術がそういう方面で進んでいるわけじやありませんので、掘削料金が高い等云々がありますけれども、これは雪氷エネルギーが新エネルギーの対象にしていただいと同じように、こ

のだから、この辺についても是非検討をいたただきたいと思いますけれども、一つは地中熱ヒートポンプの在り方についてどういう見解をお持ちか、さらに、それを特措法の対象にするというこ

とについてはどう考へておられるか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○加藤修一君 技術的な面で難しい点があるということは、できないという話になつてしまふの

か、もうやりませんという話になつてしまふのか、あるいは検討、研究するという話になるのか、その辺ちょっと確認したいんですけども、今の段階では無理ですか。確認するのも難しいですか。

○政府参考人(河野博文君) 昨日御指摘をいたしましたところでございますので、一晩の検討でできましたがございまして、この新エネルギー利用等といふけれども、大変技術的には難しいということを御理解いただきたいと思います。

○加藤修一君 また別の機会に意見交換をしたいと思います。

それでは次に、省エネルギーの観点で、こういう実証段階にあるという認識であります。まだ実証段階に位置付けているところでは、この新エネルギー利用等として位置付けているところでは、その要件でございまして、二つあります。まずは実用化段階にあるということが一つ、それから、どういうお考えかということについて聞きたくわけですけれども、今後こういった技術というものはやっぱり進展していくと思いますので、その技術の進捗状況を見ながら我々としては対応していくつもりたいというふうに考えております。

○加藤修一君 今お答弁でありますけれども、実用段階のところに達していないという話ですけれども、決してそういうことじゃないと思うんです。

これは、NEDOなんかも恐らく研究していると思いますけれども、実用段階であるからこそ逆に欧米でかなりの普及、何十万台、百万台に近いほどでありますけれども、それから経済的なコストの問題については、それも克服したからこそ、かどうか分かりませんが、そのぐらいの普及の実例があるわけでありますし、それから経済的なコストの問題については、それも克服したからこそ、歐米で普及しているというふうに考えていいと思います。ブッシュ大統領も自宅に付けていたという話でございますから、是非ここも平沼大臣に付けてくださいとは言いませんが、そのぐらいの意気込みで是非お願いしたいと思いますけれども、この辺にはクリントンも自宅に付けていたという話でござりますから、是非検討をいたただきたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 技術的なことについては先生お詳しいわけですが、私どもの方でNE

D〇などにもちよつと聞いてみましたが、今NNE D〇でも実証段階ということで何がしかのお手伝いをさせていただいているというように承つております。

米国の例をもとと確認して、有りませんでし  
たので、今後そういうことも参考にして研究さ  
せていただきたいと思います。

は。 ですかう、この刃について開発開発と含めて、対象にはする必要は全くないわけであります。 今の日本の現実としては、その辺についてはまだまだ克服しなければいけない課題があるということだとと思うんですね、掘削の技術等々について

やつていく上ではやはり補助金の対象にして、省エネ効果につながるこういった面についてもエネギーへの多様性という観点から私は必要でないかなと思いますけれども、全体のバイが決まつている中で、これもやれ、あれもやれというのは、加藤さん、ちょっと無理じゃないですかといふこと

とも言外にあるように思いますけれども、必ずしもそういうことだけじゃなくて、こういった面についても、先ほど大臣の答弁にありましたように、恐らく私は地球温暖化対策の関係から考えて、やはり必要な施策の一つになっていく可能性は十分私はあると思いますので、是非積極的な対応

をよろしくお願ひしたいと思います。

ということについては極めて大きな関心を私は持つておりますし、この面についてやはり議論をしなければいけない、これは言うまでもない話だと思うんですね。

それで、その議論の在り方として、私は、透明性の確保、そういうものは極めて重要である

と。ですから、公開の場でそういう政省令の議論ということをしていく必要があるんではなかろ

うかといふに思ひますけれども、この辺についてどのような御見解をお持ちですか。

本法案の政省令等の策定に当たっては、もとよ  
制の設定又は改廃に係る意見提出手続の閣議決定  
がございまして、パブリックコメント等、所定の  
手続を経ることとなつております。

り関係大臣だけではなくて、専門家や関係業界にも十分に意見を聴きながら策定することとしておりますけれども、本閣議決定等を踏まえまして、策定過程においてパブリックコメントに付すべき

ものについては当然その手続を経るとの心構えを持つて、透明性、そういったものを担保しつつ、私どもは真摯に、そして慎重に対処していきたいと、このように思っております。

○加藤修一君 確かにパブリックコメントというのも一つの方式であるし、それは非常に評価されるやり方だと思います。

ただ、議論があつたかという、いかなる議論があつたかということについても、議事録公開といふことも含めてお願いできなかなという、こういうことでございますが、どうでしようか。

○國務大臣(平沼赳氏君) それに関しましては、私どもは今御答弁申し上げた、そういう中で透明性等を十分に担保できると、こういうふうに基本的に思つておりますけれども、そういう審議の過

程等について今御意見を承りまして、私どもとしては今後の課題として検討させていただきたいと思います。  
○加藤修一君 よろしくお願ひいたします。

それで、この政省令の審議の場にいかなる方々をお迎えして審議するかという点でござりますが、新市場拡大の関係の小委員会の経緯の中ではそういうことを心掛けさせていただいたというふうに理解しております。川喜田委員はもう少く

いろんな方々がいるわけですけれども、そういうふた  
ステークホルダーにいわゆるNPOということも  
当然考えられるわけでありまして、私どもやは  
りNPOでいろんな意見を交換していく中で、日  
本のエネルギーの事情についてもいろんな考え方  
があるんだなということで、考え方の多様性とい  
うことで非常に参考になつた経緯がござります。  
そういうふた点を含めて、今まで経済産業省も取り  
組んできていたとは思います。  
しかし、今回のこの政省令の審議の過程、その  
中でやはり透明性の確保、先ほど大臣がお話に  
なつたことと、更にそういう委員の中にNPOを  
是非加えていただくことも一つの透明性の担保に  
なりやしないかなと思ひますけれども、この辺に  
ついても御見解をいただきたいと思います。  
○國務大臣(平沼赳氏君) 政省令等の策定に際し  
ましては、専門的な知識を有する学者、電気事業  
者、新エネルギー等による発電を行う発電事業者  
等の専門家及び関係大臣の意見を踏まえまして、  
慎重に検討がなされることがまず必要であると、  
このように考えております。  
また、NPOを含む国民から広く御意見をいた  
だくことは有意義なことだと私ども思つております  
して、手続の透明性あるいは合理性にしつかりと  
留意しつつ、その参画の在り方について私どもは  
検討をしていきたいと、このように思つております。  
○加藤修一君 法案の中に、次の質問ですけれど  
も、基準利用量というのがござりますけれども、  
電力業者がしなければいけない基準利用量、これ  
についても情報開示というのがなされるかどうか。  
どれだけの取引をしたかどうかという、そ  
ういった量を年次ごとにきちっと公開、情報開示を  
するかどうかということ。  
是非私はしていただきたいという意味なんですが、  
けれども、これについてはどうでしょう。もちろん、コストまで出せとという話じゃございません

○加藤修一君 情報公開ですから情報公開法に基づいてやればいいという話は一方であると思うんですね。それは確かになかなかアクセスしづらいという部分も、不可能ではないけれども、もちろん可能なんですけれども、アクセスしづらいというところがある。ですから、それは政省令を作つていく中で、それについては情報公開をきちっとしなければいけないというやはり文言が最初にあって私かかるべきだと思うんですね。

情報公開すべきものはするというふうに大臣はおっしゃいましたけれども、それは評価をする側が違えば中身が違つてくる可能性は当然あるわけでありまして、是非先ほど申し上げましたことにつきましてはやはり、我々はやはりどういう形で新エネルギーが購入されているか、どのぐらいの基準利用量になつているかということについてはやはり知つていて、知ることが大事で、それに基づいて様々な政策展開ということについての提案もなし得ると私は思います。

それから、自然エネルギーがどれだけ進んでいるかということについても、各社別にどれだけ進んでいるかということについても私は知ることができて、それについて、電力会社について一定の格付を自然エネルギーの視点からすることも可能になるわけですから、是非その辺について更なる御見解をお示しをいただきたいと思いますけれども、

○国務大臣(平沼赳氏君) 私どもは、基本的には、基本的には行政機関の保有する情報の公開に関する法律の考え方等を踏まえながら慎重に検討してまいる所存でございますけれども、いずれにいたしましても、情報公開すべきものは積極的に公開する、こういう心構えで取り組まなければならぬと思つております。

○加藤修一君 時間が参りましたので手短に行い

思つております。

○加藤修一君 時間が参りましたので手短に行い

らしむべし知らしむべからず、そういうことはない、そういう基本姿勢でやらなきやいかぬと

思つております。

ますけれども、定義の問題ですけれども、新エネルギーの定義の、定めの第二条の関係でありますけれども、あえてこれは質問する話じゃないかも知れませんが、第一項の第六号にそのほかの新エネルギーを定めているわけなんですか？

子力というのは入らないという理解で私はいますけれども、それでよろしいと思っていますが、どううでしょうね。

○國務大臣(平沼赳氏君) これは、本日の御質疑の中でも度々出た御質問でござりますけれども、原子力、石炭、そういうものは含まれないと、こういう認識であります。

○加藤修一君 最後の質問になります。

皆さんのお手元にA3のサイズの紙を配付をさせていただきました。これは、プラスチックの添加剂の一覧、それとかわる諸元についてまとめたものでありますけれども、今回の新エネルギーの対象になつている中には廃プラスチックの関係が入つてきているということで、私はちょっと、なかなか理解できる部分ではないわけですから、これだけのいわゆる添加剂を使われていて、それを一方的に焼却するということについてはなかなか理解が及ばないところが私自身としてはございまして、焼却主義に徹することはどうかなというふうに思つております。

私は、ですから、廃棄物発電については長期的には抑制的にあるべきであろう。もちろん、これは循環型社会形成推進基本法の優先順位が当然あるわけでありますから、なるべくごみが出ないようになりますこと、リユース、リサイクルということ、最後にサーキュラリサイクルですか、そして最終処分場に行くという、そういう手順になつていて、必要に応じてとかそういう前提条件が確かに法律には、必要に応じてとかいうか、技術革新とかそういった条件が頭に付いているかもしれませんのが、今や廃プラに関してのマテリアルリサイクルというのはかなり進んでいるわけなんで

ですね。

ですから、焼却に向かわしめるようなことは、そういうマテリアルリサイクルの開発についてマ

イナスのインセンティブになつてしまふ可能性が

十分私はあり得ると思ひますので、これについて

はやはり私は将来的に、これについてというの

は、廃棄物発電については抑制的であるべきでありますし、あるいは新エネの定義としてどうかな

と。再生可能エネルギーというの、RPS法のRというのはリニューアブルで再生可能という意味でありますから、決して私は廃プラが再生可能という範疇に入るかどうかについては疑問の余地がござりますので、是非私は抑制的に将来的にも取り扱つていただきたいと、このように思ひます。

○國務大臣(平沼赳氏君) これは、基本法の基本精神にのつとつて、私どもは抑制的にこれをしないかなければならない、このように思つております。

○加藤修一君 終わります。

○委員長(保坂三蔵君) 委員の異動について御報告をいたします。

本日、片山虎之助君が委員を辞任され、その補欠として柏村武昭君が選任されました。

○委員長(保坂三蔵君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の修正について西山登紀子君から発言を認められておりますので、この際、発言を許します。西山登紀子君。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する修正案について、その要旨と提案理由を御説明いたします。

地球温暖化の防止は、人類の生存にかかる最も重要な問題となつています。エネルギー政策に

おいてもこの観点が不可欠です。今後、導入促進すべきは、地球のエネルギー循環の中で繰り返し

利用できる自然エネルギーであるべきです。

こうした観点から修正案を提案します。

修正案は、第一に、目的規定に、地球温暖化防

止、持続可能な社会の構築に資する旨を明記しま

す。

第二に、利用促進対象を「新エネルギー等」で

はなく「自然エネルギー」とし、表題を含め「新エネルギー等」を「自然エネルギー」とすると

精神的にのつとつて、私どもは抑制的にこれをしないかなければならない、このように思つております。

○国務大臣(平沼赳氏君) 自然エネルギー電気の買取除外されることを明確にします。

第三に、電力会社に自然エネルギー電気の買取義務を課します。

自然エネルギー電気の導入を促進する上での障害の一つは、発電しても売れるかどうか分からな

いというリスクです。電力会社による買取りを義務化したドイツで、風力発電の発電電力量が十

間に百倍以上になるなど大きな成果を収めている

よう、買取り義務化は決定的です。また、風力

発電の購入量を制限するなど一部の電力会社の消

極的姿勢を乗り越える上でも重要です。

第四に、電気事業者は自然エネルギー電気の利

用状況を経済産業大臣に報告し、経済産業大臣がそれを公表するものとします。こうした情報公開

は、国民的な監視の制度的保障として必要です。

第五に、国は、自然エネルギー電気の利用促進

のために、自然エネルギー発電設備の設置に対する補助その他必要な財政上、金融上、税制上の措

置を講ずるものとします。

○委員長(保坂三蔵君) 委員各位の御賛同をお願いして、提案理由とい

たします。

○委員長(保坂三蔵君) これより両案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方はまず賛否を明らかにしてお述べ願います。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、

政府提出の電気事業者による新エネルギー等の利

用に関する特別措置法案に対し、反対の討論を行います。

地球温暖化は、人類の生存それ自体を脅かしかねない深刻な問題であり、その防止に向けてエネルギー政策の転換が強く求められています。政府

案は、目的規定に地球温暖化防止が明記されておらず、その対策を担保・実効するものではありません。

反対理由の第一は、京都議定書の批准に際して必要な国内対策は、何よりも風力や太陽光などの自然エネルギーを促進るべきであるのに、この法案は新エネルギーとして廃棄物発電、特に廃プラスチック発電の導入を前提としており、廃棄物の大量廃棄、大量焼却を奨励するものだからです。その結果、炭酸ガスの排出を増加させ、ごみの分別リサイクルやごみ焼却抑制の方向にも逆行するのです。

また、委員会審議で指摘したように、廃プラスチックの埋立てに苦慮している産業廃棄物の排出者責任をあいまいにし、廃棄物処理費用の軽減化、発電による売電の収益で採算が取れるようになるなど、産業界にとっては正に至れり尽くせりの法案であるからです。

第二に、電力会社に利用量の義務化を定めるだけであり、風力や太陽光などの自然エネルギー発電の需要の買取り義務を課していないからであります。

日本型RPSの導入では、一般的にコスト競争力が弱い風力発電などの自然エネルギー発電は、市場原理によって導入を促進させることができます。むしろ、コストが安い廃プラスチック発電にシフトしていくことは明らかです。これは地球温暖化防止対策とは言えません。

また、今まで固定価格での自主的な買取りとなつて来た電力会社の余剰電力購入制度についても、価格の低下、購入量の減少など、後退するおそれら懸念されます。

第三に、本法案は、電力会社等の新エネルギーの電気利用状況などに関する公開規定がなく、国



自然エネルギー電気」に改める。

第十七条を第二十条とする。

二号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第三号中「第十二条第一項」の下に、若しくは第十五条第一項」を加え、「同条を第十九条とする。

第十五条中「第八条第二項」の下に「又は第十二条」を加え、「同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とし、第十二条を第十六条とする。

第十五条第一項及び第二項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「同条を第十五条」とす

る。

第十一一条第一項及び第二項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、「同条を第十五条」とす

る。

第十四条规定は、自然エネルギー電気の利用に関し、その促進に資する自然エネルギー発電設備の設置に要する費用に対する補助その他必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条の見出しを「(利用量の報告等)」に改め、同条中「電気の供給量」を「その利用をした自然エネルギー電気の量次項において「利用量」という。」に、「届け出なければ」を「報告しなければ」とする。

2 経済産業大臣は、前項の報告を受けた利用量を公表しなければならない。

第九条の見出し中「新エネルギー等発電設備」を「自然エネルギー発電設備」に改め、同条第一項中「新エネルギー等」を「自然エネルギー」に改め、同条第三項中「新エネルギー等発電設備」を「自然エネルギー発電設備」に改め、「同条を第十二条」とする。

第八条の次に次の二条を加える。

(一般電気事業者の買取り義務)

第九条 一般電気事業者は、当該一般電気事業者の供給区域内に自然エネルギー発電設備を設置している者から当該自然エネルギー発電設備に係る自然エネルギー電気を買い取るべき旨の申出があつたときは、下限価格を下らない価格で、当該自然エネルギー電気を買い取らなければならぬ。

2 前項の下限価格は、自然エネルギー電気を得るために変換する自然エネルギーの種類ごとに、自然エネルギー発電設備の導入の促進を通じて自然エネルギーの利用の促進が図られることを旨として、経済産業省令で定める。

(買取りに係る勧告及び命令)

第十条 経済産業大臣は、正当な理由がなくて前条第一項に規定する買取りをしない一般電気事業者があるときは、当該一般電気事業者に対し、当該買取りすべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた一般電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該一般電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三条から第十条まで、第十三条から第十五まで(第十三条及び第十五条にあっては、電気事業者に係る部分に限る)、第十八条及び第十九条(電気事業者に係る部分に限り、第十二条第一項に係る部分を除く)の規定

二 第十二条及び第十九条(第十二条第一項に係る部分に限る)の規定 平成十六年一月一日  
定 平成十五年四月一日

附則第二条中「新エネルギー等電気利用目標」を「自然エネルギー電気利用目標」に改める。

附則第三条中「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に改める。



第九部

経済産業委員会会議録第十六号

平成十四年五月三十日

【参議院】

平成十四年六月七日印刷

平成十四年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C